

# 平成24年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

## 議事日程（第1号）

平成24年12月5日（水）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報第 1号 専決処分報告について  
平成24年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について
- 第 4 議第 1号 上牧町暴力団排除条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議第 2号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 6 議第 3号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 第 7 議第 4号 上牧町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 第 8 議第 5号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更について
- 第 9 議第 6号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について
- 第10 議第 7号 平成24年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について
- 第11 議第 8号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について
- 第12 議第 9号 平成24年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について
- 第13 議第10号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について
- 第14 議第11号 米山新町線道路改良工事請負契約の締結について

## 本日の会議に付した事件

第1から第14まで議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	辻 誠 一	2番	長 岡 照 美
3番	堀 内 英 樹	4番	吉 中 隆 昭
5番	石 丸 典 子	6番	木 内 利 雄
7番	康 村 昌 史	8番	富 木 つや子
9番	芳 倉 利 次	10番	吉 川 米 義
11番	服 部 公 英	12番	東 充 洋

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	今 中 富 夫	教 育 長	浅 井 正 溢
総 務 部 長	田 中 一 夫	都 市 環 境 部 長	外 川 武 彦
住 民 福 祉 部 長	塚 尚 起	水 道 部 長	杵 本 和 敏
教 育 部 長	竹 島 正 智	保 健 福 祉 セ ン タ ー 館 長	竹 島 正 貴
土 地 開 発 公 社 常 務 理 事	高 木 雄 一	秘 書 課 長	藤 岡 達 也
総 務 課 長	池 内 利 昭		

---

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 下 間 常 嗣 書 記 山 下 純 司

開議 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（東 充洋） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、平成24年第4回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましては、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。

また、師走ということで、非常に寒くなってまいりました。議員各位におかれましては、この定例会が健康で出席賜りますように、心からお願いを申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（東 充洋） これから本日の会議を開きます。



◎町長のあいさつ

○議長（東 充洋） 初めに、招集者のあいさつをお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成24年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして簡単に説明をさせていただき、あいさつにかえさせていただきたいと思っております。

まず、報第1号 専決処分報告の平成24年度上牧町一般会計補正予算（第5回）については、衆議院議員総選挙にかかる執行経費の補正を専決処分させていただいたものでございます。

議第1号につきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に

より、上牧町暴力団排除条例の一部を改正するものでございます。議第2号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議第3号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、介護保険法等の改正に伴い、各市町村の条例に委任されたことにより、条例を制定するものでございます。議第4号 上牧町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定については、水道法の一部が改正されたことにより、条例を制定するものでございます。議第5号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更については、障害者自立支援法の一部改正による変更でございます。議第6号につきましては、平成24年度上牧町一般会計補正予算（第6回）でございます。主な内容につきましては、歳出で、民生費で保育所負担金の増額、土木費の道路橋梁費で滝川台19号線道路改良工事、滝川台1号線歩道整備工事等にかかる委託料、公有財産購入費の増額、上牧交差点渋滞対策工事等にかかる工事請負費の増額、都市計画費の米山新町線及び桜ヶ丘新町線にかかる工事請負費等の減額、教育費の上牧第二小学校耐震化工事と第三小学校エレベーター設置工事にかかる工事請負費の増額、諸支出金の土地購入費の増額は土地開発公社からの買い戻しにかかる費用とそれらにかかる歳入といたしまして、社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金、財政調整基金の取り崩しを補正計上いたしました。議第7号から議第10号につきましては、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計の各補正でございます。議第11号は、米山新町線道路改良工事請負契約の締結についてでございます。

以上のとおり、案件を上程いたしております。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、承認、議決賜りますようお願いを申し上げます。招集のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。



### ◎議会運営委員会の報告

○議長（東 充洋） あいさつが終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

木内議会運営委員長。

(議会運営委員長 木内利雄 登壇)

○議会運営委員長(木内利雄) おはようございます。議会運営委員会からのご報告を申し上げます。

本日招集の平成24年第4回定例会の議会運営委員会を、去る12月3日午前10時から、全委員出席により議会運営について慎重に審議いたしました結果、会期は12月5日から12月12日までの8日間とし、会期日程及び議案付託につきましては、お手元に配付しておりますとおり、会期日程並びに議案付託表のとおりと決しました。

また、一般質問につきましては、従来どおり理事者側の答弁を含め、1人1時間以内と決しました。

以上、議会運営委員会のご報告とさせていただきます。



#### ◎議事日程の報告

○議長(東 充洋) 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



#### ◎会議録署名議員の指名について

○議長(東 充洋) 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番、富木議員、9番、芳倉議員を指名いたします。



#### ◎会期の決定について

○議長(東 充洋) 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの8日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月12日までの8日間と決定いたしました。



### ◎報第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第3、報第1号 専決処分報告について、平成24年度上牧町一般会計補正予算(第5回)について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(下間常嗣) 報第1号 専決処分報告について。

平成24年度上牧町一般会計補正予算(第5回)については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

平成24年12月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長(東 充洋) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(田中一夫) 専第4号 専決処分書、平成24年度上牧町一般会計補正予算(第5回)については、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成24年11月16日 上牧町長 今中富夫。

歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出それぞれ1,202万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出それぞれ74億6,275万円とするものであります。

内容につきましては、12月16日執行の衆議院議員総選挙にかかる執行経費の補正の専決処分でございます。

ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○議長(東 充洋) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

堀内議員。

○3番（堀内英樹） 3番、堀内です。

何点かお尋ねします。今回の衆議院議員総選挙の対象となる有権者数、これが1点、それから、ポスターの掲示箇所、予算書の中でも歳出、目4の、委託料、区分、節13委託料の中にもございますが、選挙ポスター掲示場が何カ所なのか、その点説明をお願いします。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） 直近の選挙人名簿に登録者数を言います。平成24年12月3日現在でございます。男が9,074、女が10,361、計19,435でございます。

○3番（堀内英樹） 次、お願いします。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） ポスターの掲示箇所でございますけれど、一応93カ所でございます。

○3番（堀内英樹） 結構です。

○議長（東 充洋） ほかに。石丸議員。

○5番（石丸典子） 5番、石丸典子です。

今回の補正ですが、きのう公示で始まりました衆議院選挙の費用を専決処分されたということでの報告になっておりますけれども、今回の選挙は解散から投票まで大変短い期間で、異様のことでありますけれども、選挙の事務を行うに当たって大変忙しい場面があったかと思われましてけれども、滞りなく準備が進んでいるかどうかお聞きをしたいと思います。

きょうのラジオ等の報道によりますと、一部で選挙の投票整理券が発行されていなかったという地域も、おくれるということも出てきておりますけれども、その点をまずお願いいたします。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） 一応、石丸議員のおっしゃったとおり、なかなか準備期間の部分が、短い期間で準備をいたしておりますので、大変、職員の方も夜おそくまで残って準備をしております。きょうから期日前投票ということで、ロビーにつきましても、きのう、準備の設営をいたしまして、きょうから、8時半から期日前投票をいたしておるところでございます。今のところ、問題なく滞りなく、今、準備を進めているところでございます。ただ、きのう、ちょっと比例区につきまして、なかなか決まらない部分がございます、確定されたのが11時以降でして、その部分につきまして、明確な部分が来ましたのがその明けの午前2時ぐら

いに来たということで、それもきょう朝から間に合うような形で掲示はいたしております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 大変ご苦労さまです。

内容で1点お伺いしたいんですけども、歳出で、委託料のところ、歳出4ページ、説明書4ページのところですけども、選挙用ポスター掲示板設置業務委託料ということで、105万8,000円計上されておりますけれども、この内容の説明をお願いしたいと思います。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） これにかかります部分につきましては、業者の方へ、先ほど申しました設置箇所の部分を、業者の方で掲示板の委託をしていただいて、今、全部皆、委託の設置の方は終わっていますけれども、その部分の費用でございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 以前、職員の方が取り外し等をされているのを見かけたことがあるんですけども、これは前から委託という形でしたか。忙しいときは委託という形ですか。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） 職員でやっておったのも相当前の話でございまして、これにかかわる部分につきましては、業者の方へ委託を行って、設置の方をしていただいております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 委託先をお願いいたします。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） 委託業者の業者名は手持ちに持っておりませんので、後でまたご連絡させていただきます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） それで、設置場所を93カ所ということで、先ほどの議員の質問でも答えさせていただきましたけれども、この設置場所については、上牧町の条例では町会議員及び町長選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例で定められておりまして、具体的には、選挙管理委員会で場所等また変更等を決められるというふうに取り扱っておりますけれども、設置場所の変更はなかったですか。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） 設置場所の変更は、去年一応選挙の執行もいたしておりますけれども、その部分につきましては変更はございません。



○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 実は、私もきのうある地域の掲示をさせていただいたんですけれども、選挙管理委員会からいただきました設置場所の一覧表の場所の表示が一部わかりづらくなって、訂正も電話ではいただいた部分があるんですけれども、例えば古いお店の跡地であったりとか、今はお店をされていない店舗の前であったりとか、記述がなかなかわかりづらい。現地へ行けばわかるんですけれども。この表を見ながら設置しようとするとなかなかわかりづらい部分がありますので、現状に即した地名なり、また、わかりやすい表示で一覧表の提出をお願いしたいと思いますので。選挙の公平を期するという点からも、地元の方は大変よくおわかりでしょうけれども、全域93カ所、なかなか広いわけですから、今後また、町長選挙、町議会議員選挙も行われますので、その点からわかりやすい表示でお示しいただきますようによろしくお願いしておきます。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） わかりました。そういうご意見をいただきましたので、そういう形で今後考えていきたいと思えます。

それと、先ほどの委託業者でございますけれども、南都商工でございます。

○5番（石丸典子） 結構です。

○議長（東 充洋） ほかに。木内議員。

○6番（木内利雄） 以前にも公営掲示板の件で申し上げたことがあるんですが、本町は同面積ぐらいの自治体に比べて大変多い。例えば、王寺町、河合町何かやったらおおむね60カ所程度なんですよ。本町は93カ所。ちなみにこんなん何で必要なのかなと思うのは一例だけ申し上げますよ。片岡台2丁目、公民館の横に公園があります。その北と西と東というんですかな、北と南というんですかな、公園を挟んで、たったあの公園2、30メートルの幅なんです。そんな挟んで掲示板がある。そういった箇所があっちこっちにあるんですよ。そういったことがなぜ必要なのかなというふうに思っていますんで、一度掲示板の箇所を。河合町とか王寺町、約60だったと思いますよ。ほんで、本町よりも面積のかなり大きい広陵町で100何カ所です。私今手元に資料がないんですけど、覚えている範囲はそういうことなんです。そやから、本町は多いなというふうに思っていますんで、ご検討される方がよろしいのではないかなというふうに思います。委託料も当然安くなりますしね。答弁は結構ですから、しっかりとそこら辺はご検討されるように。以前にも申し上げたことがあります。

結構です。

○議長（東 充洋） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



#### ◎議第1号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第4、議第1号 上牧町暴力団排除条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第1号 上牧町暴力団排除条例の一部を改正する条例について。

上牧町暴力団排除条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成24年12月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 議第1号 上牧町暴力団排除条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

第2条第6号中の法第32条の2第1項を法第32条の3第1項に改めますのは、暴対法の一部改正により、条ずれが発生しておりますので改めるものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上です。ご審議の上、議決いただきますよう、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



### ◎議第2号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第5、議第2号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第2号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、別紙のとおりである。

平成24年12月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 議第2号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について、説明いたします。

今回の条例制定につきましては、いわゆる地域主権一括法に基づき、厚生労働省令で定められておりました指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の制定につきまして、町の条例に委任されたことに伴いまして、制定を行なったものでございます。

これにつきましては、厚生労働省と同じ内容を条例において定めるものでございますが、1点のみ内容変更を行っている箇所がございます。

それは、第42条、58条、79条、107条、127条、148条、176条、201条の記録の整備という部分で、省令では完結の日から2年間保存と定められておりましたが、町条例では当該サービスを提供した日から5年間保存という形に変更いたしております。理由といたしましては、介護報酬返還に関する金銭債権の消滅時効が5年となっておりますので、それと整合を図るためでございます。

内容でございますが、第1章には総則を、第2章には定期巡回・随時対応型訪問看護介護を、第3章には夜間対応型訪問介護を、第4章には認知症対応型通所介護を、第5章には小規模多機能型居宅介護を、第6章には認知症対応型共同生活介護を、第7章には地域密着型特定施設入居者生活介護を、第8章には地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を、第9章には複合型サービスをうたっております。それと、それぞれの章、第1節には基本方針、第2節には人員に関する基準、第3節には設備に関する基準、第4節には運営に関する基準をうたっております。

附則、施行期日、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



### ◎議第3号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第6、議第3号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第3号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。

上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、別紙のとおりである。

平成24年12月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 議第3号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な

支援の方法に関する基準を定める条例（案）について、説明いたします。

この条例制定につきましても、議第2号と同じく、地域主権一括法に基づき、厚生労働省令で定められておりました指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の制定につきましても、町の条例に委任されたことに伴いまして、条例制定を行なったものでございます。

これにつきましても、厚生労働省と同じ内容を条例にて定めるものでございますが、これも1点のみ内容変更を行っている箇所がございます。

第40条、第64条、第85条の記録の整備部分におきまして、省令では完結の日から2年間保存となっておりましたが、町条例では当該サービスを提供した日から5年間保存に変更いたしております。理由は、議第2号と同じく、介護報酬返還に関する金銭債権の消滅時効が5年となっておりますので、その部分の整合を図るためでございます。

内容でございますが、第1章には総則を、第2章には介護予防認知症対応型通所介護を、第3章には介護予防小規模多機能型居宅介護を、第4章には介護予防認知症対応型共同生活介護をうたっております。それと、それぞれの章、第1節に基本方針、第2節に人員に関する基準、第3、第4節に設備に関する基準及び運営に関する基準をそれぞれ制定いたしております。

附則、施行期日、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第4号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第7、議第4号 上牧町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第4号 上牧町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について。

上牧町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定については、別紙のとおりである。

平成24年12月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（杵本和敏） 議第4号 上牧町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定（案）について、説明いたします。

この条例は、地域主権一括法によります水道法の改正により、水道事業者が地方公共団体である場合にはこれを条例で定めることとなりました。従来は政令により全国一律に定められていましたが、法改正により地域の実情に応じた資格の設定が可能になったものでございます。

条例の内容につきましては、第1条でこの条例の趣旨、第2条布設工事監督者を配置する工事、第3条布設工事監督者の資格、第4条水道技術管理者の資格をそれぞれ定めています。

附則、この条例は、平成25年4月1日より施行する。

以上です。議決いただきますよう、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第5号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第8、議第5号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第5号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約を、別紙のとおり変更したいので、同条第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年12月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 議第5号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の一部を変更する規約（案）について、説明いたします。

今回の改正につきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により、障害者自立支援法の法律の名称が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められるため所要の変更を行うものでございます。

附則、この規約は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第6号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第9、議第6号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第6号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について。

平成24年度上牧町一般会計補正予算（第6回）については、別紙のとおりである。

平成24年12月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 議第6号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について、説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出それぞれ9億6,382万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出それぞれ84億2,657万8,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、小学校施設整備事業債で3億9,460万を追加し、住

環境整備事業債で250万円減額、補正額といたしましては、3億9,210万円の増額となります。

内容について説明いたします。

説明書3ページの歳入におきましては、国庫補助金、土木費国庫補助金の道路橋梁費補助金で2,931万5,000円の増額、都市計画費補助金で2,667万5,000円の減額、教育費国庫補助金の小学校費補助金で1億6,607万3,000円の増額、5ページでは、基金繰入金の財政調整基金繰入金として3億8,836万6,000円を取り崩し、6ページの教育費の小学校施設整備事業債で3億9,460万円の増額補正を行っております。

次に、歳出の8ページでは、社会福祉費、障害福祉費の扶助費で1,375万円の増額、9ページ、土木費、道路橋梁費の委託料、工事請負費、公有財産購入費等で1億6,676万5,000円の増額、10ページ、都市計画街路費で4,472万8,000円の減額、11ページでは、小学校費、小学校管理費で第二小学校耐震化工事による工事請負費6億9,929万2,000円の増額、12ページでは普通財産取得費の公有財産購入費で1億1,189万3,000円の増額、そして特別会計繰出金では、各特別会計への法定繰出金の調整といたしまして1,837万9,000円の増額補正を行っております。

以上が補正予算の概要でございます。議決いただきますよう、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第7号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第10、議第7号 平成24年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第7号 平成24年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について。

平成24年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）については、別紙のとおりである。

平成24年12月5日提出 上牧町長 今中富夫。



○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 議第7号 平成24年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出それぞれ6,441万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出それぞれ28億5,514万7,000円とするものでございます。

内容について説明をさせていただきます。

説明書3ページ、歳入におきまして、款4療養給付費交付金で1,540万円を計上いたしました。これにつきましては退職者医療費に対する支払基金からの交付金でございます。また同じページで款9繰入金で1,355万7,000円を計上いたしました。これにつきましては交付税算入額の国保部分の精算でございます。同じく、繰入金で3,545万6,000円を計上いたしておりますが、これは財政調整基金の取り崩しでございます。

次に、歳出でございますが、4ページの款2保険給付費で650万円の計上をいたしました。これにつきましては退職被保険者の療養費による増額でございます。また同じく、保険給付費で5,500万円を計上いたしておりますが、これは高額療養費の増額によるものでございます。5ページの保険給付費では出産育児一時金及び葬祭費の追加により不足となった部分をそれぞれ計上いたしております。最後に、諸支出金として42万8,000円を計上いたしておりますが、これは特定検診にかかる前年度分の精算金でございます。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

---

◇

◎議第8号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第11、議第8号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第8号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について。

平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）については、別紙のとおりである。

平成24年12月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 議第8号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出それぞれ94万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出それぞれ2億3,187万円とするものでございます。

内容について説明をさせていただきます。

説明書3ページ、歳入におきまして、款3繰入金で、一般会計からの繰入金94万6,000円を計上いたしております。これにつきましては事務費繰り入れ及び保険基盤安定にかかる繰入金でございます。

4ページの歳出につきましては、款1総務費で、歳出還付として10万円を計上いたしております。款2後期高齢者医療広域連合納付金では84万6,000円を計上いたしました。これは被保険者数の増加に伴う県の保険基盤安定負担金でございます。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第9号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第12、議第9号 平成24年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第9号 平成24年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について。

平成24年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）については、別紙のとおりである。

平成24年12月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 議第9号 平成24年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、説明いたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出それぞれ18万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出それぞれ13億5,961万5,000円とするものでございます。

内容について説明をさせていただきます。

説明書3ページ、歳入につきまして、款7繰入金で、18万9,000円を計上いたしております。これは一般会計からの繰り入れでございます。

次に、歳出でございますが、説明書4ページ、款2保険給付費の、介護サービス等諸費で2,440万円の減額を行っております。これは地域密着型介護サービス給付の利用者の減少によるものでございます。また同じく、介護予防サービス等諸費で2,440万円の増額を行っておりますが、これにつきましては介護予防サービス利用者数の増加による増額でございます。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第10号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第13、議第10号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第10号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について。

平成24年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）については、別紙のとおりである。

平成24年12月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（**杵本和敏**） 議第10号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,311万3,000円を減額し、歳入、歳出それぞれ5億7,573万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、説明書3ページの下水道事業費国庫補助金の内示額の減により800万円の減額、長期債元金に対する一般会計からの補助として一般会計繰入金368万7,000円の増額、下水道事業債については、公共下水道事業費の割り当て内示額の減額により公共下水道事業債880万円の減額を計上しています。また、歳出4ページの下水道総務費は職員手当として7万5,000円の増額、公共下水道事業費は公共下水道事業の国からの割り当ての減少による事業費の縮小で1,600万円の減額、公債費元金については平成23年度借入債の償還分で、借入対象でなくなったため597万3,000円の増額、また、公債費利子については見込みより低利となったため311万6,000円の減額計上といたしました。

以上です。議決いただきますよう、お願いいたします。

○議長（**東 充洋**） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



### ◎議第11号の上程、説明

○議長（**東 充洋**） 日程第14、議第11号 米山新町線道路改良工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（**下間常嗣**） 議第11号 米山新町線道路改良工事請負契約の締結について。

米山新町線道路改良工事について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月条例第5号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成24年12月5日提出 上牧町長 今中富夫。

記1、工事名、米山新町線道路改良工事。2、工事場所、北葛城郡上牧町上牧地内。3、工事期間、契約の日から平成25年3月29日まで。4、工事金額、1億1,280万飛び4,650円。

(内消費税及び地方消費税額537万1,650円) 5、契約の相手方、奈良県北葛城郡広陵町大字平尾11番地の1、村本建設株式会社奈良本店、執行役員本店長、市岡 武。

○議長(東 充洋) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長(外川武彦) 議第11号 米山新町線道路改良工事請負契約の締結について、説明いたします。

工事名につきましては米山新町線道路改良工事。工事場所、北葛城郡上牧町上牧地内。工事期間、契約の日から平成25年3月29日まで。工事金額、1億1,280万4,650円。(内消費税及び地方消費税額537万1,650円) 契約の相手方、奈良県北葛城郡広陵町大字平尾11番地の1、村本建設株式会社奈良本店、執行役員本店長、市岡 武。

以上でございます。議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(東 充洋) 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第1号から議第11号の委員会付託

○議長(東 充洋) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号から議第11号については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託し、一般質問については、理事者側の答弁を含め1人1時間以内とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また、一般質問については、1人1時間以内とすることに決定いたしました。



#### ◎散会の宣告

○議長(東 充洋) 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦勞さまでございました。

散会 午前10時52分

# 平成24年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

## 議事日程（第2号）

平成24年12月10日（月）午前10時開議

### 第1 一般質問について

3番 堀内英樹

5番 石丸典子

1番 辻誠一

7番 康村昌史

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（11名）

1番	辻	誠	一	2番	長	岡	照	美		
3番	堀	内	英	樹	4番	吉	中	隆	昭	
5番	石	丸	典	子	6番	木	内	利	雄	
7番	康	村	昌	史	8番	富	木	つ	や	子
9番	芳	倉	利	次	11番	服	部	公	英	
12番	東	充	洋							

欠席議員（1名）

10番 吉川米義

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	教育長	浅井正溢
総務部長	田中一夫	都市環境部長	外川武彦
住民福祉部長	塚尚起	水道部長	杵本和敏
教育部長	竹島正智	保健福祉センター館長	竹島正貴
土地開発公社常務理事	高木雄一	秘書課長	藤岡達也
総務課長	池内利昭	福祉課長	阪本正人
まちづくり推進課長	西山義憲	生き活き対策課長	吉川師郎
保険年金課長	五藤博行	上下水道課長	大東四郎

---

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 下間常嗣 書記 山下純司



開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（東 充洋） おはようございます。ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（東 充洋） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎一般質問

○議長（東 充洋） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

この件でございますが、前回、9月議会の際に、議会最終日に、議長からの提案をさせていただいておりますので、その点、どうか酌んでいただいて、一般質問に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、もう1点なんですが、今回、お願いをしたいのは、議員の方も理事者側の方も必ず答弁、発言をするときには、議長の許可を求めるということを徹底していただきたいというふうに思いますので、どうかよろしくをお願いいたします。



◇堀内英樹

○議長（東 充洋） それでは、3番、堀内議員の発言を許します。

堀内議員。

(3番 堀内英樹 登壇)

○3番(堀内英樹) おはようございます。3番、堀内英樹です。

この冬、28年ぶりだそうです。大変厳しい寒さになっています。皆さん、どうか体調にはくれぐれも気をつけていただきたいと思います。その中で、第46回衆議院議員総選挙が16日投票で実施されます。今回の選挙戦ですが、多党乱立で戦国時代を連想させるものがあります。その様相は、群雄割拠と言えれば聞こえはいいのですが、むしろどنگりの背比べと言った方が似つかわしいのではないのでしょうか。報道では、態度を決めていない有権者が多いと伝えられておりますが、投票にはぜひ、行っていただきたいと思いますところがあります。この秋、『日本型リーダーはなぜ失敗するのか』という、こういう新書なんでございますが、出ました。日本の近代史の第一人者である半藤一利氏によるもので、決断できない、現場を知らない、責任を取らない、つまり、決断、現場、責任、そのそれぞれ3つがない指導者を描いています。今日の政情と余りにも似通っていることには、驚きそのものでございました。そこで、私がお聞きしたいのは、上牧町のリーダーである今中町長の失敗しない指導者としての覚悟があるのかないかです。次期町政にかける町長の決意がいかなものか確かめたいのであります。

そこで、私の質問は、今中町政、今後の取り組みと課題について、その1、今中町長の任期は25年3月25日であり、その前、30日以内に選挙が行われる予定と通告しましたが、後の選挙管理委員会で3月3日投票と決まりました。町長はさきの9月議会で再出馬の表明をされたが、当面する25年度予算編成にどのように取り組まれる方針か。

2、11月に今中とみお後援会だよりが町内全域に配布され、まちづくりの基本理念として、協働と参画を掲げられました。町長はこの後、まちづくり基本条例の制定をどのように進めていられるのか。

3、上牧町再生の根本は、町財政を確実に立て直すことから始まると考えております。第三セクター等改革推進債の活用による土地開発公社解散への行程と手順、返済の見通しについて。

4、町財政は自主財源の柱でありながら、減少傾向がなお続いています。町税収入を確保し、財政を安定させる取り組みについて、町長としての決意はどうか。

5、町の人口は減少傾向にあり、その一方で65歳以上の高齢者はふえ続けています。地域社会の将来運営を見据えた骨太の施策が求められているが、町長の考えはどうか。

6、リーダー不在で国政の政治不信がきわまる中、12月16日投票で第46回衆議院議員総選

挙が実施されます。町民の信頼に基づく町政運営に、確かなリーダーシップが不可欠であると考えますが、町長の忌憚のない所見をお聞かせいただきたいのであります。

以上が私の質問項目です。質問は一問一答でお願いし、再質問は質問者席で行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 町長、9月議会に引き続いて、町長に対するお尋ねがほとんどでございますが、このほど、ご苦勞かけますが、答弁、よろしくお願いいたします。

それでは、最初のお尋ねからよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） まず、最初の25年度の予算編成について、どう取り組んでいくのかというお尋ねでございますが、基本的には9月議会で、まず大きな柱の部分、公社解散に伴う解散議決と、それと三セク債借入れの議決、これを行っていただきました。当然、その3月議会の前に、私、町長選挙があるということになりますので、いろんなやらなければならないことがたくさんあるわけでございますが、まず、基本的な考え方としては、9月議会で議決をいただいたもの、それと通常の経費、これはまず、3月議会に上程をしたいと、また、するべきだというふうに考えております。それ以外の部分については、当然、選挙があるわけでございますので、施策をその中に盛り込んでいくということは、余りにおごったものの考え方ではないのかなというふうに私も考えておりますので、まず、9月の議会で議決されたこと、このことを中心に予算編成は行っていきたいというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 今、町長から答弁いただきましたように、3月3日投票ということになれば、25年度当初予算は3月議会に付議されるわけですから、いわゆる骨格予算といえますか、通常経費のみということが、これは原則だと思います。ただし、町長がおっしゃったように、9月議会で公社解散と三セク債の借入れ、この議決はこの場所で行っております。したがって、これもスケジュール、いろんな流れから言いまして、町としての大変大きな施策決定が9月議会で行われているというのは、これは事実でございますので、今、答弁のように、それを盛り込んで、そして通常の経費、いわゆる骨格予算と言われる部分に、そのところを中心に3月議会に付議すると、こういうことで、今、答弁いただいたのですが、大変な時期でございますが、ここのところはやはり、予算編成と選挙の関係ということに関しては、こういう考えでよろしいかと思えます。特に、それ以外に町長、例えば職員給与のあ

たりの話です。この辺はどうされますか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 職員給与のことに关しましては、もう既に議会の皆さん方にはお諮りをさせていただいて、それなりの協力というのか、賛成をいただいておりますので、職員の人件費部分のもとに戻す部分については、できましたら骨格予算ということになるわけですが、その部分については、予算として盛り込ませていただきたいなというふうに考えております。それ以外の部分、これについては先ほど申し上げましたように、政策的な部分であるとか、いろんな部分もあるわけですので、それについては、町長選挙が済んで、3月議会が終わって、また臨時議会というのが、当然、あるわけですので、その臨時議会の中で皆さん方にご相談をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） それでは、第2項目のまちづくり基本条例の制定です。このところを町長、この後、どのように進めていけますか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 先般、まちづくり基本条例の会議がございまして、ぜひ、町長、出席をということで出席をさせていただきました。その中で、委員さんの方から厳しい質問もあったわけですが、私としては、考え方として、新聞等で報道された部分がございます。これについては、考え方は2通りあるというふうに思うんですが、あのよう新聞で報道されて、物議を醸し出しているということから考えますと、やっぱり、新しい方向じゃなしに、報酬を支出するというそのものに疑義があるということがございますので、まず、一旦、打ち切った形、というのは、答申を出していただくと。その出していただいた答申に基づいて、新たな委員会を3月議会で立ち上げると。条例を制定して、そこで委員構成と、これについてはまた、当然、委員会の中でも議会の中でもご審議いただくわけですが、新しい委員会を立ち上げて、4月以降、そういう形で最後のまとめをしていただくと。当然、答申をいただくわけですので、この答申をまずは尊重すると。そのできあがったものを、新しい委員さんの中で再度、ご審議をいただくと。この考え方は1からやるということではなしに、答申が出ているわけですので、この答申に沿った形でまとめ上げていくと、当然、この中には、役場のものの、行政側のものの考え方もございますし、例えば、法律的なものの考え方もあるし、文章的、文言的、表現の仕方の問題もあると。こういう機関をそれぞれ、しっかりと入っていただく、もしくは委託をすると、そういう形でできあが

ったものを、できましたら来年の9月に条例として提出できないか、こういうことで今考えておるところでございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 今、町長から10月に、11月ですか、委員会の方でもご説明いただいたお話に基づいて方針を述べられたんですが、考え方としては、町長、おっしゃる方向で私も適切だと思います。この委員会なんですが、設置からちょっと2年余りです。2年余り経ちます。公募委員中心に構成されて、町長としては、今述べられたように、住民意見をどのように反映させるかということ非常に重きにおかれて、諮問されたわけです。私、1年半ほどこの委員会に加わらせていただいたんですが、委員の1人として、委員会運営、またいろんなやりとりも含めて感じたことを率直に申し上げたいと思います。決して委員会を批判するとか、そういう考え方ではございませんが、今後、新しい委員会を運営していただく上で、非常に大事なポイントが隠されているというふうに思いますので申し上げます。

で、委員の中には、協働と参画という考え方、この町長の後援会だよりでもきちっと述べられたとおりです。恐らく、この原則は委員会としても変わらないだろうと思います。その協働と参画ということについて、住民の意見ですべて決めるんだと、あるいはこれが最上位なんだというふうな考え方というか、私は考え違いだと思いますが、やっぱり結構あるんです。これまで、上牧町、長い間、行政、議会中心に運営してきたわけですが、公社の問題をはじめ、あるいは財政においてもそうです。そのほかにおいても、ある種のこのままではいけないという状況が結構出ました。そこで、町民といいますか、住民の皆さんに参加を求めて、3者で共同作業をしていこうじゃないかと、こういうのは、やはり協働と参画のベースにあると思うんです。背景にあると思うんです。したがって、協働ということに関しては、3者それぞれの立場、考え方、いろいろ違いがあります。それをそれぞれの立場で認め合って、そして、1つの大きな目標に向かって力を合わせていくというのが基本的な考えだろうと思うんです。

それともう1つ、よく似た話なんですが、憲法に主権在民という考え方があります。このことが、往々にして住民意見が最上位だと。その行政とか議会の方よりも住民の意見の方が優先するんだという錯覚が、どうも一部で起こっているように思います。住民意見の反映というものは、やはり間接民主主義の制度といいますか、あるいは二元代表制、つまり町長と議会、こういう制度で使えることによって、それを前提として住民意見も実現されていくと。だから、そのところは、議論は大いに結構なんですが、協働と参画にはやはり、熟議とい

いますか、日本の合意形成が不可欠なんです。そのところが、必ずしもうまくかみ合っていない部分もあるのではないかなと、私、感じているんです。町長、この辺の考え方について、町長の所見というのはいかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今おっしゃっておられるように、上牧町としては、今までこういう形で住民さんとかかわり合いをしてきたというのは、過去にそう例がないし、実際のところ、こういう形でやってきたのは、上牧町としては初めてだろうというふうに思います。そういうことで、住民さんとしては、それぞれ、自分の考え方とか、それから心情的といいますのか、当然、気負いのところもあるだろうなというふうに私は感じております。ただ、今やっぱりおっしゃっておられるように、幾ら、例えば意見を出して、どういうことであろうとも、それが決まらなくて、例えば条例として成立しなかったら何の意味もないわけでございますので、意見としてはいろんな意見があって当然だと思います。民主主義でございますので、やっぱり、大きな考え方の中でまとめていくというのが、これ、民主主義の原則でございますので、いろんな意見があったとしても、少数な意見を排除するというのではなく、その委員会の中でしっかりとその少数意見も反映できるような形でまとめていただくというのが、一番大事なことはないのかなというふうに私は思います。

上牧町としては、こういう取り組み、当然、初めてでございまして、住民さんも当然、こういうこともないわけでございますので、いろんな考え方をお持ちになって参加をいただいた、我々、行政側もこういう形で1つのことに約3年もかけるような、こういうことも初めてでございまして。お互い、これはもう勉強でございまして、そういう形の中で、やっぱり、私の考え方としてはこれを最初にやったときに、やろうという考え方に至ったという1つのポイントというのが、住民さんに「なぜ、こんなことできへんのやろか」と、「なぜ、こういうことがどうなっているのやろか」とか、そういうことがなかなかおわかりになってもらえないだろうと。そういうためにも、住民さんにこういうところに入っていただいて、行政とはどういうものなのか、住民の立場としてはどうなのか、物事を成就していくのにはどういうルールがあるのか。「こんなこと、簡単にできるのに何でできへんのかな」と、「いや、実はこれは法律でこうなっているんですよ、条例でこうなっているんですよ」と。「こんなん、できへんのに何でできるんですか」、「いや、これは考え方としてはこうですよ」と。そういうことを住民さんがおわかりいただける、行政とはこういうものかと。物事をつくり上げていくのはこういうプロセスがあるのか、こういう過程があるのかと、そういうことも

住民さんにおわかりをいただきたいと。それには時間がかかるだろうと、それはいろんな不平不満もあるだろうと。しかし、幾らいい意見を出しても、まとまらなかったら何にもならないというのが、これ、実際の形になってくるわけでございますので、そういうこともやっぱり住民さんそれぞれ、不平不満もあろうかと思いますが、そういうことをしっかりとおわかりをいただいて、この住民基本条例をまとめ上げていただきたいというのが私の考え方でございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 答申の結果、条例案について、新しい委員会を設置して、まとめ上げていきたいというお話です。3月議会の条例、この委員会の設置条例を提出して、そして、そうすれば、町の附属機関として設置すると。こういうことになりますね、町長。当然、そこで任命された委員は、どこでも非常勤の特別職の町職員です。当然、条例に基づいて報酬も支払われます。今回の条例設置を狙の一つは、報酬をきちっと適正化するというか、法的にも何ら疑義のない形にしたいと、これがあります。そうすれば、委員会は条例案を仕上げるのが目的ということになるわけで、当然、そうすれば、町の仕事としての取り組みが任務になります。したがって、自己主張しかできない委員さんというのは、私、不向きだと。むしろいらないと思います。それから、合意形成ができる委員でなければ務まらない、そういうのも必要だというふうに、私、考えます。当然、いろんな熟議も必要ですが、目的とかあるいは意味はここにあると、こういうふうに考えておりますが、町長の考えはいかがですか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 当然、条例を制定して正式に報酬として議会で認めていただいて、支出していくわけでございますので、当然、考え方としてはその部分をはっきりさせるという意味で、1月に答申を、1月末を限度としていただきたいというふうにお願いをしております。そういう形で行きますと、新しい委員会で1から意見を出していただいて、また、始めていくということではございません。当然、答申が出ておるわけでございますので、それをまとめ上げるという作業でございます。当然、そうなりますと、委員会の中でも話が出ております、例えば、本来の住民さんの意思をどのように反映していくのか、説明をしていくのかという作業も当然、それ以後にあるわけでございますので、私としては、委員会の委員さんが、当然、何人か入ってもらわなければならないわけでございますが、その委員さんにも当然、住民さんに対する説明があったとしたら、その委員さん方も一緒に出席をしていただく、行政側も出席をする、ときによっては議員さんも出席をして、住民さんの質問に答えていくというような作業も当

然、していただかんと、この委員会を設置した意味がないわけでございますので、そういう意味でやっぱり、全委員さんを、新しい条例を設置した委員になっていただくというわけではございませんが、その辺をしっかりと考えながら、当然、やっていく必要があるなど。それ以外にも当然、法的な専門家でありますとか、文書的な専門家でありますとか、委員に入っていていただくか、委託をするか別にしても、そういう形の方々もそれぞれ参画をしていただいて、つくり上げていく必要があるのかなというふうに思います。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 今、町長、答弁いただきましたように、やはり新しい委員会というのは、適正に運営されるように、ぜひ、我々もご意見申し上げたいし、また、町としてもきちっと整理した上で新しい委員会を運営していただけるように、強くお願いしておきたいと思います。

それでは、次、行かせていただきます。3でございますが、上牧町再生の根本は町財政を確実に立て直すこと、第三セクター等改革推進債の活用によって、土地開発公社解散への行程と手順、特に、返済の見通しをお聞きしましたが、いかがでございましょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 三セク債の考え方につきましては、もう幾度となく、説明をさせていただいております。今の予定では、先ほど言いましたように、9月議会で議決をしていただいておりますので、解散に向けた手続きをこれからどんどん進めていくと。最終的には来年の秋あたりに三セク債の借入れということになるのではないかとこのように考えております。ただ、もう少し計画をしております借入れの額、限度額ではなしに本来の借入額、これにまだちょっと一部、到達いたしておりませんので、これをしっかりと進めていく必要があるのかなというふうに思います。それと、25年の償還ということで考えておるわけでございますので、これは皆さん方にも中長期財政計画、もしくは公社のものの考え方の中で説明をさせていただいております。45億を25年、3%ということで、財政計画を立てております。現実には43億程度、借入れの額、それと3%といたしますのは、最大限の今考えられる利率を挙げておりますので、現実的にはもうちょっと低いのではないかとこのように思います。そういうことからいくと、今の財政計画の中では十分対応もできるし、実質公債費比率も20以下に、それを含めましても20以下で十分推移をしていくというふうに考えておりますので、住民の皆さん方に、当然、その部分が住民さんから言いますと余分な部分でございますが、大きな心配ごとをかけるというようなことにはならないのではないかとこのように計画をし



ております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 町長、25年というのは大変な年数です。私、この25年後にはちょうど100歳になります。多分、この世にはいないと思います。4分の1世紀ですから、やっぱり、1世代変わるぐらいの時間なんです。年月なんです。これだけの長期起債なんです、今のところ、町長も先ほどの答弁のとおり、基本的には財政運営上、これは破綻させるような徹底的な要因にはならないと、大丈夫だというふうな答弁をいただいたわけなんです、もう1つ、考えといていただきたいのは、9月議会で、くどいようですが、公社解散、三セク債借入れについての附帯決議を申し上げております。8項目ございました。ここでは繰り返しません、これはやはり、確実に実行していただきたい。この附帯決議というのは、やっぱり当面の話、それから、将来の話です。それから、住民の皆さんに対する説明等も含めて、トータルで8項目にまとめた内容でございますから、この点は町長、くどいようですが、着実に、忠実に実行していただきたいというふうに、私ども議会の立場から考えているのですが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、手元にその附帯決議があるわけでございますが、当然、これは条件ということと、これを確実に実施していくというのは、我々の作業の過程の中では当然のことでございますので、確実にこれは実施をしていくという考え方でおります。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） よろしくお願ひしたいと思います。恐らくこの附帯決議は、議会も、これから25年にわたって、長きにわたってくみし、またはいろんな形でその結果を検証していくということになると思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、次に行かせていただきます。4番目でございますが、町税収入は自主財源の柱でありながら減少傾向です。町税収入を確保し、財政を安定させる取り組みについて、町長の決意はどうでしょうかというお尋ねでございます。よろしくお願ひします。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） おっしゃるように、今もう日本全体が景気低迷をしております。国の方でも税収が伸びないと。当然、そうなりますと、市町村も税収が伸びないのは、これは当たり前の話で、徐々に人口もそうでございますが、税収も減少をしてきております。すぐに効果があるカンフル剤的なものがあつたらいいわけでございますが、そう都合のいいものはな

いわけでございますので、我々としては確実なものをしっかりと確保していくというのが大事だろうというふうに思います。確実なものというのは何かという話でございますが、当然、これは、我々の財政を預かる立場としては、やっぱり柱になるのは税でございます。この税をしっかりと確保ができるようなつくりをしていく必要があるというふうに思います。幸い、今そこにディオという24時間の商業施設が、もう既にオープンをいたしました。約1年後には新しいユニーが開発をしておりますところ、これが確実にオープンをしております。大体、140戸ぐらいの住宅地の開発もあわせてやられるわけでございますので、ここでしっかりとした税が、こういう厳しい状況の中でも上牧町として確保ができるということで、大変、うれしく思っております。人口減もこれで少しは緩和できるのではないかなというふうに思います。やっぱり、我々としては税をしっかりと確保できる体制、それと、その次には地方交付税ということになるわけでございます。当然、地方交付税の原資というのは、所得税でございますとか、法人税、酒税、こういうものが本来の交付税の原則の3要素でございますが、これもどんどん落ち込んできているという状況になっておりますので、我々、地方の関係者といたしましては、やっぱり景気対策、経済対策をしっかりとやっていただくと。我々、地方で制度でございますとか、法律を改正するということはできませんので、あくまでも我々は受け身の形ということでございますので、国の方でやっぱりその辺はしっかりと確保できるように、やっぱり景気対策をしっかりと、いろんな今、選挙のさなかで、いろんな公約とか、お約束を各党、しておられますが、原発の問題と消費税増税のこの話が中心に報道されております。やっぱり、しっかりと景気対策、それから、まず経済対策をしっかりとやらなければ、幾らいいことを言っても税収増にはつながらないわけでございますので、その辺もやっぱり我々としては、国にしっかりとものを言っていくという姿勢が大事なのではないかなというふうに思います。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） ただいま、町長から、税収を確保していく、今の状況、それから政策的な話も町長からございました。

もう1つ、大事なことを申し上げたいと思うんですが、上牧町自らがやらなきゃいけないとか、やろうと思えば少々頑張ったらできる話を申し上げます。財政運営の基本として、町長、覚えておられるでしょうか。「入るを計りて出づるを制す」という財政運営の基本になっている格言があるんですが、私、この席で歴代の町長に申し上げ続けてきたんです。やはり、これは歳入と歳出の均衡を図るという意味ももちろんあります。しかし、財政運営の基

本としては、歳入計算から始まると。それから、歳入を強化すると、そういう意味も含めて、多分、大事なことなんです。要るものは仕方ないだろうという考え方から入りますと、何年か前までの上牧町になってしまうわけで、それは厳しいです。入れたものに多いから、みんなもう決まっている、しかし、これも限度がある、そうしたら、全部がある中でどういうふうにしてやるか、やっていくかと。この工夫も、これは、上牧町がみずからやろうと思ったら、しんどいけどできる話ですから、そのところは、あわせて財政運営の柱としてしっかりとやっていただきたい。今は努力していただいています。さらに努力してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今おっしゃっている話は、私も職員で長い間おりましたので、堀内議員の質問、理事者側の回答、私もそのことについての回答を総務部長当時、回答させていただいたというふうに記憶しております。おっしゃるとおり、まず歳入、これに見合う歳出を組むというのは原則でございます。そうすれば、決して赤字になることもないし、財政状況は悪くなるということはないわけでございます。ただ、行政を進めていく上で、いろんなやらなければならないこと、当然、これは出てくるわけでございますので、そういう部分でどの程度までやれるのかというのが、これは、先ほどおっしゃっておられましたように、決めていくというのがやっぱり一番大事だろうというふうに思います。上牧町の標準財政規模としては、やっぱりおおむね50億前後というのが基本でございますので、せいぜい、五十四、五億の予算を組んでいけば、これは当然、安全策になるわけでございます。ただ、今、やっぱりいろいろな災害の中で、防災の対策、特に耐震的なような例を挙げますと、そういう問題も当然、あるわけでございますので、やれる範囲から少しずつ、財政が厳しい中でも学校の耐震も図ってまいりました。こういうものをしっかりとやっていくということになってまいりますと、当然、資金調達の話が出てくるわけでございますので、こういう部分については、しっかりとやっぱりいろんな財源調達の方法があるわけでございますので、そういう中でしっかりと、やっぱり先を見通しながらやっていくということが、これから財政運営をしていく部分で、一番重要なことではないかと思っております。おっしゃるとおり、そのことについてはしっかりと財政当局の方も十分、わかっておるわけでございますので、私もそういうものの考え方でできるだけ、厳しい中でございますが、そういう考え方を中心、柱にして取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 今、町長の答弁を聞いていて、ちょっと思い出しました。たしか、総務部長のときに、行政は協力が大事ですという答弁をたしか、されたように思います。頭に残っております。そういう面もあるんですが、特に上牧町は借金をする場合に、やはり、将来返せる範囲を超えて、将来返すことも全く考えずにと言った方がいいでしょう、借金してしまつたと。公社の運営もやってしまったということが一番問題なので、そのところのバランスは十分、先ほど申し上げたような考え方を基本に進めていただきたいというふうに思います。

次、行かせていただきます。5番目なんですけど、人口減、減少の話、それから高齢者がふえる話、これも先ほど、町長が触れられました。140戸ばかりの開発があると。これも1つの期待できる要素としてはあるんですが、それだけでは終わらないと思いますので、もう少し先を見据えた、もう少し広いステージでこの問題、地域、上牧町を中心にした、上牧町行政を中心にした上牧町全体の地域経営という観点から、町長としてはどのように、もう少し、骨太な考え方としては持つておられるのか。いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、先ほど、この厳しい中でも、上牧町については、今よりも1億から1億以上の税収が確保できる道が確定したというお話をさせていただきました。上牧町も皆さん、ご存じのように、こんな小さい町でございますので、例えば、ちょっと景気がよくなったときに、例えば大型の商業施設、もしくは企業誘致、こういうものを積極的にやれば、税収は少し、また確保はできると思います。しかし、現実の話として、この小さい上牧町の中にそういうことが果たして可能かどうかと。住民さんのものの考え方としてそういうものができて、確かに税収は上がるだろうけれども、環境破壊はどうなのか、自然を壊すことはいいことなのかという考え方も当然、あるわけでございますので、上牧町の今の状況から考えると、そういうこともやっぱり、現実論としては考えにくいと、そうしたときに、今言っている少子高齢化というのは、これ、顕著な状況でございますので、決定しているような状況でございますので、少々人口がふえたとしても、そう大きく変わらないだろうというふうに思います。そうしたときに、町としては、これから先、どのような施策を講じるのか。これは、町長がだれになっても結果は一緒だろうと思うんです。65歳のこの世代をどうするのか。小さい子どもたちがしっかりと育てていくにはどうするのかと。やっぱり大きくこの2つのものの考え方で、これから行政というのは回っていくのかなというふうに思います。

まず、高齢者の問題でございますが、上牧町、いろんな各界各層といたしますのか、いろい

ろ技術であるとか知恵であるとか、持っておられる方、たくさんおられます。今回の基本条例の中にでもいろんな方が参画をしていただいております。1つ、違う例を挙げました。そういう中で、一生懸命やっていたりしている方の中で、また専門的な方に今、この下の交差点のこういう関係であるとか、上牧町の道路行政、これからどうしていったらいいのかということで、今、意見を伺っている方もおられるわけでございますので、やっぱりそういう人材を活用しながら、あわせてみんなに、例えば行政であるとか地域であるとか、いろんなところで必要とされているという意識が持てるような仕組みづくりをしっかりと構築する必要があるのではないかと思います。上牧町の場合、いろいろ違う批判があったわけですが、声としては、上牧町のボランティアは、やっぱり他町と比べて、早くからいろんなところで活動をしていただいているというのは、皆さん、おっしゃっておられます。評価が高いということでございます。ただ、個々にやっていて、なかなか集中的なものできないというようなことも、これ、現実でございますので、高齢者の方々には、やっぱり必要とされているという気持ちが心の中にしっかりと持っていただけるような施策というのか、制度といますのか、組織といますのか、そういうものを、これからやっぱりなお一層踏み込んだ形で構築をしていく必要があるというふうに思います。それをどのようにしていくのかということについては、今までであれば、我々が机上で、公開で「はい」と言うような形になってしまうわけでございますので、そういうことについても、やっぱりいろんな意見を伺いながらつくり上げていくと、こういうことをしっかりとやっていくことが、やっぱり、高齢者の方々といえますのか、そういう人たちに生きがい、やりがいを与えていく1つの方法かなと。前段階からやっていく、そういうこともこれから積極的に取り組む必要があるのではないかなというふうに思います。

それと、子育てといえますのか、子どもの関係でございますが、当然、今、夫婦共働きというのは、もう常識、当たり前でございます。当然、お母さん方も働いておられるわけでございますので、その間の子ども、これをどのようにしていくのか、こういうことももっと積極的な形をとっていく。それと、今、以前までは医療費の無料化の話でございますが、就学前までを3年生まで、まず24年度、今年度からさせていただきました。今後、財源が必要でございますので、すぐに何年生までということにはならないわけでございますが、これも一つずつ積み上げていくということも大事だろうというふうに思いますので、上牧町は高齢者の方々が生きがいを持って生活をしておられる、子どもさんも子育て支援がしっかりと少しずつ整ってきている、上牧町で住めば安心だというような声が出てくるようなまちづくりを

これからしていく必要があるのかなど。そのために、やっぱりいろんなご意見なり、聞かせていただきながら、しっかりした制度、施策をつくり上げていく必要があるというふうに思います。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 町長から、この上牧町、地域をどういうふうに運営していくかということについて、かなり大事な部分もお話いただきました。

最後に、町長、リーダーの話です。リーダーシップの話です。通告では、リーダー不在の国政で政治不信がきわまる中、選挙があると申し上げました。それに引き換え、町民の信頼に基づく行財政運営には確かなリーダーシップが不可欠であると考えますが、町長の忌憚のない所見をお聞かせくださいというふうに通告させていただきました。いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、国の方でも混迷をしているということが言われております。私、そのことについて、だれがどうだとかとかいうのは、そんな講評、批判みたいなことはできませんので、私も、大きくても小さくてもその立場にあるわけでございますので、そういう話はなかなかできにくいわけでございますが、ただ、やっぱり物事を決めるというのは、これはリーダーの資質の最大条件でございますので、やっぱり、一番重要であるというふうに思います。今、政治家というのか、国会議員の方、それぞれ政党の方というのは、官僚がというのがよく出てまいります。余りそれを言うと、自分らの無能さをさらけ出しているのかなという気が若干するわけでございますが、組織というのは、もうおわかりだと思っておりますが、しっかりと、上牧町を例に挙げますと、町長というのは選挙で当然、変わるわけでございます。町長が変わったら組織が動かない、これは組織とは言わんわけです。組織というのは、だれがトップになろうが基本的なものが、これは必ず動く、また、動かんと住民さんに安心感を与えられないわけでございますので、組織というのは、だれがリーダーになろうが基本的な部分は動くんだと、また、動かなければならないものでございます。ただ、そしたらなぜ、町長が必要なのかというのは、これは当然、政策的なこと、そういう部分でしっかりと決定をしていく、また、相談をしていく、そういうことに基づいて決めていくというのが、これ、首長の最大条件かなというふうに思います。そういう中で、私としてもいろんな難しい問題が、この4年間たくさんありました。一つずつ、皆さん方に説明をして、協力をしていただいて、今、ようやく今の形になってきていると。こういうことをしっかりとやっぱり、勇気をもって進めていくという姿勢が一番必要であるのかなというふうに思います。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 今、町長から、町長としての住民問題、それから意思決定の問題、それから組織の問題まで含めて述べていただきました。そのとおりだと思います。もうちょっと町長、言葉を変えていわせていただきますと、やはり、決めるにはやっぱり町長としての決断が要ると思うんです。ここが一番大事だと思うんです。決断ができないと決められない、また、実行もできない、結果も出せないということになるわけです。日ごろから私、イメージしているんですが、上牧町の町長というのは、上牧丸、つまり乗っている人2万3,000人の巨大船の船長です。あの例のタイタニック号、ちょうど100年になりますが、乗っていたのが2,000名ぐらいです。この危機管理の1つも、歴史的な教訓として常にあるんですが、だから、町長として、常に危機管理の発生、これは毎日、とにかく胸の中に置いていただきたい。特に、住民、議会に対する説明責任とか意見の集約、先ほど合意形成と言いましたが意見集約、それから状況判断です。これはやっぱり、船長としては航路を決める話、政策を決める政策決定、これは目的地を決める話でもあります。それから、運行に当たっては安全安心を第一にさせていただく、そのことによって、上牧町というのは最終的によみがえってくる、このところは多分、目的地、到達点という考え方で整理できるのではないかなと、私、常々思っているんですが、この考え方について町長、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） おっしゃっておられるとおりに思うふうだと思います。やっぱり私も決断力を示すには、当然、その前提として判断力が大事だろうというふうに思います。やっぱり判断力と決断力、これが一番セットとして必要かというふうに考えておりますので、おっしゃるようにそういうことをしっかりと肝に銘じながら、これから進めていきたいというふうに思います。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） まだ上牧町、本当に立て直す、上牧町を再生させるということについては、まだ本当に入口というか、地についたばかり、やっこの行き先が、あるいは、どこに向かっていくかというのが見えてきた程度、トンネルで言えば、長いトンネルの先に遠いところにちょっと明かりが見えて、あっちの方向に向かって頑張っていけば抜けられるという希望が見えた段階だと思います。この後、まだまだ先ほどの公社解散、三セクの借り入れにしても、大きなテーマです。それ以外にもやっぱり、なかなか経済も大変厳しい状況にまたなってきておりますから、税金、あるいは交付税も厳しい、政権も変わっていく、いろんな

激論の中で、ここは大事な時期だと思っております。そういう中で、再び町長選挙に出馬したいという決意を9月議会でしっかり述べていただきました。この後、課題はたくさんあると思いますが、上牧町のリーダーとして、やはり組織もうまく活用しながら取り組んでいただきたいと思いますが、町長、この後、臨んでいただくについての決意を一言、最後をお願いします。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 皆さんの理解と協力によりまして、ようやくここまで来ました。まだ、大きく展開をしていくというような問題ではございません。ようやく第一歩に来たということでございます。これからどうしていくのかと、まだ開発公社の問題もございまして、いろんな問題をまだ抱えておるわけでございますので、やっぱり、引き続き、まだしていく問題がたくさんあるわけでございますので、私の責任として、今までおっしゃっていただいたことを十分、肝に銘じながら、これからの行政運営をしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 町長、長い時間にわたって、みずから答弁いただきましてありがとうございます。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東 充洋） 以上で3番、堀内議員の一般質問を終わります。

それでは11時10分まで休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（東 充洋） それでは再開いたします。

---

◇石丸典子

○議長（東 充洋） 次に、5番、石丸議員の発言を許します。



石丸議員。

(5番 石丸典子 登壇)

○5番(石丸典子) 5番、90年間名乗ってきております日本共産党の石丸典子です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書の内容で一般質問を行います。

今回、4点にわたって質問をしてみたいです。

まず1点目、奈良県の消防広域化計画について、2つ目、水道料金について、3つ目、国民健康保険税について、4つ目、子育て支援についてです。

まず、1つ目でありましてけれども、奈良県の消防広域化計画については、奈良県内の11の消防本部を1つにする消防広域化計画について、9月議会で取り上げました。将来の財政負担も含め、消防行政がどうなるのか、広域化で町民が安全で安心して暮らせるまちづくりになるのかを質問いたしましたが、判断する情報は不十分でした。去る11月28日、北葛城郡の議員研修が行われ、私も参加をいたしました。テーマは消防広域化計画の説明でした。しかし、上牧町でも6月の全員協議会とほとんど同じ内容であり、やはり説明は不十分でした。9月議会以降の進捗状況と今後のスケジュールをお伺いいたします。

2つ目の水道料金についてでありますけれども、来年9月から県水が現行の1立方メートル当たり140円から1立方メートル当たり130円に、また、市町村ごとに定める基準水量を超えた場合は、1立方メートル当たり90円にと引き下げの予定です。一般行政は多くが税金で賄われておりますが、水道事業はほとんどが住民負担の水道料金で賄われています。地方公営企業法第3条では、経営の健全とともに、本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないと規定されています。住民負担軽減のため、水道料金の引き下げを求めるところであります、町の見解を伺います。

3つ目には国民健康保険税についてであります。上牧町では今年度、国民健康保険税の医療分の所得割と資産割の引き下げが行われました。所得割は8.3%を8.0%に、資産割は50%を20%に引き下げられました。この引き下げにより、所得200万円、3人家族、資産なしで計算いたしますと、平成23年度は約36万6,000円、平成24年度は36万1,000円、約5,000円の減額であります。これまで、平成23年度の国民健康保険税は、今申し上げました試算では、県下で3番目の高さでありましたけれども、平成24年度の試算では8番目ということで、少し下がりましたが、やはりまだ高い傾向であります。今回の改訂では、所得と資産のある方に対してのみの軽減であります。均等割、また平等割、そして後期高齢者支援金分と介護分の見直しについても必要であると考えているところですが、見解をお伺いいたします。

4つ目、子育て支援についてであります。上牧町では子育て支援の1つとして、平成24年8月から、これまで県の基準でありました就学前までの無料化を小学3年生修了まで拡大され、所得制限も外され、一定の子育て支援策が進んだところです。しかし、子どもの医療費無料化は、県内でも多くの市町村が対象年齢を引き上げています。県の基準を超えて支援しているところの半数以上が中学卒業まで助成されています。子育て支援について、今中町長の見解をお伺いいたします。

以上の項目であります。

再質問につきましては質問者席から行わせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 順次答弁をお願いいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 前回、9月議会以降の広域化の進捗状況についてお答えいたします。

消防広域化スケジュールの中で既に策定していなくてはならない基本的指針となります消防運営計画がまだ、未制定になっております。この計画につきましては、当初、平成23年度の中で策定ということでしたが、その後、変更がございまして、23年度末に策定するということがございました。ところが、現在、まだ策定されておられません。それに伴いまして、今の予定では、平成24年12月25日の総会において提案されて、承認という形を聞いております。こんな内容につきましては、先ほど、石丸議員もおっしゃったように、北葛の議会議員の研修で発表されたところがございますが、今の段階で予定はまず、平成25年6月の各市町村議会での組合格約の議決後に運営計画等も承認されるということがございますので、今の段階では、平成25年6月にまず、各市町村の議会での組合格約の議決をいただいた後に、市町村長の調印がなされるという流れでございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 9月でも指摘しましたとおり、スケジュールは大変厳しいということと、町長が先に調印をされてから議会が議決をするというところで不自然というところも、今回では逆になっているということがわかりました。消防の運営計画はまだであるということですが、今、これは先に議会に提案されるというふうな説明でありましたか。平成25年6月の議会で消防運営計画と組合格約の変更の議案が同時に提案されるというふうな理解でよろしいですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） そのとおりです。

まず、この運営計画、この中に体制、財政の取り扱い、経費の方法等がございますので、まず、基本的な骨子を決めて、その決めた骨子の中の部分について、肉づけの中で協議するという流れでございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 議会に消防運営計画が正式に提案されるまでに、また議会には事前に十分なお説明をいただきますようお願いをしておきます。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今おっしゃった部分でございます。以前の議会議員さんに対する説明の中でも、必ずしもすべて説明できているのかなと、また、ご理解いただけるのかなというものがございまして、やはり、まだまだ不十分なものがございます。その状況について、今またいろいろ協議を行っているわけなんですけれども、協議会の方にご理解いただける、また、議会で議決いただけるような資料がつかれますように、町の方から協議会に要望いたします。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） これは、消防行政がどうなるのかということで、財政負担だけでなく、身近な消防署の機能であるとか、今後の運営がどうなるかということで、住民も大変、影響する問題ですので、十分な説明をいただけますように、そして、広域化に対する判断ができるようにご説明いただきますようお願いをしておきます。この項目はこれで結構でございます。

次、水道料金についての町の見解、今後の方針等、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 水道部長。

○水道部長（枚本和敏） 水道料金でありますけれども、奈良県水道局におかれましては、経費削減等によります県営水道料金の改定に掛かる条例改正案を12月県議会に上程されております。県水道局では、平成24年12月議会で議決を経た後、平成25年4月分の料金から現行の単価、1立方メートル当たり140円を130円に引き下げられる予定でございます。上牧町水道部におきましても、単価改正が決定されましたら、平成25年4月よりこの部分を値下げの方向で検討したいというふうに思っております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 今回の県の改訂案では、2段階重量料金制ということもうたわれておりますが、1日の最大給水量の平均などをもとに市町村ごとに定める基準水量を超えた場合ということでもありますけれども、上牧町はこの件はどのようなようになっておりますか。

○議長（東 充洋） 水道部長。

○水道部長（杵本和敏） まだ、過去の実績等をもとに基準水量というものが定められるわけでございますけれども、住宅開発等もございますし、若干の伸びはあるであろうというふうに思っております。ただ、それが基準水量をどれだけ超過するのか、超えていくのかというのは、ちょっと不明確なところでございまして、それをもとに幾らまで下げられるということは、なかなか難しい試算だと思います。したがって、町としましては、県が打ち出しておられる140円を130円と、この10円部分とプラスアルファ、若干の部分を含めて値下げをしていきたいというふうに思っております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） ぜひ、それで試算をいただいて、少しでも住民負担を軽減できるようにお願いしておきたいと思います。

それで、平成23年度決算におきましては、主に県水、平成22年、23年で引き下げ5円行われている部分と、あと、人件費の削減というところで、収益的収支で約4,800万円の利益が上がっていたと思いますけれども、この人件費の補充については、今後、考えられますか。値下げは当然、住民の願うところでもありますけれども、人件費をかけていくという点については、どのような見込みになりますか。

○議長（東 充洋） 水道部長。

○水道部長（杵本和敏） 今ご指摘いただいておりますように、22年、23年、24年と県の水道受水料金が5円値下げになっておりましたけれども、この22年から、上牧町におきましては、水道給水原価が下がったということで、黒字になっております。この22年から黒字になっておるわけでございますけれども、この5円分プラス、今指摘いただいた人件費等が大きな要因となって黒字になっておりました、この人件費を昔の体制、職員の定数が14名でございますけれども、この14名に戻すとなりますと、当然、この黒字になった部分というのが消えていってしまい、また、元通りの赤字に転落するようになってくるということで、現状のまま、何とか職員に頑張ってもらって、足らずの部分につきましては、臨時職員、パート職員で対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 必要などころには臨時職員ではなく、正規の職員でというふうな見解でありますけれども、黒字がたちまち不足になるというふうなこともお聞きをしましたので、今回はお聞きをしておきます。来年度の水道料金については一定の値下げが見込まれるというところをお聞きして、終わりたいと思います。

それでは、次の国民健康保険税についてお願いいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 国民健康保険税におきましては、今年度、医療費分について所得割及び資産割の改正を行いました。それによる影響額は当初、約3,000万円と推測しておりましたが、まず、1年を経過した段階で正確な影響額の再確認が必要と考えております。それと、今年度の医療費が大きく増額となっており、これも決算額の確認が重要でございます。さらなる改正につきましては、それらの確認を行い、それらを加味しながら、今後、取り組んでいく課題であると考えております。議員がおっしゃる均等割、平等割につきましても、近隣町と比較をいたしますと、やや高い状況にあるということは認識をいたしております。先ほど申し上げました決算状況確認に加えまして、県が進めております国保の広域化の動向も加味しながら、住民の方々に将来負担が生じないように、今後、慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 医療費の動向も見ながらということでありましたけれども、補正予算でも上げられましたけれども、がんでありますとか、高額な医療費のところでは医療費がふえているという傾向はお聞きをしております。しかし、この上牧町の国保の特別会計が黒字に転じたのは、平成20年度の税率改正からであります。医療改革で後期高齢者医療制度が始まって、後期高齢者支援金分ということで税率改正が行われ、約20%の引き上げでありました。それとともに財政健全化法による特別会計も含む連結決算も課題になってきておまして、それぞれの特別会計の赤字解消のための値上げということで、隠されたところでの引き上げ、便乗値上げということも指摘をされているところですが、上牧町はずっと赤字であったのが黒字になったのは、そのような大きな要因があると思います。引き上げのときは、均等割、平等割、また介護分、支援金分、すべてのところで見直しが行われ、値上げが行われておりますので、やはり、資産割、所得割だけでなく、均等割、1人当たり、また平等割の1世帯についても引き下げを行うべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 先ほども申し上げましたけれども、まず、24年度の決算、これは改正年度の決算でございます。それと医療費の上昇、これも含めた決算状況を見た上で、今後、25年度に入ってから検討を考えております。一度、引き下げを行いますと、戻すことは不可能でございますので、基金残高、将来の医療費見込み、確実な財政計画を見込んだ形で、平成25年度の中で検討したいと考えております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 今後、検討されるということでありましてけれども、国保世帯、約3,500世帯でありますけれども、仮に1世帯1万円引き下げましても、約3,500万円であります。基金の残高、先日の補正後の基金残高、約3億であったと思いますけれども、基金の1割の取り崩しで引き下げが可能ということで、すべての国保の被保険者に対しての還元をすべきであると思います。それと、今、国保の広域化ということでおっしゃられましたけれども、ことしの4月、民主党政権では国民健康保険の給付財政を都道府県単位にする法案を国会で成立させました。この法案は、日本共産党と社民党だけが反対し、可決、成立をされたものでありますけれども、内容は、社会保障と税の一体改革の1つとして国保の広域化が打ち出されているとの内容です。どの自治体も現在、国保財政が苦しい中で、国保同士の助け合いをするということで、大変、限界があります。国保の運営には、国庫負担金の投入が特に必要などありますけれども、これまでの経緯を見ますと、これは厚生労働省保険局の資料でありますけれども、1980年には国保総収入に占める国庫支出の割合が、1980年には57.5%でありました。それが2005年には30.6%、2010年には25.6%へと約半分には減らされております。全国の国保財政が厳しくなっているというのは、これ、国の予算削減が大きな1つです。それと、国保世帯の貧困化ということで、これまで国保世帯といえますのは、農業の世帯でありますとか自営業の世帯でありましたけれども、今、非正規雇用でありますとか、職を失って保険に入るところがなく、国保に加入になっている方等が大変ふえてきており、国保世帯そのものが貧困化しているということで、ますます国の財政負担が必要であるのに、削減してきているというところで、国保の広域化では国庫の支出がふえるわけではなく、県全体で医療費の支出を賄うということで、解決策にはならないとの考えを持っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。保険料は一定、均一されると。同一県内同一保険料ということで、住民の負担が公平になるかのように言われておりますけれども、同じ県内で県下すべての医療費を賄うという点では、同じ器の中で医療費を負担していくということでは厳しいと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 保険年金課長。

○保険年金課長（五藤博行） ただいま、議員がおっしゃられましたように、市町村国民健康保険運営あり方検討会、すなわちワーキンググループにつきまして、平成24年の4月に国民健康保険の一部改正、その公布、施行がございました。その内容につきましては、保財の共同安定化事業に対する20万円以上の分につきましては、1円単位を県全体で給付として見ていくというところと、もう1つは、都道府県の調整交付金、この給付費を7%から9%に引き上げるというところで、県がそういうところで市町村と検討するためにワーキンググループを立ち上げたわけなんでございます。その先ほどの議員がおっしゃった中で、税率につきまして、検討内容につきまして、県といたしましては、最適な標準税率の設定に向けた検討、あるいは市町村が県が協働して保険運営を担う際の役割分担の検討など、先ほど議員がおっしゃったことを含めて、そういったところの中で意見交換等をやっておるのが今現状でございます。内容としての結果としましては、平成27年度をめどにということでございますので、今、いろいろなところで検討を進めております。また、私ども、昨年に引き続きまして、今年度も市町村代表としてその会合に行っている中で、県に対しましても、国庫補助の負担を多くお願いしたいということ、意見も出しております。

以上です。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 現在、上牧町の国民健康保険税は高いので、平準化されれば一時的には下がるかもわかりませんが、今回のこの広域化の案では、改訂されても保険税は市町村のものということで、上牧町が保険者になるというふうな内容で示されておりますし、国民健康保険税は町の条例によって決められ、徴収されると。給付が県単位になるというふうな案も示されておりますので、上牧町のように医療費が多額になっている町は他の市町村に迷惑をかけないために給付削減が迫られるのではないかとというふうな危惧を持っております。実際に給付費が低くて、国民健康保険税が低いところについては、値上げになるということで、意見も出ているということも伺っておりますけれども、上牧町のように重症患者が多く、高齢者が多く、医療費の負担が、給付費が多いけれども、住民の所得が低い地域では、特に、公費を繰り入れて負担を軽減してこそ、平等な医療が受けられる制度になると思いますので、今後においても、国においても、当然、国庫負担を、増額を求めていくのはそうでもありますけれども、今、衆議院の総選挙のさなかでありますけれども、共産党としては社会保障の充実ということで、国民健康保険会計への国庫負担への増額も求めているところでは

けれども、町としても、今後に必要な方が医療が受けられる制度になるよう、今後も一般会計の繰り入れ等も含めて検討する課題だと考えているところですが、引き下げも含めて、その点をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） はい、わかりました。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） それでは、最後のところで、子育て支援についての子どもの医療費無料化の拡大です。どの辺までを町長として考えておられるか、町長にお伺ひしたいと思ひます。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） まず、24年度から、まず3年生まで実施をさせていただきました。事あるごとに、これは当然、年齢を引き上げていくというお話をさせていただいております。これは、財政状況を見ながらというのが私の考え方でございまして、今考えておりますのは、まず6年生までを実施をする必要があるなど。ただ、24年度でございまして、来年度、それをやるというのはなかなか、これも引き上げますと下げるといふことはできませんので、財政状況もしっかりと、先ほどの国保の話ではございませんが、それぞれしっかりと見ていく必要があるというふうに考えております。そういうことでございまして、25年度はそういう年度にしたいなというふうに考えておりますので、できましたら26年度以降、第2段階を実施していきたいと。最終的には中学生までやる必要があると。近隣でも中学生までというのが段々ふえてきておりますので、上牧町としてもその方向性でしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 町長から今、最終的には中学卒業まで無料に拡大をしていきたいということをお聞きいたしました。私も、子どもの医療費無料化については、中学卒業まで拡大をして、子育て支援を進めていただきたいと思ひしているところです。1例でありますけれども、斑鳩町では中学卒業まで入院、外来とも無料化にされておまして、お隣の安堵町では県の基準のままの学校就学前までの無料化ということで、隣接しておりますので、住民の方が斑鳩町に移住されるというふうなお話も聞いておりますので、やはり、近隣で各差がありますと、より子育てしやすい町へと移住される、また、新しい住宅の購入もその点も含めて考えられるということもありますので、十分、子育て支援としての対策をお願ひしたいと思ひます。今、若い方、本当に収入も減り、また仕事もなかなかないなどで、大変、子育てはお金



がかかり、生活が大変になってまいりますので、ぜひ、その点は町としてしっかり支援をいただき、上牧町で若い世代が住んでいただけるような施策をと進めていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

少し時間が余りましたけれども、これで一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（東 充洋） 以上で、5番、石丸議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたしまして、1時再開といたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

○議長（東 充洋） それでは、再開いたします。



◇辻 誠一

○議長（東 充洋） 1番、辻議員の発言を許します。

辻議員。

（1番 辻 誠一 登壇）

○1番（辻 誠一） こんにちは。1番、辻誠一です。ただいま議長より許可が出ましたので、一般質問通告書に従って質問させていただきます。

その前に、非常に寒くなりました。今、お昼休みも外に出たんですが、北の方は雪、皆さんも健康にはぜひご注意なされて、血压にも悪いし、特にお風呂です。お風呂に入るときは十分に注意されたらいいかなと思います。ちょっと失礼いたしました。

まず、最初に、通告書に不備がございまして、おわびして訂正させていただきます。

質問事項の3つ目、「料や公共料金について」となっておりますが、ここに「税」を入れていただいて、「税、料や公共料金について」と訂正させていただきたいと思います。したがって、その次の質問の要旨でございますが、「特に国民健康保険料」とございまして、「国民健康保険税」と訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

さて、私の質問は、大きく3つからなっております。1つ目は大型店舗について、2つ目は防災について、毎度、シリーズでお聞きしております。3つ目は税、料や公共料金についてでございます。

大型店舗については、三軒屋開発も着々と進みまして、その広場の全容があらわれてまいりました。今回の大型店舗につきまして6月議会でお尋ねした件が、その後、どのようなようになったかお聞きします。

去る4月22日のユニーさんらの説明会では、この開発が上牧町の住民にとって、新たな出店や雇用の創出ということで、また、防災面でも明るい話題を投げかけられました。町は指導的立場としてどのような協議がその後、あったのか、また現況についてお聞かせください。

そのうちの1番、町内業者の入店についてご案内はどのようなのですか。

2番、アルバイトを含め、約1,000人の雇用が必要というご説明でした。上牧町民の雇用促進につきまして、具体的にお聞きしていますか。

3つ目、災害時、町への物資供給や避難所提供、また合同防災訓練など協議されるということでしたが、その後、どのようなのですか。

4番、車のない方への対応として、奈良交通との協議や町バス、2000年会館号の増強、増発計画などはどのような進捗状況ですか。

そして、5番に開店の時期についてお聞きします。

2つ目は防災について、今回は防災士の活用とそれから役場庁舎前のオフィス防災についてお聞きします。防災士につきまして資料をご提供いただき、それによりますと、ことしの合格予定者を含めて町内では46名の方、うち女性は6人ほどになります。しかし、地域的に格差があり、ゼロである大字もあります。最高が桜ヶ丘2丁目の11人、それで、後二、三人が各大字でふえてまいりました。ゼロというのは、緑ヶ丘、梅ヶ丘、五軒屋、滝川台、ゆりが丘です。例えばゆりが丘につきましては、かまどベンチを今回、制作され、防災意識も気運も高まっているようです。この後、全町内、すなわち全大字に防災士が生まれることが望まれると思います。そこで、防災士につきまして、町費で防災士を充実させていますが、その後が見えません。

そこで1番、町が期待している防災士の役割を再確認いたします。

2番、これ、防災士の数は、先ほど、資料を受領いたしましたので、省略させていただきます。ありがとうございました。

3つ目、今後、防災士の活用についてどのようにお考えか。

4番目、少し積極的に申し上げまして防災士、自主防災組織、消防団との役割分担とコラボ、協働についてはいかがお考えか。

そして、2つ目の役場庁舎のオフィス防災について、これにつきましては、役場庁舎の耐震補強工事は、学校なんかが終わりますと二、三年後に着手されるんですが、内部の防災についてです。すなわち、どーんと発災したときに庁舎にいる町民の皆様、そして、職員の安全対策について、特に什器、備品です。それから、パソコン、OA機の保守対策、ほとんどなされていないように思います。これらについて質問で、5番目としまして、議論をされたことがおありですか。

そして6番目、対策としてどのようにお考えか。これをお聞きします。

3つ目は税、料や公共料金についてです。先ほど来のさきの議員さんから、ご質問なりご答弁をいただきました。私も1つ、述べさせていただきますが、国民健康保険税や介護保険料、水道代、上牧町は他町と比べて高く、悲鳴を上げておられる方の声を、昨今一層強く耳にします。かつて保険税について、上牧町に住むより服役している方がましというような、冗談としては非常に厳しい声を耳にいたしました。私も、最初のころ、上牧町は固定資産税の二度取りだなどご指摘させていただきました。それはその後、修正されております。それから、介護保険につきましては、ことし急に上がった、何とかありませんか、こういう声を聞いております。恐らく見直しの時期にあったのでしょうか。介護保険については複雑で難しい面もございましょう。しかし、その中できめ細かい配慮が望まれると思います。水道料金につきましては、先ほど来の議員さんから答弁で、県水の値下げに伴い10円、140円から130円への値下げに伴い、平成25年4月より検討することとございました。町民はこの不況下の中、わずかな値下げでも期待しております。ペガサスホールの経費に4,000万ほど経費をかけるなら、あけないで、町民1人当たり年2,000円でも還元してほしいというような極端な声も聞いております。これら公共料金につきましては、町長もタウンミーティングの中でお話しされ、広報かんまき11月号にも町長のお考えが掲載されました。町長選が来年3月にあり、町長が出馬を表明されておられます。次年度以降、町長はこれらの値下げについて、どのように取り組まれ、どのように担当部署をご指導していくのか、決意のほどをお聞きしたいと思います。

なお、再質問は質問者席で行わせていただき、理事者側には端的、明快なご答弁を期待いたします。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） すみません。それでは、1番に関しまして順にお願いいたします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） まず、大型店舗の三軒屋地区の開発について、6月議会の質問以後どうなったかということでございます。ご質問の中の1番から5番まであるわけでございますけれども、その中で3番の災害時の協議につきましては、後ほど、担当の部署で回答してもらいますので……。

○1番（辻 誠一） 議長、よろしいですか。すみません。

そう飛ばないで、1番から順番にお願いしたいんですが。

○都市環境部長（外川武彦） だから、3番だけ違うところでやってもらうので、私の方から順番にやらせていただこうと、今、説明させていただこうと思っております。

○1番（辻 誠一） ああ、そうですか。すみません。わかりました。

○都市環境部長（外川武彦） まず、全体的なことでは先にご説明させていただきます。

まず、ユニー株式会社とツーワン技研株式会社によります開発につきましては、平成24年の7月25日に県の方、開発が、許可が下りております。現在、ご存じのとおり、造成工事が進んでおるわけでございます。

ご質問の町内業者の認定などについてはどうかということでございます。6月議会では秋ごろに店長が決まり、まず、店舗運営についての総責任者ということで、開店に向けて実務的な作業に着手するということをお聞きしておりました。その店長が決まり次第、町といたしましては協議を行うというような回答をさせていただいたんでございます。その店長の決定が少しおくれて、先月の11月27日に上牧町の方へあいさつに来られました。その際に、町ともいろいろ協議をしたんでございますけれども、実務的な、実質的な協議というには、まだ年を明けてやりたいと。といいますのは、その店長さんが近隣に住居を構えて、本格的に店のそういった形でやるということでございますので、実質的な業務の開始は年明けになるということでございます。それを受けまして、担当部署といたしましては、町内の関係部署にそれぞれの意見、集約をいたしまして、その協議に、いろいろなご質問の部分について、すべて協議をしたいというふうな考えをしております。

開店につきましては、平成25年の秋ごろと、以前とは変わっておらないという状況でございます。今、ざっとそういうことでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 全般的に全部含めて、これから、来年から具体的に進むのを一緒に入る

ということで、わかりました。結構でございます。ぜひ、町民にとって活性化、雇用促進とかで、ぜひ、協議に入っていただきたいと思います。結構でございます。ありがとうございました。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） ご承知のように災害時における大型店からの物資の提供等につきましては、開発時の事前協議、そして大型店出店に伴います地元説明会の中で、出店者から町と協議を行って、協定書を締結するという意思表示をいただいております。物資供給、そして避難所提供、合同訓練等々につきましては、今現在、店舗としての形態はございませんので、職員等の配置、また、窓口等ができましたら、早急に協定事務の手続を進めたいと思っております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） このような協定をなされるということで、ぜひ、防災面にも力を入れていただいて、防災マップの中にあれが入るんだとか、そういうふうな細かいこともこれから詰めていただけたらありがたいなと思いますが、いかがですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今おっしゃったように、一時的な避難場所としては一番有効的な広さ、規模を誇っておりますので、当然、ハザードマップの中にも記載するというところでございます。

それともう1点、以前からいろいろご心配いただいている備蓄資材、また備蓄備品、また備蓄食料等でございますが、この協定を締結しましたことによりまして、その問題は一切問題となくなりまして、大きな解決ということで、今後、安定的な災害時における必要物資が供給されるという事態になりますので、できるだけ早い時期に協定を結びいたします。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 今のお話をお聞きしまして、それはそれで非常にありがたいのですが、もう1歩突っ込んで、町が優先的にあるものを出していただくのと違って、もう少し積極的に、何とか町がこうやって保存のきくものを置いとってくださいと。在庫として割高になるかもしれませんが、それを何かのときは出してくださいと。賞味期限が切れそうになったときには、今の乾パンとか何かがございますが、何かのイベントに使われるとか、それから町民体育祭のときの景品として出すとか、むしろ、具体的に突っ込んで、町が1回買うんだと。そういうことをお含み置きいただいたらいいかなと思うんですが、そこまでは難しいのかな。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今おっしゃった件、担当としてもいろいろ協議を行っております。一番問題になるのは固定化して物を、物資を購入するとなりますと、今おっしゃった部分、賞味期限等々がございますので、それは大型店舗としても、流通経路の中で当然、調整し、そのようなことがないように思っておりますので、まず、それを固定しないで、在庫管理は大型店舗でされておりますので、その時期時期というのを、賞味期限に問題がない状況で物資の供給をいただくということでございますので、それはまた、協定の中で十分協議して記載いたします。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） ありがとうございます。ぜひとも、積極的にお進めください。ありがとうございます。結構でございます。

すみません、議長。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 4番の件はどなたがお答えいただけるのかな。車のない方のバスです。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） まず、4番の車のない方への対応ということでございます。6月議会でも現在、ユニーと奈良交通との間で、路線の新設ということで協議をいただいております。その協議の中で、まだ停留所の場所等も決定しておりませんので、その決まった後、あるいは路線の便数もございます。そういったことが整いまして、福祉課の方との2000年会館号の増便等もいろいろ加味しながら進めていきたいというふうに思っております。ただ、今の現時点では、ユニーさんの方で早く決定していただいて、町の方へ報告を願いたいということで、お願いをしているところでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 今、3つ含めて、おっしゃられたと思うんだけど、奈良交通の話とか、町バスの話、それからその後、ユニーさんが交渉に当たっているのですか。何かちょっといろいろミックスで。奈良交通はやはり役場ですか。向こうですか。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 奈良交通さんの協議につきましては、開発業者であるユニーさんが主に行っておられます。それと、町といたしましては、その協議の中にも若干、加わっております。今後、具体的に五位堂からの路線乗り入れについて、現在、協議されて

おると聞いておりますが、具体的な協議に入りますと、町もそこに参加させていただきまして、ある程度のご要望なり、増便等のお願いなどをしていきたいなど、そういうふうを考えております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） そうしますと、奈良交通に関しましては、6月議会でお聞きしたのとほとんど変わっていない、進展がないというようなこと、配置もまだ決定されていないとか、路線もですね、ほとんど変わっていないと。何も新しいことがないということですか。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） バスの待機場と申しますか、その位置等も現在、まだ正確には決定しておりません。したがって、まだ進展は余りしていないというような状況でございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 見通しというか、どんなふうになっているのですか。だんだん、1年後ぐらいに迫ってくると思うのですが。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 先ほども部長の方からご答弁、あったんですけども、今後、店長さんが正月明けにお住まいになると。その中で、先ほど申しましたように、具体的なご質問なり等々、それから、その他にも町の方で協議した事項もございますので、その分につきましては、店長さんが実質協議をスタートされたら、即座に諸協議に入っていくというふうを考えております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） わかりました。先ほど、部長がそうおっしゃられたのはそうですね。決まってから、店長さんとはね。ところが、町バスは、奈良交通の状況にもよるんだけど、増便というのは、これは新規車両の購入も含めてのお考えですか。

○議長（東 充洋） 保健福祉センター館長。

○保健福祉センター館長（竹島正貴） 今おっしゃいましたように、増便も含めて、今、検討しているのが、今現在3便、4ルート走っておりますが、それを一応、4コースを6便に今、検討している段階でございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） すみません、よく聞き取れなくて。三、四便の便を、どういうぐあいに

ふやすんでしたっけ。

○議長（東 充洋） 保健福祉センター館長。

○保健福祉センター館長（竹島正貴） 今現在、4コース走っております。それ、1日3便で4コースを走らせていますけれども、それを、4コースの分を3便から6便にということで、増便を考えております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） わかりました。ありがとうございます。

要するに、車両をふやすわけですね。

○議長（東 充洋） 保健福祉センター館長。

○保健福祉センター館長（竹島正貴） そのとおりでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） わかりました。結構でございます。

最後に、開店の時期は今まで予定どおりかどうかお聞きします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 25年の秋ごろと聞いております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 予定どおりということで理解しております。ありがとうございました。

2つ目に移らせていただきます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） それでは、防災士に関しまして、順次、お願いいたしたいと思います。

1番と3番ですか、4番。まず、1番からお願いします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず、1番の防災士の役割についてお答えいたします。一般的に災害が大きければ大きいほど、行政、消防、警察、自衛隊等による広範囲での救援がおけると予想されております。それらの公助としての救援、支援が開始されるまでの間、家庭、隣近所、地域といった災害現場における自助、共助による自主防災組織との連携した救援活動において重要な担い手であると考えております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 防災士の役割という中で、今の部長、おっしゃられたとおりだと思うのですが、さらに期待される役割というのは、防災リーダーとしてじゃなくて、も含めまして、



ほかのところとネットワークのつなげ役というのがあるんです。防災士をあちこちにつくることによって、ネットワークをつくろうと、例えば医療関係とか、病院の中とか、学校とか、ガス、水道、電気、交通機関、大型商業施設、そういう中で防災士がいっぱいて、そのネットワークづくりが期待される役割なんです、その辺も含めまして、3番目の質問についてお答え願いたいと思うんですが。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 防災士の活用というご質問でございますけれども、災害発生直後の初期救援活動については、みずからの力と近隣住民同士の助け合いで切り開かなければならないと思っております。その自助、共助の活動を災害発生時から実践する人材として、防災士が位置づけられていると思っております。先ほども言いましたように、自主防災組織との連携による活動が一番大事であると思っております。そして、平時における防災力の向上のための活動として、自主防災組織との協働の活動の中で、家庭をはじめ、地域の活動の中で、その災害に強いまちづくりを担っていただく。これが、防災士として活用という形になるのかなというふうに思っております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 一般的にそういうことなんです、もう少し具体的に何かこう、防災士が活躍する場の提供があればいいと思うんですが、これ、なかなか難しい問題で、奈良県の方と話しても、県の防災士はこさえたんやけど、その次、どうやるかというのが悩んでいるところやと。これは、大学の専門の有識者の先生からもご指摘があって、その防災士をどういうぐあいに活用していくというのが、非常に悩んでおられるそうです。お隣の河合町で聞いたんですが、そこでも悩んでおられて。でも、町が助成したから何かやっていただきたい。防災士の中には、防災士として自分が何がやりたいとか、何かそんな提案とかレポート的なものを出していただいて、まず、そのコミュニケーションをよく図ってやってみたらどうかという防災士さんもいらっしゃいます。ただ、「合格しました、これ持ってます」というだけじゃなくて、もう少し積極的にやったらどうか。

それと、もう1つ先に行って、これは1つ目。2つ目、もう少し突っ込みますと、提案的に上牧町が防災士連絡協議会でもこさえて、年に1回か2回、集まって意見交換したり、あるいは講師、先生方なんかをお招きして勉強会、それから非常の防災訓練、とにかく防災士同士がコミュニケーションを図らないかと思いますんで、そのようなもう少し、先に突っ込んだ展開にして、いかがお考えでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今おっしゃっているのは、防災士としての組織づくり、また自主防災組織、消防団との連携はどうかということですが、今先ほど、私も説明していますように、地域住民の中での防災に対するリーダー的な存在という位置づけがございしますので、まず、自主防災組織の中で連携した活動をしていただく、それによりまして、地域の防災に強いまちづくりが地域ごとでできる。そして、その連携として町がどのような形で、その連携の中で、公助の中で連携するのかという問題がございしますので、今おっしゃった部分、他の自治体でも活動されている事例がございしますので、検討しながら、防災士がいろんな機会にいろんな場面で指導なり講習等ができるように検討していかなければならないなど考えているところでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） とにかく最初はリーダーとしての活躍を期待されるわけですから、部長のお考えでよろしいんですが、ぜひともレポートというか、防災士はどんなことを考えているかというふうな意見の集約も必要かと思っておりますので、前向きに検討していただきたいと思っております。これは意見だけで結構でございます。

もう1つ、防災士のモチベーションを高めるのに、例えば、出初め式に参加していただくとか、あれはどっち側になるんか知りませんが、消防団の方と一緒にやるのか、あるいはテントの方ですのか知りませんが、モチベーションでそういう出初め式とか、あるいは町民体育祭のときに何かの団体が行進します。あのときに何かそういうのもあると、いろいろ士気が高まっていいんじゃないかなと思っておりますが、これは意見だけで、ご答弁、結構でございます。

次、行かせていただきます。同じ防災に関しまして、役場庁舎内のオフィス防災です。現状を見ますと、非常に、物が倒れたり、パソコンが飛んでいたり、非常にそういうことに関しまして無防備なようです。大変危険だと思います。大きな揺れがまいりますと、まず、最初に、構造物が壊れるという前に、ガラスとか何かでけがして負傷なされる、それから、揺れでもって下敷きになったりなんかなるんですが、大概のところでは、まず、部屋の中でけがされます。そういう観点からいきますと、1階の入口にあるショーケース、やまとくんというんですか、それから、いろんなトロフィーとか盾のあるガラスケースがございまして。こういうのが、支えておかないと、がらんときて、やまとくんが倒れたら、ガラスが割れたりいたします。こういうこと。それから、1階の真ん中のテーブルの上で頭でっかちで、い

ろいろ揺れに対して不安定、それから、会計課にはガラスがございます。これも危ないですけど。それから、一般的に庁舎内、みんな棚から言うても、何もつかえ棒も何も固定していないから、これがばさっとなる。それから、これも2階ですけど、書棚、しっかりしているように見えますけど、これ、横に揺れてどーんとこちらにかさっと来ましたら、ひっくり返るんです。こういうふうに関しまして、中の耐震補強はいいんです、工事は。だけど、中のそういう細かいところに関しまして議論されたことがありますかというのが、5番目の質問でございます。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） ご承知のように平成24年度で耐震補強設計、実施設計を行って、25年、26年度で補強工事を行うという予定をしております。庁舎の耐震工事化によりまして、今ご心配いただいている建物に対する危険性はなくなります。ただ、今ご心配いただいている部分は、役場庁舎内のロッカーとか窓ガラス、照明等によります事故によって甚大な、人的な被害がないのかということでございます。これにつきましては、今、学校施設の中でもこれから行うわけなんですけれども、非構造部材に対します人的被害対策ということだと思います。これにつきましては、耐震補強設計をしているコンサルと、今これから耐震補強工事に伴いまして、今言いました非構造部材に対する対策をどうするのかということで、今後、工事を含めまして、その部分につきましても万全な体制づくりを考えていきたいなと思っておりますので、十分、協議を重ねて対策に取り組みたいと思っております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） わかりました。ご専門の方にいろいろお聞きしたり、あるいは現場を見ていただいて、動かないとか、たすきがけにしとくとか、それから突っ張るとか、やっていただきたいと思います。特に、OA機器、これ、パソコンがこう台に乗っかっているんですが、これがきたら転倒してひっくり返るのは目に見えておりますし、パソコンは壊れるのはやむを得ないと言ったらいかんけど、絶対、これは検討なりしていただきたいんですけど、ハード面はともかく、その中のソフト、データがなくなってしまった、データがパーになっちゃったと。バックアップ体制も含めて、パソコンがこれ、機器もお金、大分たくさんかかって大変なんですけど、中のデータの保守、これもしっかりやっていただきたいと思うのですが、どのようにお考えですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今ご心配いただいておりますOA機器、またその中のソフト、また

データ等についての対策でございますが、今、2市5町で電算システムの広域化をやっております。これは今、いわゆるクラウドというものでございますが、その中でサーバーなんですけれども、今、各町では、上牧町の場合、サーバーを独自に所有しております。これがクラウドになりますと、防災センター、委託会社が建設しました防災センターの中にサーバーを設置いたしまして、火災、また地震等については、一切問題のない状況の中でサーバーが管理されるという形になります。

それともう1点、ソフト面とまたデータの問題なんですけれども、これにつきましても、防災センターの中ですべて管理、運営しますので、東日本のように発生いたしました災害によるサーバーの損壊、またデータの消失という問題は一切ございませんので、それが25年度には一定の方向性が出て、25年度中にはすべて解決するという流れでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 今のご答弁で非常に安心いたしました。25年度中には、何ですか、クラウドというのですか、それが入って、その防災センター、遠いところでデータがちゃんと管理で保存されておると、非常に結構なことだと思います。防災について、どうもありがとうございました。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） それでは、3番目につきまして、町長の抱負をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） お尋ねの国民健康保険、介護保険、水道と公的な税、料について、住民から負担が大きいという意見が出ているということでございます。上牧町の場合は、特に、国保の場合、ご存じのように病院施設がございます。こういう町は、どうしても医者へかかることが多い、そういうふうになってきますと、当然、医療費が多く使われるわけでございますので、他町に比べて医療費が相当数、高額になってくるということでございます。ご存じのように、特別会計でございますので、それに加入されている方は自分たちの使った医療費については基本的に自分たちで払うというのは、これ、当然の会計でございますので、先ほどの議員からも質問がございましたが、国庫負担分、これがかなり減少はしてきております。これは事実でございます。そういう中で当然、使われた医療費、これについて補助される部分、それからいろんな部分を差し引いた形が当然、それをみんなで公平に負担をするということになりますので、どうしてもそのような、今の上牧町のような形になるということ

でございます。ただ、これにつきましても、財政調整基金で基金として今蓄えておる部分がございますので、来年度、24年度の決算状況、それと医療費の動向などをしっかりと勘案をして、25年度中にその財政調整基金がどの程度使えるのか、今後の見通しも含めまして検討して、その後、今おっしゃっておられるようなことについて着手をしていきたいというふう  
に考えております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 私もこの公共料金、非常に複雑で、まだ勉強不足でございますが、ぜひとも今、町長が言われたように、積極的に、そしてさきの議員がおっしゃられたように、決断ですか、決議、そして部課長のご指導をよくやっていただいて、町民にとって本当によかったなと思われるような決断をなされて臨まれることを期待しております。町長、何かありましたら。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、私、国保の件に関してだけでございますが、あと、介護保険料、それから水道がございます。水道につきましては、先ほど、お答えもさせていただいておりますので、県が10円を下げるということでございますので、まず、基本的にはその部分について、町としては対応していくと。これも、水道の今後の見通し、現在の状況、こういうものも絡め合わせてプラスアルファができるのかどうか、このことについてもこれから検討をしていくということでございます。

それと、介護保険料につきましては、26年度まで、既にこれ、保険料は決定されておるわけでございますので、その後の見直しになっていくということになります。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○1番（辻 誠一） わかりました。そしたら、来年もよろしくということで、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（東 充洋） 以上で、1番、辻議員の一般質問を終わります。

それでは、暫時休憩といたしまして、2時再開といたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 2時00分

◇ 康 村 昌 史

○議長（東 充洋） それでは再開し、7番、康村議員の発言を許します。

康村議員。

（7番 康村昌史 登壇）

○7番（康村昌史） 7番、康村昌史です。一般質問通告書にしたがって質問させていただきます。

その前に、誤字脱字がありましたので、訂正をお願いいたします。「保険・福祉」の「けん」という字が間違っております。

次に、2番目の質問の1の「健康上牧21計画がボランティアによって運営されている」、その下の「そのひ活動」となっておりますが、これは「ひ」というのが多いので、消していただきたいと思います。本当に申しわけないと思います。以後、気をつけていきたいと思えます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

私の質問は2点からなっております。行財政改革について、また、保健・福祉についてであります。

まず、行財政改革については、1、上牧町が実施している各種団体への補助金、負担金等についてお尋ねいたします。平成23年10月に補助金検討委員会から答申書が出されましたが、平成24年度には時間的な制約があり、余り反映されていなかったようですので、この平成25年度の予算にはどのように反映されていくのかをお尋ねしたいと思います。

2番目の各種補助金、負担金等の今後の見通しについてですが、後で質問させていただきますが、上牧町の従来の補助金交付要綱と、新しくできました公募型の補助要綱についての違い等をお尋ねしたいと思います。

次に、保健・福祉についてであります。平成17年4月1日から、健康上牧21計画がボランティアによって運営されております。その活動内容、その運営方法についてお尋ねいたします。また、その活動の財源的裏づけと、今後の活動の見通しについてお尋ねいたします。

次に、上牧町の保護司について、その保護司の内容と上牧町とのかかわりについてお尋ねいたします。

事後の質問は質問者席で、再質問は質問者席で行わせていただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） まず、上牧町の補助金制度等に関する意見書が平成23年10月に作成されました。これについて、質問させていただきたいんですけども、先ほども申しましたように、平成24年度の予算編成には間に合わなかったようです。そこで、平成25年度予算編成にはどのように反映されるのか、私といたしましては、そのときに作成されました上牧町補助金制度等に関する意見書に、その38の補助金交付先について、判定一覧表というものが添付されております。この一つ一つについて、できたら、この判定どおりにされるのか、あるいは見直すのか、その辺について説明していただければありがたいのですが。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず、最初に補助金制度の検討委員会の答申が今言われたように、平成23年の10月にごさいました。それに伴いまして、まず、24年度の予算に反映できるもの、そして、各課、また内部的検討期間が必要なもの、そしてもう1点、交付団体との協議が必要なものというふうにこれ、3つに分けております。そのなかでまず、第一弾といたしまして、24年度に反映できるものということで行っております。そして、その後、平成24年度におきまして、補助金制度検討委員会からいただきました答申を重要視いたしまして、町としての補助金交付基準というものを決めました。その補助金交付基準に伴いまして、各課の方にそれを周知して、今後の展開なんですけれども、平成25年度の予算編成までに交付団体と協議を行って、ヒアリングシートを作成した上、25年度の予算のヒアリングを受けるということで、終始徹底しておるところでございます。今、その作業に入って、これからそのチェックシート等も踏まえながら、予算措置をどのように進めるのかという段階に来ております。

それと、先ほど言われたもう1点、補助金制度検討委員会から出されました各補助金単位の判定関係でございますが、これは、補助金制度検討委員会の中で熟知され、また検討され、判定基準を設けられ、定められたものでございますので、当然、町もこれを遵守しながら、尊重しながら、先ほど言いましたチェックシートの中で、どういうふうな形で交付団体と協議しているのかということをも十分調査しながら進めていくという、大まかな範囲ではそういう形での検討を進めていくということでございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） わかりました。私といたしましてはこの38個、1個1個についてどのよ

うな対応をされるのかを聞きたかったのですが、時間もなし、そのようなチェックシートで行うというのであれば、その結果を待とうと思います。しかしながら、継続、増額ならまず、既存の団体は文句は言わないと思います。しかしながら、廃止、減額という科目はかなりございます。その中で、特に、まず、この町シルバークラブ連合会の補助金、これの縮小とシルバー人材センター運営補助金、これはまた、縮小後廃止というふうに、非常に厳しい指摘がされております。この辺について、私といたしましては、この町長、よくおっしゃいます。もう少子高齢化じゃないと。少子超高齢化に入っているような時代の中で、いかにしてお年寄りたちの働く場所等、あるいは生きがい等を見つける、あるいはそういう場所を提供する上で、非常にこれは大事な補助金ではないだろうかと思っております。確かにこの補助金が検討委員会に出された内容もよくわかるんですけども、その辺についてはどのようにお考えなのかは答えていただけませんか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） ちょっと総括的なところで、今、個別のお話なんですけれども、総括の中でもう一度、説明をさせていただきます。この補助金制度検討委員会を立ち上げいたしましたのは、削減だけではございません。当然、いろいろな事業を行う中で、増額もあるんです。ただ、その中の重要項目の中で公益性、それと公共性、透明性、必要性、それともう1点、大事なものがございます。その中の会計が多額の内部留保資金を持っているのかいないのか。遊興費に使っていないのか、交際費に使っていないのか、この大きい前提の中でいろいろ審議されて、一定の方針が出されたということでございますので、今の財政状況の中で、ある程度の削減はご協力いただくと。ただ、今、町長が言っていますのは、財政の状況を鑑みて、増やすものを増やす、なおかつ減らすものを減らすということでございますので、すべて削るものでもございませぬし、すべて増額するものでもございませぬので、今おっしゃった趣旨については、先ほど言いましたように、チェックシートの中で、十分中を見ながら、検討しながらどういう方向性をつけていくのかというのが一番の課題になっております。あと、詳細については、各課にお聞きになっていただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 今、シルバークラブ、それとシルバー人材センターですね。同時に今、ヒアリングを行ったところでございます。先ほど部長は言いましたけれども、担当部としては、これは答申として受けとめております。今、ヒアリングを行って、事業費として出していただくようにお話をしております。出てきた段階で、その内容が適切であるのか



どうか審査、判断をして、増額、減額の判断をしたいと考えております。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） わかりました。私の要望として、先ほどの意見を述べておきます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） 次に補助金の見直し基準等があるんですけども、その前に確認しておきたいんですけども、上牧町には上牧町補助金交付要綱と上牧町協働のまちづくり公募型補助金交付要綱の2つがございますが、これの違いというんですか、その辺をちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず、1点目、まず、補助金制度の検討委員会の中で、いろいろ協議いただきまして、その答申がございました。そして、その答申のもとに町としてどういう考えをするのかというのが、上牧町補助金交付基準ということでございます。

それともう1点、公募型でございますが、それとの差異といいますか、違いはということなんですけれども、これは、補助金制度検討委員会の中でいろいろ議論いただいた中で、まとめの中に、今の従来の既存の補助団体であれば、例年、一定の活動、また事業をすれば補助金を申請して、交付を受けるわけなんですけれども、新規、新しい事業、また新しいことを考えておられる団体に対しての新規公募が過去にないということでございましたので、一定の削減、またいろいろやった中で、もし、経費が余る、また、町の財政が好転したときに、そういう団体においても一定の基準で新規に事業の活性化に向けた補助をすべきと、ご意見をいただいたので、それが公募型制度の補助金制度ということでございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） ということは、僕、今から自分で今のおっしゃったことの解釈として述べたいと思うんですけども、既存の団体については、この補助金、現行補助金見直し基準に沿ってヒアリング等を行って、減額ないしは廃止、増額等を行うと。もう1つの公募型補助金、この補助金につきましては、上牧町で新しい団体がボランティア活動、当然、公益性というあれを満たした上での団体があるボランティア活動を行うと言うた場合に、事業補助の原則、公募の原則に沿って申請をします。それと、その場合は1年を限度として、原則1年しか補助は出さないというふうに書かれていると僕は思います。既存の団体についても、この公募型が使えると。ただしその場合は、従来の活動以外の新しい活動をしなければ補助金の交付申請は出せないというふうに解釈をしているんですが、その点はそれによろしいん

でしょうか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 協働のまちづくり公募型の補助金については、まちづくり推進課が所管しております。今ご質問の部分につきましては、平成24年度から開始をいたしまして、現在、3つの団体が活動されておるわけでございます。今、委員の質問の中に、既存の団体で今までどおりではだめかということでございますけれども、一応、事業分野として町民により組織された団体が、地域の自発的な公益活動、あるいは町民に対しての公益性があるということが認められましたら、継続性があって今までどおりやられておっても、それはいけるのではないかと。我々が判定するんじゃなしに、判定委員会という委員さんを組織していただいておりますので、そこで事業の判定をしていただくわけで、これは公平性を保つために当たり、委員さんを選出いたしまして、その事業について検討していただいているわけでございます。そういった形でこれに該当するということになれば、補助金を出していただくというものでございますので、今現在、西大和の6自治会の中での活動がその1つに入っとるわけでございますけれども、今後、ことし24年度でできたばかりでございますので、そういった方もいろいろとその事業に対しての改良とか、いろいろ反省点もございます。その各大字の自治会単位で、今までやっているやつを事業化ということでもどんどん出していただくというのも、これはちょっと違う方向性に走っていくのではないかと、担当としては危惧を持っております。それはそれとして、別の自治会活動として別個にやっていただくものではないかなという思いもあるわけでございますので、そういったことも今後、検討課題としてやっていかないかなのではないかなという思いはしております。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） そこに、この立派な本当に、上牧町補助金制度等に関する意見書、この中で、現行補助金見直し基準という内容なんですけれども、ここの2番なんです。現行の補助金について以下のとおり分類するという、5つに既存の団体について、その負担金の内容について分けているわけです。今、読みますけれども、1が負担的補助金、本来、町が行うべき事業を団体が行うもので、負担的要素が強い補助金。2番が連鎖的補助金と、団体と町が互いに資金、労力等を負担して連携して行う事業への補助金。3番目が支援的補助金と、団体が自主的に行う事業で、町が奨励、支援する事業への補助金となっております。4番目が団体運営補助金、団体の維持、運営に要する経常経費、人件費、物件費などに充てられる補助金。5番がその他で上記のいずれにも当たらない補助金だと。この5つで既存の補助金

の内容について線引きしておられるわけです。このままだけりしているものについては、僕は余り異存はないんです。しかし、この両方にまたがっているような団体があるといたします。その場合に、僕が本当に言いたいのは、本来、町が行うべき事業を団体が行うもので負担的要素が強い補助金と。これが認めていただければ、大概のボランティアの団体というものは、毎年協力した事業に対しても、補助金を町からいただくと私は解釈しております。後で申し上げますけれども、つまり、具体的な例で今また申し上げますけれども、西大和6自治会連絡会というのがあります。できて活動して11年目です。自主防犯、自主防災活動を行っていますが、町からはその事業補助を今まではいただいたことがありません。しかし、確かにこの補助金の見直し基準の中でも、公益性とか、あるいは上牧町全域という、そういった面に一部、こう入らないところはあるかもしれません。しかしながら、やっぱりやっていることは、住民の知恵で財産を守るような自主防犯、自主防災をやっているんです。だから、そういった活動、毎年やっている活動に対しても、やはり、この事業補助の原則が僕は適用すべきだと思うんですけれども、今はまだ、その事業補助の申請もしていないんですけれども、でも、この様式では、既存の団体に対しての活動には補助金が出ないような気がするんですけれども、その辺は、もう一度、再度確認しておきたいのですが、どのような見解なんでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず、もともとの既存の補助交付団体であるのか、新規の公募型で行うのかという線引きが大変難しいところでございます。まず、公募型といいますのは、以前から交付団体については、まず1点、いろいろございますが、すべて基本的には事業補助という基本的な考えで行うということでございますが、事業補助では図れない、今おっしゃったいろいろな項目がございますので、町がやるべきものをある程度、その団体で行っていただいている部分、また、協働でやる部分等々がございますので、すべて事業補助ということになりますと、その部分が活動できないというところもございますので、先ほどの項目が並べられているというところでございます。

今おっしゃっている各自治会の中でやっている活動等についての補助なんですけれども、これは当然、一定の自主防災組織の中でどこまでやるのか、町事業としてどこまでやるのかという線引きのところに影響も出てきますので、すべてができます、できないではなく、その条項の中でいろいろ整理しながら判断していくというところでございます。

それと、あと1点、青パトの件でございますが、これは一定の活動をしている団体に対し

て、その基準をクリアすれば寄贈するという趣旨もございますが、それについては当然、本来であれば公益性、公共性、その中でやるべきであれば、町にその分が申請すれば町の方という形なんですけれども、あえて団体ということは、そういう活動が独自の中でやられているということで、公益性というよりも、それ以上に頑張っておられる団体に対して寄贈するという考えでございますので、今言われたいろいろな点、これからも整理しなくてはならない部分かなと思っております。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） よくわかりました。町の活性化のためにという目的もありますので、十分、審議していただいて、できる限り事業補助に対しては、補助を出していただきたいというのが私の気持ちですので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。この質問はこれで終わります。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、2番目の質問に入っていきます。これも先ほどの補助金の質問に関連しているんですけども、さきの文教厚生委員会で医療費の補正は約6,000万計上されました。これに本当にびっくりしました。財政調整基金が約3億3,000万あっても、これは本当に安心できないなど。やっぱり町長のおっしゃる少子超高齢化が急速に進んでいるんだろうと。だから、できるだけ病気にならない、要介護にならないように予防に本当に力を入れなければならないんじゃないかと、私はいつも言っているんですけども、その中で健康上牧21、すばらしい団体だと僕は思うんですけども、この健康上牧21というのは平成17年4月1日から活動されておるんですけども、この内容について、活動内容、運営方法を詳しく教えていただきたいと思ひます。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 健康上牧21計画につきましては、平成16年度に地域住民とのパートナーシップの構築を念頭に、子どもから高齢者まで幅広い世代において、いきいきとした生活を送ることができるまちづくりを目指して策定したもので、平成17年度より計画の実行に向けて住民と行政がともに知恵を出し合いながら進めているところでございます。健康上牧21計画は子ども、成人、高齢の3グループから構成されております。それぞれの活動内容ですが、子どもグループではささゆり通信の発行、子どもサロンの開催、町民体育祭やペガサスフェスタでのあいさつ運動などを行っております。成人グループにおきましては年間7回のウォークを開催しており、約400人近い方が参加をされております。また、高齢者グル

ープでは、サロンの実施や高齢者の集い、体力測定などを実施されており、高齢抑止の促進としてご協力をいただいております。

以上が活動内容でございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） 平成17年3月に作成されました健康上牧21計画のパンフレットがあるんですけども、そのキャッチフレーズというのが、「夢とコミュニケーションいっぱいの上牧町」と。それから、少子高齢化を見据えて、国から下りてきた事業だと解釈いたしております。そんな中で、この健康上牧21というのは、当初は事業補助として30万円いただいていたと思うのですが、財政が厳しい折、半分に減額されたと思うのですが、それはそのとおりでございましょうか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） おっしゃるとおり、発足当時は平成18年でございますが、現在の倍、30万円の補助を行ってございました。その後、平成19年度から現在に至るまで各グループにつき5万円、合計15万円の補助金額でございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） ほんで、この健康上牧21のグループに対しては、補助金が現行補助金の見直し基準の1、負担的補助金と、本来、町が行うべき事業を団体が行うもので、負担的要素が強い補助金ということで、事業補助の対象ではなくて、年間15万というのを割り当てて、その3つのグループに5万ずつを配分して、それで、今ある活動を行っていると思うんですが、その認識でよろしいでしょうか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 平成24年度まではその認識でいいと考えております。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） ということは、平成25年度以降の予算計上につきましては、ヒアリングを行うと。当然、これは、負担的補助金ですので、事業補助、その申請書を出さなくても15万というふうになるのですか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 平成25年度に向けましては、基準が定められました。

○7番（康村昌史） もう一度、すみません。

○住民福祉部長（塚 尚起） 基準が定められております。上牧町補助金交付基準というのが

定められました。それにのっとしてヒアリングを、事業費補助として申請をいただいて、ヒアリングをしたいと考えております。ヒアリングは行っております。終わっております。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） そこでお尋ねしたいんですけども、事業補助だと。ということは、その年間行う事業に対して補助をするということは、15万という金額を渡すのですか。その事業の計算書の端数とか出ますよね。例えば、14万とか13万とかいう、そういった補助金の支給になるのですか。その辺がちょっと僕、よくわからないんですけど、教えていただけますか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） まず、平成25年度に当たりまして、事業計画を示してもらっております。その事業計画を見せていただいて、その上牧町の基準と合わせまして、その事業基準にのっとして請求があれば、現状維持、あるいは増額、そのように考えております。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） よくわかりました。

この健康上牧21計画、このグループは本当にこれから、もっと私としては頑張っていたきたいと、本当に思います。やはり、予防に力を注がなければならない、その住民のボランティアの方が頑張っている、だから、この担当課は生き活き対策課だと思うんですけども、もっと健康、要介護予防のために、もっと積極的にかかわっていただいて、この健康上牧21の活動等についてPR、普及に努めていただきたいと思いますと思うのですが、いかがですか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） おっしゃっている意味は、十分理解しております。ヒアリングの中でもそれぞれ、活動の活動量をふやしておられます。傾向といたしましては、事業量の増ということでございますので、補助金も増ということになるかと考えております。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） わかりました。これで、この質問は終わらせていただきます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、最後の質問です。上牧町の保護司についてなんですけど、この保護司というのは、保護司法、更生保護法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、犯罪を行った者の改善、更生の援助、犯罪予防のための世論の啓発などを使命とすると。任期は2年、再任も可能であるが、給与は支給されない。定員は5万2,500人で、

地域の状況に応じて、全国に配置されていると。また、保護観察官に協力して、保護観察中の犯罪者、非行少年と適当な接触を保ち、その恒常を観察して、指導、助言、必要な援助を与え、また、仮釈放予定者の環境の調査、調整を行うというボランティア活動の方たちです。当然、先ほども述べましたように、この活動は無報酬でございます。そんな中で、上牧町は一体、この保護司さんに対してどのような援助、補助をされているのか、そのかわりについて教えていただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 活動内容は今議員がおっしゃっていただきましたので、かわり合いというところがございますけれども、上牧町のかわり合いでございますが、保護司の方々は法務大臣が定めた区域の保護司会に所属されております。上牧町の場合は、北葛城郡保護司会として2市4町で構成をされております。上牧町の6名の保護司さんもその保護司会に所属をされ、活動をされております。また、町としましては、北葛城郡保護司会に対して、入会金として費用分担を支出いたしております。分担割合は均等割、人口割によって算出をされております。今年度、平成24年度の分担金は24万5,206円でございます。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） その北葛、北葛城地区の保護司会で取りまとめておられて、大体、年間幾らほどの予算でこの活動をされているんでしょうか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 分担金の総額は年間204万でございます。決算総額は、約340万でございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） すみません、200万程度で300何万というのは、国からの補助ということですか。説明、お願いします。

○議長（東 充洋） 福祉課長。

○福祉課長（阪本正人） 今、部長が申しましたように、分担金につきましては204万円でございますけれども、それで、保護司会費としまして、1人当たり1万1,000円の人数分として、入として60数万円程度、入っております。それに基づきまして、県の更生保護協会の方からも入として入っております。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） この立派な活動をされている方が、上牧町には6人いらっしゃると。本当に雀の涙のような補助金、出ているんですけども、一般の町民に、保護司というものが余り認知されていないようなので、できたら、広報等でやはりこういったボランティアをされている方に、やっぱりもうちょっとその活動内容等を一般の住民に啓発していただいて、この上牧町の活性化等に活用していただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 福祉課長。

○福祉課長（阪本正人） 今、活動計画というふうにおっしゃっていただいたんですけど、6月の広報に、毎年7月は社会を明るくする運動の強調月間として、広報にも掲載させていただいております。それと、あとは駅等で街頭の啓発運動等々をされておりますので、そういう社明運動というんですけど、そういうふうな啓発もやられておりますので、はい。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） それはわかっております。ですから、毎年7月だけというだけじゃなく、それ以外にもこのボランティアで活動とかされている方にもっと光を当ててほしいんです。ほかにも団体、いろいろ無報酬で働いている方がいっぱいいらっしゃいますので、その辺について、もっと考慮していただきたいとお願いを申し上げて、私の一般質問は終わります。

○議長（東 充洋） 以上で7番、康村議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



### ◎散会の宣告

○議長（東 充洋） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午後 2時38分



# 平成24年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

## 議事日程（第3号）

平成24年12月11日（火）午前10時開議

### 第1 一般質問について

8番 富木 つや子

11番 服部 公英

2番 長岡 照美

6番 木内 利雄

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	辻 誠 一	2番	長 岡 照 美
3番	堀 内 英 樹	4番	吉 中 隆 昭
5番	石 丸 典 子	6番	木 内 利 雄
7番	康 村 昌 史	8番	富 木 つや子
9番	芳 倉 利 次	10番	吉 川 米 義
11番	服 部 公 英	12番	東 充 洋

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	今 中 富 夫	教 育 長	浅 井 正 溢
総 務 部 長	田 中 一 夫	都 市 環 境 部 長	外 川 武 彦
住 民 福 祉 部 長	塚 尚 起	水 道 部 長	杵 本 和 敏
教 育 部 長	竹 島 正 智	保 健 福 祉 セ ン タ ー 館 長	竹 島 正 貴
土 地 開 発 公 社 常 務 理 事	高 木 雄 一	秘 書 課 長	藤 岡 達 也
総 務 課 長	池 内 利 昭	税 務 課 長	木 村 讓
ま ち づ くり 推 進 課 長	西 山 義 憲	福 祉 課 長	阪 本 正 人
教 育 総 務 課 長	為 本 佳 伸	環 境 課 長	田 中 雅 英
上 下 水 道 課 長	大 東 四 郎		

---

職務のため議場に参加した事務局員

議会事務局長 下 間 常 嗣 書 記 山 下 純 司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（東 充洋） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程を進める前に、この一般質問終了後、選挙における投票所についての説明をしたいとの申し入れが総務部長の方からございましたので、この一般質問が終わり次第、議員懇談会という形をとりたいと思いますので、委員会室にご参集願いたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎議事日程の報告

○議長（東 充洋） それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎一般質問

○議長（東 充洋） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。



◇富 木 つや子

○議長（東 充洋） それでは、8番、富木議員の発言を許します。

富木議員。

（8番 富木つや子 登壇）

○8番（富木つや子） 皆さん、おはようございます。

8番、公明党、富木つや子でございます。議長の許可が出ましたので、通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の質問項目の第1は、子育て環境の充実と整備について、2、選挙執行について、3、通学路の安全対策について、大きくこの3点についてお伺いをしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問の内容に入ります。

1番目の子ども・子育て関連3法ですが、国会において、「子ども・子育て関連3法」が成立しました。法律は保育所、幼稚園、認定こども園の充実や、地域の実情に合った子育て環境の充実を図ることを目的としております。制度の趣旨としては消費税の引き上げによる財源を活用し、市町村における幼稚園、保育所、地域の子育て支援の充実です。運営に当たっては、市町村は地域のニーズに基づいた子育てに関する事業計画を策定することになっており、そのためには「地方版子ども・子育て会議」などの設置などに取り組むようになっております。このような取り組みに対する本町の考え方と、町に必要な子育ての環境の整備についてお尋ねをいたします。

2番目、選挙執行についての質問でございます。現在、12月16日投票の第46回衆議院総選挙の期日前投票が行われております。選挙は民主主義を支える重要な仕組みであり、有権者が政治参加する大事な選挙であります。その選挙をつかさどるのが選挙管理委員会でございますが、選挙の投票率が低下する中で、上牧町の選管でも選挙に関する事務執行、啓発や投票方法などの内容は多岐にわたり、選挙事務全般を担い、重要な立場でご苦勞をいただいております。投票率の低下についての原因は、政治不信やさまざまでございますが、私は昨年の6月議会で有権者の政治参加をさらに進めるために、有権者の皆さんが投票所に行ってくださいやすい環境を整えることを求められている点を取り上げて、投票しやすい環境づくりの質問をさせていただいておりました。その後の協議状況についてお尋ねをいたします。

3番目、通学路の安全対策について、皆さんもご存じのとおり、ことしになって通学路で児童、生徒が巻き込まれる交通事故が続いたことを受け、国が通学路の安全対策を加速させました。今回の「通学路の安全総点検」の中で最も危険な通学路、箇所は役場下交差点と滝川台の住宅内が挙げられました。渋滞検討会議で通学路の再検証結果と、結果に基づいた緊急改善の進捗状況をお伺いいたします。

以上が質問の内容でございます。再質問は質問者席で行ってまいりますので、担当課の皆様方、ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 平成24年8月22日に子ども・子育て支援関連3法が交付され、同年9月において、内閣府、文部科学省、厚生労働省合同により、3法に関する内容が示されました。これによりますと、地方自治体は国の基本方針で定める提供体制の確保等に関する基本的事項や参酌標準を踏まえ、子ども、子育てに係るニーズを把握した上で、地域における新制度の給付、事業の需要見込量、提供体制の確保、内容、その実施時期を盛り込んだ、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられております。町といたしましては、それを踏まえて、平成25年、26年度で事業計画を行う考えでございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 今回のこの3法、子ども・子育て関連3法についてでございますが、重要な柱としては、趣旨としては、待機児童と地域の子育ての環境を充実していくために、社会保障と税の一体改革の中で大きなポイントの法案でございます。1つ、内容的には認定こども園制度の充実、拡充であるとか、それから、幼稚園、保育所の施設型の給付、それから小規模、小さい形での保育型の給付の創設、また、加えて、地域子ども子育て支援、地域の実情に合った子育て環境を充実していくということで、この3つが大きなポイントだと思います。その中で、上牧町は待機児童がどうなのかというあたり、それから今後、どのような状況、方向性になっていくのかというのが、大きな着眼をしていきながらの今後の事業計画だと思いますけれども、まず、この本町の待機児童の現状ですけれども、大きな中核市とかそのような地域でもございませぬけれども、関係ないということではありませぬので、そこらあたりどうなのか、まず、お聞きしたいと思います。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 上牧町の状況ということでございますけれども、上牧町の状況は、保育所におきましても、特に待機児童といった現状もなく、また、少子化は進んでおるんですけれども、保育所での児童数の減少も生じていないといった状況でございます。若干、一部の学童保育に、待機児童が来年度、予測されるかなといった状況でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 今回、これまでの大きなポイントとしては、先ほど3つ言いました。その中で今後の上牧町については、今、待機児童というのがないということでいいんですよ。部長。その中で今後、どのような傾向性になるのかというのも考えていかなければなら

ないかと思います。今、大型開発であるとか、また、住宅地の戸建てが開発されてきて、若い方々も住んでいただきたいということもありますので、その整理ということも大事になってくるかなと思います。

その中で、今回は、大きなポイントの中には、やっぱり地域のニーズをしっかりと吸い上げるということがございますけれども、子育てニーズの調査をやる、それからその中でそのニーズを反映していくためには子ども・子育て会議をやって、実施をしていくということが努力義務ということになっているんですけれども、これからはそのようになっております。この子ども・子育て、地方版のこの子育て会議を設置することで、この事業計画、子育ての事業計画をより充実したものにしていくということになるんですけれども、これは、もし早ければ、この制度が本格的には27年度から動きます。これは、消費税8%引き上げに当たる26年度から本格施行までは1年間ありますので、このような準備期間があるわけですけれども、上牧町においては、この子ども・子育て会議についての実施はどのようにされて、また、予算についてもどのようにされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） まず、地方版子ども・子育て会議の設置でございますけれども、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、また、給付の額等の制度の施行までに議論すべき事項が多々ございます。そのためにも子育て当事者と関係当事者の参画関与をいただき、子ども・子育て会議の早期設置が必要であると考えております。平成25年度早々に設置要綱を作成し、進めてまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 来年の予算の中に盛り込まれるということで、理解、判断をさせていただいたんですけれども、それでよろしいですか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） そのとおりでございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） それと、大事なことは、上牧町にとって今回、この関連3法の中で一番、上牧町も対象というか、当てはまるものといえば、子育て環境、地域にニーズを吸い上げて、そのニーズで上牧町の必要な子育て環境というのが一番大事なことから思いますけれども、そのあたり、上牧町についての当てはまるものといいますか、環境整備というのはどのようなことが想定されるか、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） それぞれの自治体は、潜在ニーズも含めた地域で、子ども、子育てに係るニーズを把握した上で、地域における新制度の給付、事業の需要見込量、提供体制の確保の内容とその実施時期を盛り込んだ計画の策定が義務づけられております。それに基づいた給付や事業の実施となり、地域の実情に見合った子ども・子育て支援を総合的に行うためにも、自治体の主体性が問われることとなりますので、上牧町の子ども・子育てに関するニーズ、要望、これをきっちり把握し、どのような考え方にに基づき子育て支援の充実に取り組むか、検討、努力を行っていかねばならないと考えております。

独自の取り組みということでございますけれども、今すぐに、上牧町独自の子育て支援といった形は出てこないんですけれども、今後、開発等によります人口増の増加も予測されます。その状況を見た上で、学童保育の拡大、また延長保育、そのほか新たな取り組みにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 上牧町の実情に、今後のことも考えた上でのことを今、答弁していただいたんですけど、やはり、昨日も町長がおっしゃってございましたけれども、やはり、若い方々が働きながら子育てができるというような環境が大事であるということをおっしゃってございました。そういう観点からも、学童保育、この中では当てはまるのかなとはちょっと考えているんですけれども、そのあたり充実を、今、考えるところではそのようなことかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） そうですね。学童保育の6年まで延長ということがございます。おっしゃるとおり、今、学童保育の方も拡大という要望もいただいておりますので、それもニーズ調査を聞いた後にそれも含めて事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） わかりました。

この合議体、地域子育て会議ですけれども、国としては、有識者、地方公共団体、事業主、代表、それから労働者団体、子育て当事者とか子育て支援当事者、子育てをする親であるとかということが構成メンバーになっておりますけれども、上牧町においても、そのまま国のこのようなメンバーがそのまま適用対象になるのかなと思いますけれども、そのとおりでいいんですか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 委員さんの方には保護者、子育て当事者です、障害児支援者、社会的養護関係者、教育者等を考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） いろいろと今回のことについては、待機児童を中心とした対策ということで、主なポイントになっておりましたけれども、上牧町についても3番目にありましたように、地域の子育て環境の充実ということで、しっかりと盛り込まれる対象にはなっておりますので、また、その点についても、ニーズ調査、しっかりと把握をされて、そして、合議体の子ども・子育ての会議の中で、その計画に反映ができるような取り組みを今回していただきたいなと思いますので、その点については、皆さんといろいろ連携をとっていただきながら、関係者がとっていただきながら取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 実態に応じました、上牧町独自の子育て支援計画を策定し、ニーズに基づいた事業の推進に、今後、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） ありがとうございます。この質問はこれでありありがとうございました。結構です。

次、お願いします。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 次に2番目の質問になります。

選挙執行についてですけれども、この質問については、今、ちょうど衆議院選挙をやっております、今、続々と期日前投票に来られておりました。投票所、投票率の低下、そのような中で、いろいろと選管の方々、関係者については非常にご苦労していただきながら、投票率の低下の中で、どのような工夫をし、また、投票率の低下というのは、いろいろ、さまざまな要因はございますけれども、投票しやすい環境づくりということで、質問を昨年もさせていただいたところです。その検討結果、また、いろんな状況について、進捗状況についてお願いしたいと思います。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 富木議員の以前の質問の中に、投票所の見直しということで、学校



の体育館の提案をいただいております。投票区、投票所の再編につきましては、選管として、以前よりも再編の計画を立てておりましたが、実施の案にまで至らなかったという経緯がございます。しかし、重要課題でありましたので、再度、今回、各投票所の施設調査、各投票所地区の規模、そして投票所の距離等につきまして、多岐にわたりまして把握していただきまして、まず、課題と目的という定義づけ、それともう1点、見直しの考え方を定義づけしていただき、その上で何回か度重なる協議をしていただき、やっと素案ができたという状況がございます。それで、今後、そのスケジュールについて、きょうもこの一般質問が終わったらお示ししたいなというふうに思っております。

それともう1点、ご意見いただいているように、期日前投票の裏面の誓約書の件なんですけれども、これにつきましては、今、投票区の再編等について、十分、協議をいただき、やっと方向性が見えましたので、次の協議、課題として提案して、調整していただく予定でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 投票所の見直しについては、やはり、住民の方々からの声が大きく反映しておりまして、反映というか、ご意見をたくさんいただいたという経緯があります。やはり若い世代というのは今、どうしても選挙離れ、政治不信による選挙離れというのが大きいと思いますけれども、そういうふうな状況がある中で、また、投票所がどこにあるのかという、町政に対しても、それから、選挙に対しての意識というのも物すごく薄いなというのを常々、感じておりました。

その中で一番多かったのが、やはり、投票所の問題ということで、他府県の状況等もご意見いただきながら、また、うちも10年、20年前からの投票所がそのまま実施されているということで、やはり、皆さんからもいろいろとご意見いただいておりますので、昨年6月に質問させていただいたところです。その実行というか、投票所の統廃合については、かなりのいろんな情報と裏づけ、いろいろな原因と、それから情報と、それから数字の上でのこととか、投票率であるとかいうのが、本当に大事なことになってきますので、相当、ご苦労していただいたような経緯ではないかなと、このように思っています。当分、若い世代がしっかりと、やはり、投票しやすいといっても、意識の問題もありますので、これは啓発ということに、選管になるとそういうふうにつながってきます。政治意識であるとか、いろいろ折に触れて、また、広報等、それから工夫をしていただいていたの啓発もまた、お願いしたいと思っております。入場券のはがきの宣誓書の印刷、裏面に印刷することは、障害者基本法の改

正の、障害者の政治参加、投票所のバリアフリーということで提案をさせていただいたところなんですけれども、今はパソコンから宣誓書を取り出して印刷して、自宅で書いて、期日前にくるというふうなことも、ほかの市町村も今、大きく取り上げられているんですけれども、そういうふうなはがきも同じような形かなと思います。宣誓書については、いろんなご意見もあるかと思いますが、その点については、注意事項をしっかりと記載した上での取り組みをしていただきたいと思いますと思いますが、今、期日前、行われておりますけれども、今の状況といいますか、何か不具合があるとか、いろんな問題点があるとか、そういうふうなことはありませんでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今の段階では一切、ございません。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 天理市では、けさの新聞にもありましたけれども、期日前で生年月日だけ確認をして、名前を確認しなかったというあたりで、住所と名前を確認しなかったというあたりで、問題が、ミスが、投票ミスが起こったということで報道されておりましたけれども、上牧町においては、いろいろとご苦勞もありますけれども、そういうことのミスがないようにまた、万全を期してお願いしたいと思います。

今、流れは、宣誓書についてもお話をいただきましたので、すみません、これは、時期的なことはおっしゃっていただきましたかね。すみません。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今回の投票所、投票区の見直しという点のスケジュール的なことなんですけれども、まず、きょう、議員さんに一定の内容の説明をさせていただいて、次に、自治会長の定例会の中でお示しする、その次に、広報をもってパブリックコメントを求めるという流れでございます。その中で当然、いろんな要望があると思いますので、その微調整を行って、今の予定では、平成25年度の7月の参議院選に実施したいというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） わかりました。

では、順次ということで、今、お話しいただきましたけれども、流れ的には今、予定を聞かせていただいて、あと、この宣誓書についてはどのように段取りをされているのか、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 正直言いまして、今回、この投票区、投票所の再編を毎回、いろいろ協議いただいていた状況でございますので、今、おっしゃっている宣誓書等につきましては、これからの課題として、また、選管の方に調整して協議いただくようにいたします。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） わかりました。よろしくお願いします。

あと、バリアフリーについても、高齢者の方、高齢化になっておりますので、また、障害者の方々が参加しやすいようなバリアフリーに取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

じゃ、次、お願いします。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 通学路の安全対策の進捗状況でございますが、この件については、さきの総務建設委員会でも予算が計上されておりました、補正予算で上がっておりました。9月にも補正予算、あれは滝川台の安全対策だと思うんですけども、補正予算が上がっておりました、予算的には、財政的にはこのように執行していただいておりますけれども、私、6月、9月、今回の12月、3回目の質問でございます。やはり、上牧町内でも、子どもたちが尊い命が失われないように、子どもをしっかりと守っていただきたいという思いで、この安全対策を最後まで、どのような取り組みをして、今、一生懸命していただいているんですけども、流れ的に進捗状況というのを最後までお聞きしたい、確認させていただくためにも質問させていただきましたけれども、現在の進捗状況、総点検からの緊急改善対策が今、どのような形で行われているのか、総務建設委員会でも質問、ありましたけれども、通告させていただいていましたので、ご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育総務課長。

○教育総務課長（為本佳伸） 役場下交差点につきましては、西和警察署交通課から技術的な助言を得るとともに、道路担当課と協議し、葛城台地区からの児童、生徒の通学路変更を含めた取り組みを県で進めているところでございます。通学路変更は、現在の通学路より安全であるというのは絶対条件でございますので、変更に伴う歩道設置や歩道のカラー舗装などを、安全確保のため、道路担当課と協議をし、今、進めているところでございます。

また、そのほかにも取り組まなければならないこともあり、今後も児童、生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えています。滝川台住宅内につきましては、歩車道分離のカラー舗

装等を道路担当課とも協議し、進めているところでございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 総点検では、小学校3校から、学校、それからPTAさんから32箇所の要望があったということで、細かい、いろんなお聞きの箇所も抽出をされておりまして、今、改善がなされているということなんですけれども、大きくは滝川台と役場下の交差点、それから、この交差点の渋滞に係る子どもの通学路の改善ということになっていると思います。葛城台については、プレステアーバンの12月3日に説明会が地元との協議の中で行われたということなんですけれども、この葛城台とか役場下交差点にかかわる改善なんですけれども、大きくは子どもの通学路の変更ということになってきていると思いますけれども、このプレステアーバンでも協議会というのは、説明会というのは、どういうふうな意見が出て、町としては結論的にはどのような体制で行くということがなされたのか、お話しいただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 教育総務課長。

○教育総務課長（為本佳伸） 議員、おっしゃるとおり、12月3日にプレステアーバンの説明会をしました。その説明会というのは、学校東側の道をスクールゾーンにする同意書を、同意を得るという形で説明に行きました。そのスクールゾーンにするに当たり、葛城台からの歩道、ジョーシン横の道の歩道とか、また、学校、スクールゾーンにする道の歩道の整備もあわせて説明したところです。それで、いろんな意見が出ました。たとえば、歩道を設置することにより、道が狭くなるのではないかという意見も出ました。ただ、子どもたちの安全確保のためにご協力をお願いしたいということで申したところです。あと、同意書については、自治会で今のところ、まだいただいておりませんので、子どもたちのためには協力はしなければならぬということも聞いておりますけれども、まだ、同意書をいただけていない状況でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） この説明を受けても結論はまだ出ていないということなんですけれども、葛城台もこの説明会、日程調整中であるということで、総務委員会でもお話しさせていただきましたけれども、もう決まりましたか。

○議長（東 充洋） 教育総務課長。

○教育総務課長（為本佳伸） 葛城台につきましては、通学路の変更ですので、PTAとともに説明会を開く予定なんですけど、事前にPTAの関係者とお話ししたところでは、やっぱり

総務建設委員会で言いましたけれども、信号機のたまり場の確保、絶対にやってほしいという事ですので、そこら辺が解消しないと、めどが立たないと、説明会の開催には持っていけないんじゃないかなと考えているところです。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） いずれにしても、通学路、スクールゾーン、それから葛城台の子どもたちの通学路の変更にしても、安全確保、安全が一番ですので、そのあたりはしっかりと関係者と話を進めていただきまして、進めていただきたいと思います。この安全対策、最終的にはいつ、結論が出て、この地元の説明会の中に結論、また最終改善工事がいつ行われて、最終的に子どもたちが、いつこの通学路を使えるのか、使っていくのかというあたりの計画というのはどうなってますでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育総務課長。

○教育総務課長（為本佳伸） 今は、来年の4月から変更を行うべきということで、今、進めているところでございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） その他のスムーズに、安全確保は最優先に、子どもたちの安全を守るために取り組んでいただきたいと思います。

それとあと、ほかのPTAから、それから学校から上がってきている、見通しが悪いとか、横断歩道の線が消えているとか、細かいところ辺の箇所については、どのように今、対応されているのか、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育総務課長。

○教育総務課長（為本佳伸） 横断歩道につきましての消えている部分につきましては、早速、警察の方からやりましたという報告を受けております。それとあと、住宅地内でちょっと、車がスピードを出しているとか、そういう危険だという箇所につきましては、電信柱に通学路、ここは通学路です、注意してくださいというようなやつを巻きつけるといいですか、そういうやつで啓発して、交通安全の安協、協会とか、お願いして、また警察の名前を入れたやつを30件ほど町内の各箇所にしたところでございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） いろいろと万全に体制をしても、運転者のマナーであるとか、そういう意識が悪ければ、悪い行為があると交通事故になります。町内での交通安全、今、いろんな形で自治会さん、また子ども、PTAさんであるとか、そういうようなことで、子ど

もたちの安全対策をソフト面からでもいろいろ動いていただきながらやっていただいておりますけれども、この学校においての交通対策、安全対策というのも大事なことになりますので、そういうあたりの意識づけというのはどのようにされているのか、お願いします。

○議長（東 充洋） 教育総務課長。

○教育総務課長（為本佳伸） 一応、低学年におきましては、初めの一学期間は教師がついて、きちっとここでは信号機ではとまるとか、こういうところは危険ですよとかいう話でしてまずし、また、定期的に教師が各通学路を点検に回って、一緒に、子どもたちとともに帰り道、一緒に帰って点検をしたり、子どもたちに注意をしたりしているところでございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 学校における交通安全教育というのも大事になってきますので、いろいろと改善箇所はたくさんあると思います。そのあたりの子どもたち、学校の中で子どもたちにしっかりと通知をしていただきまして、また、PTAとの連携もとっていただきまして、しっかりとそのあたりが統一できるようにお願いしたいなと思いますので、子どもを守る対策、安全対策、また町内の住民が本当に安心して暮らせる町ということで、取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（東 充洋） 以上で、8番、富木議員の一般質問を終わります。

50分まで暫時休憩といたします。再開は10時50分から再開いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

○議長（東 充洋） それでは、再開いたします。

---

◇ 服 部 公 英

○議長（東 充洋） 次に、11番、服部議員の発言を許します。

服部議員。

( 1 1 番 服部公英 登壇)

○ 1 1 番 (服部公英) 11番、服部公英です。

議長の許可を得ましたので、通告書に従い、一般質問を行います。

私の質問事項は、大きなくくりで、1、財政問題について、2、防災対策及び消火栓について、3、住環境整備及び安全対策について、4、下水道事業について、5、都市計画についての5項目です。

まず、最初の質問の内容は財政問題について、我が国の政府は長期にわたるデフレや東日本大震災の早期復興など、適切な政策をとらないまま、消費税だけを上げるとして、突然、解散しました。こんな状況の中、上牧町は土地開発公社解散のため、3セク債45億円を借りて清算することになりました。平成23年度決算及び24年度の決算見込みと地方財政計画と国の指針を勘案しながら、財政計画を進めるということですが、私的には今回出された長期財政計画案の中には、今後、住民負担をできる限り少なくする具体的な政策が欠けているように思います。効率的、効果的な財政運営について努める必要があるが、では、具体的に住民にわかるように説明してください。

次に、このような事態になった責任を法的にとる必要がなくても、道義的責任、また社会的責任を求める住民の気持ちに対して、適切な時期に答弁するということですが、この45億を住民で負担するわけですから、このまま何も問題がなかったように進めていくことは納得ができません。このようなことを踏まえて、町長から総括的な答弁を求めます。

防災対策及び消火栓について、町内の消火栓とホース格納庫の設置状況について質問します。北上牧地区の場合は、新しくできた住宅地のところには消火栓があるが、ホース格納庫がありません。これでは初期消火ができません。ホース格納庫を点検すると、中のホースが腐食しているところもありました。これを機会に町内全域を再点検されたいかがですか。町の考えをお聞かせください。

次に、下水道事業について、下水道の今後の計画と予定について説明してください。北上牧地区内の住環境整備事業について、下水道と同時に道路整備をすれば予算も少なくて済みます。自治会と相談して進めてください。町長が財政問題特別委員会の中で、北上牧地区内の公社保有の残地を利用して避難場所等にも利用していきたいと答弁がありました。それはどのような考えなのか、具体的な考えがあればお聞かせください。

都市計画について、大型店舗が急にできて、道路事情がこれまでと違い、交通量が多くなることが予想されます。通学路の安全の確保、また歩道の整備について、今後の計画を聞か

せてください。大型店舗ができることによる税収は本当に上牧町にプラスになるのか説明していきください。

以上です。再質問につきましては質問者席で行います。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） それでは、町長、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） ただいまの質問の中で、開発公社、今、国がこういう時期であるのに、開発公社、45億円、これを負の配分、分配をすることになると、それについてどうなのかという質問でございますが、このことについては、財政問題特別委員会の中で、議員の皆さん方には説明をまいりました。それとあわせて、タウンミーティングの中でも、この件については住民の方々に説明をし、おわびをしながら4年間、やってまいりました。そういう中で、住民の方々、また議会の議員さんの方々の中から、このまま放置しておくということよりも、しっかりと解決をしていくというような方向で進んでいくべき問題だというようなご意見もいただいてまいりました。そういう結果から、平成25年度、今の予定では限度額を9月議会で45億円ということで議決をいただきました。現実には、このまま買い戻し計画を予定どおり進めていきますと、約43億程度というふうに見込んでおります。この形の中で、土地開発公社を整理していくという考え方でございます。この問題につきましては、引き続き、タウンミーティングの中でも住民の方々にしっかりと説明をさせていただくという予定でおります。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 二度手間になるんですけれども、タウンミーティングに参加されている住民の方々の人数も少ないですので、ここでもう一度、財政問題特別委員会並びにタウンミーティングで説明されることをもう一度、説明していただくことは可能でしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） これから、タウンミーティングも毎年やるつもりでおります。来年も既に予定をして、各施設の管理者の方に調整をしておるところでございます。来年、2月早々から2月ほぼいっぱい、土日中心にやるつもりでおります。その中でも当然、説明をさせていただくわけでございますし、今までも、広報の中でも公社の状況については、説明をさせていただいております。ポイントポイントで、一定、整理状況が固まってくるということになってまいりますので、また、広報を通じてでも、皆さん方には、住民の方々にはお知らせ



をさせていただくわけでございます。そして、前々から財政問題特別委員会の中でもお話をさせていただいております。なぜこのようになって、結果、どのようにするのかという総括的な事柄につきましては、このことについても、しっかりと議会、住民の方々に説明をさせていただきますし、また、ホームページ、広報等でもその部分についてはお知らせする、説明するというところでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 今回、土地開発公社解散に向けて45億、また43億を借りて解散することについては、私も同じ意見を持っております。これは残念ですけれども、借りて清算しないと上牧町はやっていけないということははっきりしております。そんな中で上牧町、きのこの議員の質問の中にもありましたけれども、45億並びに43億を25年間にわたって、住民負担という形で、毎年2億6,000万から3億の間のお金を、一般会計からこのために25年間支出していくということになるわけなんです。この負の遺産を住民だけに負わすのではなくて、やっぱり職員の方々も議会もみんなそれだけの責任をとらないと、住民ばかりに負担を押しつけるというのはどうしても住民の方からすれば、納得がいかないと思うんです。そういった中で、職員の方々も頑張っておられるのは、私も重々承知しているんですけれども、職員の給料を戻すということ、昨日の議員の答弁の中でもおっしゃってました。今、社会では、国家公務員の給与は削減され、地方公務員の給与の方が割高になっているというようなことも言われています。そういった点については、町長はどのように考えておられますか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今は国家公務員の給与のお話も出ておるんですけれども、基本的に国家公務員の給与と地方公務員の給与とは違うわけでございます。一概、国家公務員の給与が高いから地方公務員も同じだというものの考え方で、一般的には国民の皆さんも大半の方がそういう理解をしておられるかもわかりません。よくラスパイレス指数というのが新聞等、またマスコミでも比較の部分として出てまいります。これは国家公務員の給与を100とした場合、地方公務員の給与はどうなのか、こういうことで、ラスパイレス指数を一応、比較とされております。地方自治体によっては当然、100を超えている地方自治体もございまして、上牧町のように80にも満たないというような市町村もあるわけでございます。一概に、国家公務員が給与を下げるから地方公務員も給与を下げるべきだと、こういう議論には私はならないというふうに考えております。何もそういう議論に振り回される必要もないだろうと、我々は我々としてしっかりとやっていくと、住民サービスをしっかりとやることがこういう問題、

住民さんの考え方、そういうことに私たちは答えていく、そういうやり方が一番適切ではないかというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 前段の部分の住民に何の負もなかったということはないんですけども、住民もこれから45億を25年間、返していかなければいけないということについての状況の中でも職員の給料を戻すという、そのほかに、地方公務員と国家公務員の差をつけたのは私も悪いですけども、その前段の部分での状況の中での職員の方々の給料を戻すようなこと、それについてはどのようなことでしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） いろんな形でみんなにご負担をいただいているということでございます。当然、職員も平成18年から今現在に至るまで給与削減をしてまいりました。しかし、我々も労働者でございますので、やっぱり生活があると、こういうことも1つはお考えをいただきたいなというふうに思います。先ほども言いましたように、いろんな形で住民の方々にもご負担をいただくわけでございますので、それはこれからいろんな要望なり、やっぱり住民の方々に対する福祉施策なり、そういうところで我々はしっかりと答えていくと、そういうことが我々の責任ではないかということで、先ほど、お答えをさせていただいた、こういうことでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。

それでは、下げろ下げろと言うばかりでは何も問題は解決しませんので、職員全体の方々の給与を2年間戻したということで、予算書を見せてもらうと、やはりこの24年、26年度の支出額は大きく伸びております。そして、住民サービス、サービスされているということなんですけれども、これだけ単年度黒字が出てきているということは、実際には住民の方々から徴収、住民税並びに所得税からいろんな交付税が入っている割には住民サービスをしていないから黒字になっているというだけで、ただ、上牧町、努力して、これだけ毎年単年度黒字になっているということではない、それだけではないと私は思うんです。それは、皆さん、努力していろんな補助金なり、国が出してくれる補助金のある制度を利用しながら、町民のために事業をしてくれているというのは、私も理解しているんですけども、最近、単年度黒字になっているもので、上牧町の財産もよくなったねって、ほかの市町村のところに行って話をしても聞かれることがあるんですけども、実際、今度は45億借金していくというこ

とがあるのに、黒字だという宣伝を先にするのはいかなものかなというふうに思うんですけども、その辺は、住民に正直に、このような状況で今、上牧町は今度これだけ借金をして、こういう状況になっていきますという説明をタウンミーティングとかですると思うんですけども、その辺の今後の町長の考えはどうでしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 確かに、単年度実質収支、黒字を今、計上しております。これは、住民の方々のご理解、それ以外にも給与の削減でございますとか、税の徴収率の向上でございますとか、国からの補助金の活用でございますとか、いろんな要素がこの中には含まれております。何をやったからこの結果になったということではございません。すべての要素が、今、おっしゃっておられるように含んでおります。それで、私もほかの市町村長からも、「上牧町、ようやく財政、好転しましたね」というお言葉をいただきます。しかし私、その中で必ず、「いえ、確かにになりました」と、これから開発公社、約45億、処理をしていくと、大きな問題を抱えておりますと。このことについてもしっかりとやっぱり処理をしていく必要があるわけでございますので、私としては、どなた様が聞いていただいても、タウンミーティングの中でもどこでもその話はしていくつもりでございますし、現実にはそれがあろうがなかろうが、どこの市町村でも財政は厳しいというのは、これも今の状況の中では物語っているわけでございますので、どこの市町村長も、「いや、うちは裕福ですよ、左うちわですよ」というふうなことを言われる首長さんはだれもおられないと思います。その中での上牧町の場合は、ようやく財政は好転をいたしましたが、これからいろんな問題、あるわけでございますので、焼却場の問題もございますし、開発公社の今の問題もございますし、住民さんに対する福祉、どのように福祉を向上させていくのかと、こういうこともあるわけでございますので、決してゆとりがあるというようなことではないというふうに認識はしております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。引き続き、そのように周知して努力してください。よろしく願いいたします。

職員の給料の件に戻るんですけども、ボーナスであれ何であれ、特に頑張って仕事をした職員の方にはそれなりの給料を配賦するというような、上牧町ではシステムをとっておられるのでしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） いえ、上牧町ではそういうシステムはとっておりません。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） では、今後、若い人でも、それなりの中堅クラスでも、一生懸命頑張った人にはそれなりの査定をしてボーナスを上げるであるとか、そういうようなことも取り入れてきて、やっぱり未来のない職場というのは発展しませんので、これから先、暗いことばかりが続くということがないように、そういう働いたら働いただけの、職員の方の個人で頑張れる、そういうシステムを導入していただきたいと思うんですが、今後、施策として、そのようなシステムを考えるということはあるですか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） このことにつきましては、以前にもある議員から質問をいただいたことがございます。評価主義、一定、どういいますのか、こういう紙の表の中でいろんな事柄について評価をしていくと、こういうことについても今後、やっぱり進めていく必要があるということで、総務の中で以前から検討、研究を進めております。近い形の中でそういうことも導入しながら、職員にもしっかりと頑張ってもらえるような形をとっていきたいなというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。今後ともよろしく願いいたします。

それでは、正確な数字を部長にお尋ねしたいと思うんですけれども、今後、45億の借入で25年間、3%以内の計画を立てておられますけれども、毎年、返済していかなければならない金額は幾らになりますか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 返済の計画でございますが、借り入れ当初、平成28年、29年度では大体、3億以下でございます。そして、最終トータル的には59億4,500万という形になっております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 59億4,500万、ざっとで45億を借りたときの利息を計算して最終的に払う金額はその金額になるということですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） トータル、元金と利息の支払いが59億4,500万で、そのうち利息につきましては16億4,500万という数字になっております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 財政調整基金を積み立てて、そして途中で基金が余裕が出てきたら、その返済に充てて繰上償還できるようなことはできるのでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今、おっしゃっている年度途中の中で、また償還年度の中で、繰上償還については今回、借入れの中で条件設定をする予定であります。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。大変大きな借金を負うということで、職員の皆さんも鉛筆1本から紙まで節約して頑張っておられるんですけども、この借金は、普通に行政を回す上での別な部分で支払っていかねばいけないお金だと思いますので、節約にも今後一層努力して、続けていってほしいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 町内消火栓とホース格納庫の設置状況と点検について、お答えいたします。

以前より毎年、年度初めに町全体に対しまして、各分団に対しまして、消火栓、ホース及び格納庫の点検を毎月の定期点検にあわせて、従前より点検のお願いをしております。その調査を受けまして、担当者が現場を確認して、全町対象に対応を行っているという状況がございます。その調査に漏れた箇所、もし、お気づきの点がありましたら、連絡いただければ迅速に対応しているという状況でございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） この通告書を出させていただいた2日後には、もう格納庫を設置していただきました。すばらしく早い対応だなというふうに思いました。今後、このような場所が各地区で起こったときでも、このような対応を即座にとっていただけるとありがたいと思うんですが。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 消火栓のことですので、できるだけ迅速に対応いたします。ただ、もう1点、問題がございます。必要なのか、必要でないのかという部分、ございますし、消防の中でよく問題になります水利の問題等々ございますので、その辺も勘案しながら適合するのであれば、迅速に対応いたします。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 私も消防団、第二分団第一分隊の消防団員なんですけれども、旧の第一分団の軽四の消防車が1台あるんですけれども、タイヤが腐食しておりまして、それを修理してもらいたいということで言いますと、もうこの車は廃車しますというような判断をされたんですけれども、私は何でここでこんなことを言うかといいますと、消防車というのは火災だけのために動くのではなく、災害があったときには必ず必要になってくる自動車なので、そういう考え方が、町の方々はどのように考えておられるのか。そのタイヤ1本の修理なんか安いものですから、自治会で修理させてもらっても結構なんですけれども、その考え方について、私たちと少し考え方が違うんじゃないかなというふうに考えまして、今、質問させてもらっているんですけれども、実際、ふだんの火災では、西和消防署であったり、そういう本職の、本職というのはおかしいですけれども、そういう方々に通報が行き、まず最初に、その方が消していただくというのはいつものことなんですけれども、もし万が一の災害が起きたときには、一斉に各地区で起きるんですから、今の消防体制を、悪くなるような消防体制を考えてほしくないというふうに思うんですけれども、その点についてはどのように考えておられますか。消防の消防車の車両と、今後、古くなっているところも各分団、あるんです。そういったところ、どのように今後、していこうというふうに考えておられますか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今、おっしゃった消防団の再編につきましては、以前よりいろいろ協議を行っております。その中で車両の取り扱いをどうするのかという議論も当然、行っております。その中で今、再編を行いました。今まででしたら、分団1つが2つになったという状況もございますので、その中で車両の使用をどういうふうにするのかということで検討しているわけなんですけれども、今、タイヤが云々の話がございましたが、将来的にはどういう形で消防車の対応をするのかという一定の方向性を示しております。その中で今、おっしゃった部分の車両が使用しないという方向性が多分、なっておるという形で、そういう返答はしていると思うんですけれども、ただ、車両をなくすというよりも、車両にかかる諸費用、また車両の台数、分団の編成、これ、総合的に勘案いたしまして、車両の台数を決めて、今後の検討の中で調整するという方針も示しておりますので、一概に車両は要らないというよりも、編成した形の中で、車両の使用をどうするのかという形をまた、お示しさせていただいて、その辺の調整をさせていただくと。ただ、今、おっしゃった部分で、絶対要るものであれば、十分、調整もさせていただいて、車両の改修等も考えなくてはなりません。考え

ていかなくはならないと思っておりますので、まずは、今、おっしゃった件につきまして、また、協議いたします。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 絶対に車両というのはなかなか難しい考え方になるんですけども、防火用水というのも各地区にいろいろ、たくさんあるんです。防火用水は車両がなかったら、吸い上げて消すことができないんです。消火栓から消す作業というのは、災害が起きたときに水が出るかどうかわからない、一番、頼りになるのは防火用水になるので、人員削減の、計画はあれでよかったと思うんですけども、車両の確保はしていただきたいと私的には思うので、そのこともよく考えて、計画を練ってほしいと思います。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず、基本的に再編を行いましたのは、人間的な実際の状況をまず、把握して再編すると。今、おっしゃったように消防力の低下、これは逆の形になりますので、消防力はそのまま維持し、適正な人数配置を実際に合った形でやるということでございますので、もろもろの諸問題についてはこれから調整させていただきます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。ありがとうございます。

では、次の質問に。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 次のご質問の下水道事業というふうに書いていただいておりますんですけども、まず、住宅整備事業について、下水道と同時に道路整備をすれば予算も少なくて済むというような質問でございます。当課といたしましては、まず、道路を整備して、そこに下水道管、上水道管を入れるのが通常の計画でございますので、先に私どもの考え方というか、その回答をさせていただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。素人で、すみません。

それでは、今、上牧町で残っている下水道事業がおくれている箇所は、上牧町内ではどのあたりになるんですか。

○議長（東 充洋） 上下水道課長。

○上下水道課長（大東四郎） 上牧町内における下水道事業の未整備地区ということだと思いますが、現在、ご存じのとおり、北上牧地区、小集落地区改良事業の終結後、現在に至るま

で残っている箇所が多々ございます。それと、梅ヶ丘地区、それから服部台の一部、下牧の一部、大体、昭和55年から環境改善と公共水域の水質改善ということで努めてまいりまして、今現在、23年度末で普及率は93.5%でございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 今、答弁いただいた箇所の今後の順番的な計画というか、年数もわかっておれば、何年であたって、どこからかかって、最終、どの辺あたりで下水道事業は整備できる予定になっていますか。

○議長（東 充洋） 上下水道課長。

○上下水道課長（大東四郎） 事業期間につきましては、平成30年3月末の完了を目標に、未整備地区につきまして地元自治会、関係機関と連携、調整を図りながら取り組んでいきたいと思っております。特に、梅ヶ丘地区につきましては、道路の要因で整備できていないところがございましたが、進展してそこから順次、着手していき、なおかつ服部台の一部も近々に着手できるように伺っておりますので、そこも絡めて進めていながら、当然、事業費といたしまして、上牧町だけじゃなしに、ほかの市町村もございます。その県、国からの割り当てとも、また町財政とも相談しながら、そこをしっかりと見きわめて、未整備地区を早急に、平成30年3月末完了を目指してやっていきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 今、答弁いただいた2カ所については、1年ないし2年以内にはでき上がるというように理解していいのでしょうか。

○議長（東 充洋） 上下水道課長。

○上下水道課長（大東四郎） 2年ないし3年ぐらいで完了ではないかと、特に何か問題等が発生しない限りはそのように考えております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） そこまで話が、今、梅ヶ丘の点については話がついたということで、それだけ2年、3年かかるということは、やっぱり予算の関係でかかるということですか。単年度で幾らぐらいの予算しかつかないということで、2年、3年かかっていくということですか。

○議長（東 充洋） 上下水道課長。

○上下水道課長（大東四郎） 下水道事業を始めた当初から平成の初めあたりまでは、億相当の額でどんどん進めてまいりましたが、近年、財政的なもの、また国・県からの予算の割り



当て等で大体、6,000万、5,000万あたりの事業費で毎年、推移して進めてまいっております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。順次、整備して行ってほしいと思います。結構です。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） それでは、北上牧地区内の住宅整備事業について、今後、どのように考えておられるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） まず、この住宅整備事業につきましては、この24年度に小規模住宅地区改良事業の基本計画を見直しする予定をいたしてございまして、当初予算にその業務の作成委託料を計上しております。ただ、これ、国の国庫補助でやる予定でございましたけれども、当初の内示がこの半額でございましたので、これでは少ないということで、委託をしないでしばらく置いておりました。その間、県を通じて国に対して、何とか町の現状を訴えてお願いをしておりましたところ、全額、一応、国の補助、採択されるという見通しがつきましたので、国からの内示がありましたら早々、手続を行いまして、基本計画の見直し業務を行いたいというふうに考えておるところです。

今回の計画見直しにつきましては、従来の分譲住宅地等の造成は行いう計画はございません。必要道路の整備、あるいは急傾斜地の安全な緑地の整備ということで、その他の更地につきましては、当面、ここにも質問にございますように、防災の避難用地として整備をしたいというような考えを持っております。

また、この計画の策定に当たりましては、地元自治会等ともいろいろ相談しながら進めたいというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 公社保有地のある程度固まった部分についての、避難場所というように考えておられると思うんですけども、どういった形の避難場所を考えておられるのか、聞かせてほしいとここにも書いているんですけども、どういう形の避難場所というふうに考えておられるんですか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 一定、大きな固まりの部分について、そういう利用が一番効果的でないのかなと考えております。一部、売却できる部分については売却をしていきたいというふうにも考えておるんですが、どうしても大きな工事をしなくてはならないような部分が一定、

固まりの中にもございますので、そういう部分について避難場所として考えていったらどうだろうか。ただ、避難場所というふうになりますと、即建物を建ててそこへ避難をさせるんだということではなしに、例えば地震が起こったところにまず、安全な場所として避難をしていただくというものの考えをしております。ということは、極端には建物も何も、もう建てないで、公園のような形の避難場所と。最終的に例えばそこで仮設住宅が建てられるであるとか、皆さん方に食料の供給ができる場所であるとか、そういう形の避難場所が必要でないのかなというふうに考えておりますので、できるだけお金をかけない形の中で、問題が起こったときにはそういう利用ができると。できたら、外周程度は、例えば、大きくならないような低木あたりで外周はしておく、何か起こったときにはそこへ集まってもらえる、また、仮設住宅も少しぐらいなら建てられる、食料の配給もできると、そういう場所に指定する必要があるのではないかとこのように考えております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 今、聞かせてもらって、私もそれがありがたいなというふうに考えております。避難場所に考えておられる場所、大きな公園にしてもらって、ふだんはバーベキューができるような、火を使っても、上牧町内の人みんな来て、そこでふだん、ほかの公園ではできないようなことをして遊べるような公園という形ででも残してもらって、ある部分は舗装してもらって、草刈りを毎年しなくてもいいように、広い舗装をした部分を公園にさせていただいたり、そういった形で、いつでも、今、言っておられたような、仮設住宅を建てられるような形の広場にしてもらいたいなというふうに、北上牧の自治会では考えております。そういった形で今後、計画、お金の許す限りで立てていってもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 道路交通渋滞の件でございますけれども、この件につきましては、先ほどの議員の中で、教育総務課の方で回答させていただいたんですけれども、もう少し、視点を変えて説明させていただきたいと思っております。

まず配置は、今、考えられている部分については、役場下の交差点の交通渋滞と、それと通学路の安全対策ということでございます。渋滞緩和の対策を講じるために、本年の8月に渋滞対策検討会議を立ち上げております。そのメンバーにつきましては、役場から道路管理者のまちづくり推進課、学校関係から教育総務課、それと交通安全の方から総務課、当役場

以外の方から、県の管理する高田土木事務所、それと、公安委員会の関係で西和警察署の参加をいただいています。それと、民間から、道路の環境部門の専門的な知識を有しておられる識者と学識経験者ということで参加をしていただいている検討会を今、ずっと協議をしておるところでございます。その内容につきまして、まちづくりの担当課長、ずっと入っておりますので、その内容について少し、説明させていただきます。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） それでは、現在までの協議内容等について、簡単にご説明させていただきます。

協議につきましては、まず、役場下の交差点に小学生並びに中学生が通学路として通っておられると、その中で、もっともこの交差点が危険箇所であるというふうな検証がなされております。そのことから、まず、児童、生徒の安全を確保するために、先ほども教育委員会、課長の方から説明がございましたように、通学路の変更を考えまして、その部分で生徒たちがこの交差点に通学路として使用しないような施策はどうかという形で、現在、進めておるところでございます。

それから、交差点につきましては、先ほど、部長の方が申しましたように、関係機関等も入っていただきまして、協議を行っております。その中で、道路につきましては、県道でもございますので、高田土木事務所さんとできまして、この交差点部分の改良工事につきまして、何とか費用の方も持っていただけないかという形でも協議を行っております。その結果、県道並びに交差点部分につきましては、奈良県さんの方で予算を確保し、一致協力して、連携して、この工事に取りかかっていくという形で現在まで推移しているというところがございます。それで、町といたしましても、この議会の中で補正予算を計上させていただきました。この補正予算が計上をされますと、速やかにこの部分についての設計並びに調査の委託を実施したいと考えております。委託につきましては、現状もそうでございますが、新たに店舗等も新設されております。正月明けの落ちついた時期にまず、現状での把握の交通量調査を実施いたしまして、それと、現在まで持っておりますあらゆるデータをもとにしまして、今後の渋滞緩和対策を検討していきたいと。

具体的に今現在、考えておりますのは、隅切り自体が、県道並びに下牧高田線につきましては、別々のルートで設置されたものですから、隅切り部分についてが通常の規格には合致していない、回りにくいということもありますので、隅切り部分を改良するとともに、車線の右折ラインの増設、また、信号機、ソフト的には信号機の渋滞状況、それから交通量調査

を見ながら信号機の調整など、現状でできる範囲の対策を講じていきたいと、そのような形で現在、協議と業務を遂行しているというふうな状況でございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） いろいろ対策を練って、国・県とも相談されているというのは、総務建設委員会でも聞いたんですけども、素人的な考えで悪いんですけども、一番危ない交差点に長いスロープのついた歩道橋をつけるというのはだめなんですか。人が交差点を横断しなくて済むということになりますと、交通量もスムーズに動きますし、大きめの長いスロープ付きの歩道橋を設置して、学校の入口まででも坂道に続くような歩道橋をつくれば、子どもたちは1回上っても同じように学校へ入っていけるような歩道橋なんかは考えられないんですか。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 歩道橋を設置しようとなりますと、ある程度、大きな用地が上るところについて必要になりますので、現在、その交差点部分の箇所につきましては、すべて店舗等の事業用地として使用されております。そのことから、歩道橋の設置費用も必要とはなるんですが、まず、用地の方の、現況におきましては、用地確保が困難という形から、その交差点に、今、申されましたように、交差点に児童、生徒が通学路として使用しないとなりますと、当然、一番安全なわけでございますから、ルートを変えて安全対策を施し、その交差点に児童、生徒が通学路として使用しないというふうな考えをもって、現在、進めているというところでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。

それで、1つ教えてほしいんですけども、スクールゾーンという考え方は、運動場の下の道を全部スクールゾーンにして、車を通らせない時間帯をつくるということと理解していいのでしょうか。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） はい、そのとおりでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） ありがとうございます。

私の質問は以上です。どうも長い間ありがとうございました。

○議長（東 充洋） 以上で、11番、服部議員の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。

再開は1時といたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（東 充洋） 再開いたします。



◇長岡 照美

○議長（東 充洋） それでは、2番、長岡議員の発言を許します。

長岡議員。

（2番 長岡照美 登壇）

○2番（長岡照美） 2番、公明党、長岡照美でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問を行います。

私の一般質問は3項目からなっております。

まず、1項目目のレアメタル等の回収、リサイクルの取り組みについてでございます。携帯電話やデジタルカメラなどの使用済みの小型家電に含まれるアルミニウム、貴金属、レアメタル（希少金属）など回収を進める小型家電リサイクル法、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が、本年2012年8月に成立し、来年2013年4月に施行となります。現在、小型家電に含まれるレアメタルや貴金属は、多くを輸入に依存し、その大半はリサイクルされずにごみとして埋め立て処分されていますが、同法により、市町村が使用済み小型家電を回収し、国の認定を受けた業者が引き取ってレアメタルなどを取り出すリサイクル制度が創設されることとなります。新制度では、消費者や事業者に新たな負担や義務を課すこれまでの各種リサイクル法とは異なり、自治体とリサイクル事業者が柔軟に連携して、地域の実情にあわせた形でリサイクルを推進することがねらいとなっております。レアメタルの回収、リサイクルについては、私たち公明党が積極的に推進し、2008年には党青年委員が使用済み携帯電話の回収、リサイクル体制の強化を求める署名運動を展開し、体制強化を要請

した結果、リサイクル拡大のモデル事業が国の予算に盛り込まれるなど、回収、リサイクル促進への筋道をつけてまいりました。制度導入は市町村の任意であり、回収業務の中心的な役割を担う市町村がどれだけ参加できるかがリサイクルの推進のかぎとなります。上牧町の循環型社会の構築に向けた環境政策の積極的な取り組みをお伺いいたします。

1つ、小型家電リサイクル法は地域の実態に合わせた形でリサイクルを実施することになっています。制度の導入に対する認識と対応を伺います。

2つ、制度導入は市町村の任意ではありますが、上牧町での現在の取り組みを踏まえ、積極的なリサイクルの取り組みをお伺いいたします。

次に、2項目目です。小・中学校の熱中症対策にミストシャワーの設置についてでございます。12月の寒い時期に熱中症の質問は大変に恐縮しておりますが、ぜひ、新年度に取り組んでいただきたいということで、質問をさせていただきます。これまで、熱中症対策として上牧町では扇風機の設置、また、グリーンカーテン等取り組んでいただいております。ことしの夏も異常ともいえる酷暑でございました。今回、提案させていただきますミストシャワーは、近年、ショッピングモールや商業施設の出入り口に設置されているドライミストが家庭で手軽に楽しめるキットとなったのがミストシャワーでございます。ミストシャワーは水道水を利用しまして、水圧により、霧状に噴射をさせ、その気化熱で周囲の温度を下げる効果があるといわれております。私は、高速道路のサービスエリア内で体験いたしました。現在では、ヒートアイランド現象の緩和や省エネ対策として注目され、熱中症対策の一環として学校施設などで利用されています。上牧町の熱中症対策として、以下についてお伺いいたします。

1、児童、生徒が熱中症になったとの報告はございますか。

2つ、熱中症予防のための対策や熱中症教育の取り組みについてお伺いいたします。

3つに、ミストシャワーの導入や熱中症計の取り組みについてお伺いいたします。

最後に、3項目目でございます。性同一性障害への理解と対策についてでございます。性同一性障害という言葉をご存じでしょうか。あまり耳にする言葉ではないと思いますが、私はずっと以前に、性同一性障害について取り上げたテレビドラマの金八先生で初めて知りました。国内においては、性同一性障害を抱える人々の数はおよそ7,000人と推定されておりますが、性同一性障害の診断を受けていない人々や、苦しんでいるながら、表面的にオープンにできない人々の数も推測すると、その数は10倍以上になるといわれております。性同一性障害とは、わかりやすく言えば、心の性と体の性が食い違っているために、何らかの障害を感

じている状態です。体の性が男性でも、自分は女であると思えなければ、大きな違和感が生まれ、大変な苦悩となっております。平成15年7月に性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律が成立いたしました。この法律により、2人以上の医師から性同一性障害と診断された人で、1、20歳以上の人、2、未婚の人、3、子どもがいない人、4、性別適合手術で生殖腺の機能がないなどの条件を満たしていれば、戸籍上の性別を変更することが可能となり、それに伴って保険証、住民票などの性別の変更ができ、変更後の性で婚姻届を出すことができます。しかし、当事者の中には、自分の性別に違和感を持ちながらも結婚をし、子どもを持った方もいれば、健康上の問題で性別適合手術を受けられない人もおります。したがって、すべての人が性別を変えることができるわけではなく、性別記載がある保険証を出すことに抵抗感を感じ、病名、病院へ行くことをためらうことも少なくありません。さらに、就職をしたいと思っても、性別が記載されている住民票や印鑑証明書を提出できず、アルバイトでしか就労できなかつたり、住居となる家やアパート等を借りる際にも、そこに記載された性別と外見上の性別が一致しないことから断られてしまうこともあります。また、さらに公的機関でも、本人であることを疑われ、本人確認に時間を要したり、事情を説明したりと不快な対応を受けることもしばしばあるとのことでございます。性同一性障害を抱える方々が普通に暮らせるためにも、また、性同一性障害は多岐にわたる課題がありますが、本日は3点についてお伺いいたします。

性別欄のある証明書や申請書等に性別欄を可能な限り省略できないか、お伺いいたします。

2つ目に、教育や人権にかかわる方々の研修をお伺いいたします。

3つ目に学校の授業に、性同一性障害を含めた性教育についてお伺いをいたします。

以上が、私の質問項目でございます。

再質問につきましては質問者席で行わせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） それでは、循環型社会の構築とあわせて、ごみ減量化にもつながると考えておりますが、質問についての答弁、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） まず、1番目の制度の導入に対する認識と対応はどうかということでございます。この使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が本年の8月に成立をいたしました。この背景につきましては、需要増大に伴う資源価格の高騰、またあ

るいは最終処分場の逼迫等、使用済小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタル等がリサイクルされずに埋め立てられていることへの対応が急務であるということが背景にあると認識をしております。

対応ということでございますけれども、この法律が施行されてまだ間がございませんが、県等に問い合わせをいたしまして、法の成立後、現在まで、ほとんど国の方から何の情報も流れてきていないというのが現状でございます。特にこの法律につきましては、国の認定した業者にその品物を渡すということになっておりますので、その業者等の部分がまだ非常に不明確な部分がございます。その部品が有償であるのか無償であるのかということ、あるいは業者の業者名、県の方ではどれぐらいなのかとかいう情報が全くまだつかめておりません。今後、そういった情報に努めて、この法律に沿った趣旨を十分理解しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） まだ、今のところ県の方から何もというお話でございましたが、今までリサイクル料が要るエアコンとかテレビとか冷蔵庫という一部の家電製品にはリサイクル料が要って、それ以外のものについては、上牧町では不燃物として処理していたと思うんですが、抜き出して、それを家電リサイクルしたりとかいう市町村もあったように思いますが、上牧町の場合は、今、申し上げたのに間違いはございませんでしょうか。どうでしょうか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 今、議員の2番の方の質問にも入ると思うんですけれども、上牧町も以前から、不燃物につきましては、中間処理業者に依頼をしております。その業者が選別作業を行っております、すべて埋めるのではなく、こういった種類のものを選別して、そういった形で金属類を別個に出して、また違う業者に出しているというような方法、この方法にも5種類ほどの方法があるということで、国から来ておるんですけれども、言いますと、早くから町はピックアップ方式といわれる方式でこの回収を既にもう行っているというような状況でございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） すみません、1番と2番とごっちゃになるかもわかりませんが、よろしくをお願いします。

今、ピックアップ方式で行っているということでございましたが、今回、このリサイクルの品目が96品目ということであつたわけですが、市町村で取り組むとすれば、どの程度



とお考えですか。

○議長（東 充洋） 環境課長。

○環境課長（田中雅英） 先ほど、部長が申し上げておりますように、受け取りを拒否できないとなっております認定事業がまだ確立が全くしておりません。情報もございません。どれほどの量を受け取っていただけるのかもわからない状態で、どのような品物を特定して、上牧町が収集すればよいのかというような判断も今のところつきかねるとというのが現状でございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） じゃ、これ、来年の4月から始まるということですが、上牧町の方ではいつ、今、まだ県からないということですが、いつごろまでに決定されて、住民の方々にはどのように周知されるのか、また、どのような形で、取り組むとしましたら、どのようなリサイクルの取り組み方をされるのか、その辺をよろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 環境課長。

○環境課長（田中雅英） 業者は先ほど申しましたように、業者の確立がまだなっていないので、その業者の確立するのが、情報では25年の4月より国の方で受け付けるとなっております、それ以後、その業者の方が確立してくるものと、担当課では考えております。今、おっしゃいましたように、収集にかかわる上牧町の取り組みでございますけれども、先ほど、部長が申しましたように、既にピックアップ方式で上牧町は行っております。今後は、その精度をどこまで上げるかということになってこようかとは思いますが、そのころになりますと、今、うちの不燃ごみを分別していただいている業者もそのあたりに算入してこようかというのも考えられますので、そのあたりも見きわめながら、費用対効果も含めて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） わかりました。できる限り積極的な取り組みをお願いして、ごみの減量化にもつながるということですので、また、循環型社会を目指すという意味でもよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 次、2項目目の児童、生徒のということですが、ことしの夏も本当に暑い日が続いて、特に運動会の練習等では、熱中症になってはないかなということ心配もしていたところでございますが、その辺、熱中症等のことはお伺いしてないかどうかというこ

とです。

○議長（東 充洋） 教育総務課長。

○教育総務課長（為本佳伸） 各学校からの報告はあったかというご質問だったと思うんですけども、小学校では1名ございました。上牧第二小学校の6年生男子の児童でございます。

この児童に関しましては、夏休み中に開催された奈良県小学校陸上競技大会中で熱中症の症状が起こり、その場で、会場で医師による処置が行われたということを知り、報告を受けております。中学校に関しましては、夏休みまではゼロだったんですけども、夏休み中のクラブ活動の練習中、上牧中学校なんですけれども、ソフトボール部、テニス部、バドミントン部、延べ8名の女子生徒が熱中症のような症状を教師に訴えた。いずれの生徒も保健室で休ませ、スポーツドリンクを補給し、ぬれタオルや氷を当てて体を冷やすなどを処置し、休ませたところ、症状が改善し、回復したとの報告を受けているところでございます。

以上です。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 本当に今、熱中症と言うても、本当に熱中症で亡くなる方もいらっしゃるということですので、これからも児童たちの健康管理をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2つ目の熱中症予防のための対策や熱中症教育の取り組みについて、よろしくお願ひいたします。

○議長（東 充洋） 教育総務課長。

○教育総務課長（為本佳伸） 熱中症の予防の対策なんですけれども、平成22年度に町内各小・中学校の普通教室に扇風機を設置しました。学校関係者からは、以前は、特に風のない日や体育の授業の後の授業が大変だったが、扇風機設置は大変助かった。児童、生徒の暑さによる気分が悪いという声もほとんどなくなってきたと聞いています。

熱中症予防のための対策なんですけど、学校において子どもへの注意の喚起と水分補給の指導の徹底を行っています。また、保護者に保健日より、学校だよりを通して、熱中症の予防に関する啓発及び家庭生活における注意事項等について連絡しているところでございます。また、運動会の練習の時期に、運動場にテントを張るということもしております。また、夏季期間中は、水筒にアルカリ飲料を入れての登校を各学校とも可としております。また、中学校での部活動では適度な休憩、水分補給、日陰での練習、体育館では換気の通風や通気性のよい服装や帽子などの着用を図り、生徒の体調管理に十分、配慮を行っているところでございます。

また、教育についてですけれども、保健の授業や学級活動の時間に熱中症の基礎知識を理解させ、応急処置の方法についても説明しているところがございます。

以上です。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、対策と熱中症教育の取り組みについてお話をいただきました。本当に熱中そのものについての正しい理解を身につけるといことで、また、予防にも役立って、両方で役立つと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、3つ目のミストシャワーの導入についてでございます。このミストシャワーについて、1例ございますので、お話をさせていただきたいと思ひます。これは、以前、一般紙に載っておりましたが、茨城県の取手市は夏の猛暑対策として、すべての小・中学校と幼稚園の昇降口付近、渡り廊下などにミストシャワーを設置しております。屋外授業等の休憩時間に使用しているといことです。具体的には4メートルのホースにミストのノズル、それを5つほどつけまして、水道の蛇口と直結して使用しますので、噴射には電気が不要といことです。設置費用も低コストといことで、冷却効果は高く、平均して二、三度ほど気温を下げるともいわれておりますので、ぜひ、本町でも設置させていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育総務課長。

○教育総務課長（為本佳伸） 議員がおっしゃったように、最近、ミストシャワーを設置する小・中学校があることは認識しております。今、議員がおっしゃったように、簡易なもので各小学校の屋外やグラウンドの出入り口、また渡り廊下などに設置され、霧が周囲の熱を奪って蒸発することで温度が下げられ、体育の授業や部活動で体温が上昇した子どもたちのクールダウンに活用しているようですが、ミストシャワーのノズルの目詰まりや細菌などの課題もあり、管理面が重要であると、また考えられますので、今後、先進事例校の検証結果を参考とするとともに、各学校への情報提供を行ってまいりたいと考えているところではあります。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） ミストシャワーは、小・中学校に設置できれば、児童、生徒の暑さ対策、また熱中症対策につながって、設置している学校では大変好評といことですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それとあわせて、もう1点の熱中症計の取り組みでございますが、これは、子どもたちの熱中症対策に有効な熱中症計の携帯型の測定器といものがあるそうなんです。これは、気温

と湿度を計測するという事で、熱中症の危険度ランクを、ランプで危険、厳重警戒、注意、ほぼ安全という指標をランクで5段階に分けて、LEDランプとブザーで知らせるという仕組みのもので、このような熱中症の測定器を利用して、生徒たちに先生が呼びかける、注意をするという1つの方法かなと思います。こういうのも取り入れている学校もございますので、ぜひ、ご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育総務課長。

○教育総務課長（為本佳伸） 熱中症計は現在、各小・中学校には設置しておりませんが、各小・中学校では、現在、気温が30度を超す場合や湿度の高い日には水分をとるよう校内放送で呼びかけているところでございます。今後、今、議員がおっしゃったように、熱中症計については、各学校への情報提供を行ってまいりたいと思っております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） よろしくお願ひしたいと思います。ぜひ、ご検討をよろしくお願ひいたします。

それでは、3項目目に入らせていただきます。3項目目の1つ目でございますが、上牧町の公文書に男女の記載は可能な限り省略できないかということから、よろしくお願ひいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今現在、国では性同一性障害者の方の人権が尊重されるようにということで、先ほど言われました性同一性障害者の性別取り扱いの特例法の施行がされております。各地方自治体では、性別の必要性について検討され、削除をされている自治法もあるように聞いております。上牧町が使用しております申請書、許可書、証明書等々につきましては、性別欄の記載をしております。数を数えようと思っております。その各書類がまず、法律、法令によりまして、全国共通で定められているもの、そして上牧町の条例、要綱等で定められているもの等が事情が異なりますので、まず、その現状の把握を全庁的に行いたいと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、部長の方からも、申請書類、性別記載のある申請書類等を見直すというか、一度、調べてみるということでよろしいのでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） そのとおりでございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 先ほど、部長もおっしゃいましたが、本当に各市町村で、そういう申請書の性別の記載をなくしているところもございます。今、なくせるものはなくして、可能な限りなくしていこうという意味で、一度、調べてみようという答弁だったと思いますので、その辺、よろしくお願いします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず、人権上の視点、またそれと、不必要な個人情報の収集、これはやはり、行政文書の性別に記載されているこの部分については、一定の配慮はまず必要だと考えております。いずれにいたしましても、行政文書の性別記載のあり方については、先ほどからご指摘いただいております性同一性障害者を取り巻く社会的環境も踏まえまして、調査、検討いたします。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） その点、よろしくお願い申し上げます。

もう1点なのですが、性同一性障害の方の国民健康保険証の男女の性別の記載に関して、東京の町田市が、心と体の性が一致しない、性同一性障害の市民の要望に応じて、性別は表面でなく、裏面に記載した国民健康保険証を交付したとあります。また、厚生労働省が9月、同じ障害のある松江市の市民への対応でこうした記載の工夫を認める通知を出しており、それに基づいた処置ということではありますが、上牧町の方でそのような申し出があった場合は適用できるのか、その点もお伺いいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 先ほど、私が説明した内容なんですけれども、まず、調査をするということをおっしゃるのは、法令、制令等の関係の有無、それと条例、要綱との関係、また、不必要な個人情報の収集等はないかどうかということ、まず、ある程度のボリュームと課題を調査いたします。今、おっしゃった件、既に私も承知しておりますので、できる部分とできない部分、また、不必要な部分等々、いろいろございますので、その中で検討できるものは検討していくというふうに予定しておりますので、できるだけ前向きに検討させていただきます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） じゃ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、2つ目についてでございます。これは、教育や人権にかかわる方々の研修をし

ていただきたいということでございます。これは、現に岡山大学が県内の小・中学校の教諭217名を対象に行った調査によりますと、実に24%、4人に1人の教員が学校で性別に違和感を持つ子どもと接した経験があるというのが約11%、1割が自分自身が担当したと答えております。一方で、それらの接点を持ったと報告した小学校の教員37.5%、また、中学校になりますと62.5%がそれらの悩みに対応できなかつたと回答しているそうです。教職員に正しい知識を持ってもらうことが、生徒や保護者の悩みを寄り添える第一歩であると考えますので、そのためには研修が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 性同一性障害に対する偏見や差別等があることは認識しており、人権教育の観点から、性同一性障害について理解を深めるため、教職員や人権にかかわる方の研修は必要であり、今後も人権教育の課題の1つと考えております。具体的な研修内容につきましては、今後、検討していきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 以前、性同一性障害のお子さんをお持ちのお母さんが、ぜひ、先生方に性同一性障害のこういう子どもたちがいるということを、やっぱり先生方にしっかりと認識をしていただいて対応をしていただきたいというお話で、部長のところに向ったと思います。それ以降の取り組みというか、対応はどのようにされたのか、よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） その後、学校関係者に問い合わせたところ、卒業生に1人、そのような子どもがおりまして、この生徒については、養護教諭が心の相談員とともに連携して、スクールカウンセラーにつなげたケースがあるというふう聞いておりました。その後なんです、学校関係者に聞いたところ、今現在はそのような研修は行っていないんですけども、この問題に積極的に取り組む必要性は皆、感じているということでございました。今後、教育計画等に位置づけることを検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） ぜひ、そういう研修等を持っていただいて、本当にいろんな面で悩まれているというか、打ち明けたくても打ち明けられない状況等の方がいらっしゃるということを知っていただいて、先生方の、また人権関係の方たちの研修等、よろしく願いしたいと思います。

次の学校の授業に性同一性障害を含めた性教育をとということでございますが、これは、や

っぱり学校の授業で性同一性障害を含めた性教育をすることで、児童、生徒に対して正しい、教員もそうですが、正しい知識の教育を行っていただくということで、性教育とともにどういいう正しい知識を入れていただくという意味で、3番に書かせていただきました。この点については、今現在の取り組みと今後の取り組みをよろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 今現在は、児童、生徒に特に性同一性障害について理解を深めたり、理解を深めるための授業をしたり、講演会を開いたりするなどの取り組みは現在、行っておられないところがございます。しかし、性同一性障害の疑いがあると思われる生徒が学校生活に適応できるように相談に乗ったり、カウンセリングを行う体制は整えておるところでございます。今、長岡議員がおっしゃりましたように、インターネット等で間違った情報が氾濫しております。これらを、子どもたちに正しい性教育について理解を得るための活動を、保健の授業等で行っているところがございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 私が直接お話を聞いたこととも重なるのですが、性同一性障害によって不登校を経験した方が24.5%いらっしゃると、また、自殺を考えたことのある方が68.7%、また、自傷、自殺未遂の経験者は20.6%という高い数字を示しております。やはり、当事者である児童、生徒はまず、制服に違和感を、また、嫌悪感を感じるということで、また、トイレとか男女別の施設の利用、また、男女別のグループの作成、また修学旅行等の学校生活におけるいろんな局面において、苦痛とか苦悩を感じているということで、それがもともとで不登校になったりしております。そういう、事例が何例かあったのだと思うんですが、文部科学省は平成22年の4月に児童、生徒がかかわる問題に対しても、教育相談の徹底についてという事務連絡に性同一性障害の児童、生徒に対して、児童、生徒の心情に十分に配慮した対応をお願いしたいという通知を出しております。先ほど、部長の方から沿ったような対応を考えているということでお話がありましたが、ここで言っている対応というのは、本人の心情に十分に配慮した対応ができるというのがまず1点ですが、学校が性同一性障害を持つ児童、生徒の訴えをまず聞いて、心の性に合わせて制服や体育の授業での取り扱いとか、また、使用するトイレを変えるとか、クラスメートとか保護者に理解を得る等の対処が含まれると思うんです。そういう対処が上牧町でスムーズに行われるのか、その辺をもう一度、よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 就学前からこういう症状が出ている場合でしたら、当然、今、長岡議員がおっしゃられたような対応はスムーズにおこなわれると思うのですけれども、例えば、何年生の1学期までは男やったんですけれども、2学期からは女性として扱うとなれば、同学年の保護者にも説明が必要ですし、周りの方の理解が必要になってこようかと思っておりますので、その辺の理解が得られるように十分研究した上で、検討していきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 適切な対応をよろしくお願ひしたいと思います。

性同一性障害の当事者を対象に行った調査では、8割の方が小学校までに違和感を覚えていて、自分の悩みを言えなかったという方が75%にまで達しております。学校側が性同一性障害を含めた教育をすることで、児童、生徒が相談しやすい体制、先生に言うてもいいのかなという、そういう安心感を与えられるような取り組みを今後、していただきたいと思ひますので、その点を最後によろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 児童、生徒の心情に十分配慮した対応が必要であると考えております。性同一性障害をはじめとした新たな課題についても、各学校に適切に対応できるよう、必要な情報を提供していきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（東 充洋） 以上で、2番、長岡議員の一般質問を終わります。

ここで、1時50分まで、暫時休憩といたします。

再開は1時50分といたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時50分

○議長（東 充洋） それでは、再開いたします。





◇木 内 利 雄

○議長（東 充洋） 6番、木内議員の発言を許します。

木内議員。

（6番 木内利雄 登壇）

○6番（木内利雄） 6番、木内利雄でございます。

通告書に従い、順次、質問をさせていただきます。

質問事項は、1点目は学校のあり方について、このことに関しましては、いじめ問題を主としてお尋ねをいたします。2点目は目的税である本町の入湯税条例についてお尋ねをします。そして、3点目は町職員の退職手当に関してでございますが、このことにつきましては、本町の加入している県市町村総合事務組合が仕組債に投資し、元本割れで約5億円の損失を出したことに関してお尋ねをするものでございます。

質問事項は以上であります。

それでは、早速であります。質問の内容に入らせていただきたいと思います。

まずは、学校のあり方についてお尋ねをいたします。

学校でのいじめ問題が大きな社会問題化し、相当な年月が経過いたしました。その後も全国各地でいじめ事件が発覚、種々報道されているところでございます。そのような中で、平成24年11月26日付で奈良県教育委員会事務局、生徒指導支援室長から、「いじめの問題に関する児童、生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取り組み状況に係る緊急調査、文部科学省実施、結果及び今後の対応について」と非常に長い題でございますが、そうした題したものが各市町村教育委員会、教育長あてに通達、そして公表されたところであります。そこで、同通達の中にあるいじめに関する校内研修の実施状況について、そして、犯罪行為の可能性のある場合の警察への通報については、本町としてはどのような見解を持っておられるのか、まず、答弁を求めます。

次に、学校教育法第2章、小学校関連の第26条には、市町村の教育委員会は性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認められる児童があるときは、その保護者に対して児童の出席停止を命ずることができると記述されています。また、第3章、中学校関連の第40条では、第26条を準用すると明記されているところであります。いじめ問題の対応では、加害生徒らを粘り強く指導し、解決に導いていくことが求められることは当然のことですが、それでもいじめがやまず、指導の限界を超えるような場合について、先ほど申し上げた学校教育法に規定されている出席停止措置について、本町の見解をまず、お伺いするところ

であります。

次に、上牧町の入湯税条例についてお尋ねをいたします。上牧町税条例の第3章、目的税の第1節で入湯税に関する記述があります。この件については、私自身、随分以前にも質問をさせていただきました。本町の入湯税条例の内容は、入湯税を課さないことを前提とした条例と言わざるを得ません。兵庫県尼崎市、そして伊丹市などの市税条例では、入湯税の税率は入湯客1人1日について、宿泊を伴う場合は150円、前項の掲げる場合以外の場合、つまり宿泊を伴わない場合は75円と明記されているところであります。よって、本町も尼崎市や伊丹市のように、入湯税が徴収できるように条例改正を求めるものであり、町当局の見解を求めるものであります。

次に、町職員の退職手当についてお伺いをいたします。質問の冒頭でも述べさせていただきましたとおり、県内29市町村などの退職手当支給業務を行う県市町村総合事務組合が資金の一部をリスクの高い金融商品、仕組債に投資を行い、元本割れで約5億円の損失を出したことが9月22日、新聞報道されたところであります。その報道内容は以下のとおりであります。ただいまから読ませていただくのは、9月22日付読売新聞であります。「県市町村総合事務組合、管理者は小城利重斑鳩町長は、各市町村の負担金をもとに市町村職員など退職金を支給する業務を行う。1970年度からは、退職手当基金を設けて、余剰金を運用し、2001年度には約160億円の資産があった。仕組債への投資は2000年度から始めた。2007年度には簿価で約73億円分を保有していたが、2008年のリーマンショック以降、評価額が下落、団塊世代の大量退職に伴い、退職金に充てるため、2010年、2011年度に簿価約63億円分を約42億円で手放し、約21億円の損失を出した。2011年度までの仕組債の運用益、約15億8,000万円を差し引き、約5億円の損失になったという。管理者である小城町長は「退職金確保のため、やむを得ない措置だった。損失は基金全体の収益でカバーできる」と説明している」とあります。報道内容は以上のとおりであります。そこでまず、今、紹介させていただいたような報道のような事実はあったのか否かをまずお尋ねするとともに、そして、あったのであれば、その経緯と内容及び上牧町への影響度について答弁を求めるものであります。

質問事項は以上でございます。再質問に関しましては、質問者席で行わせていただきます。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） まず初めに、実践的な校内研修の実施状況というご質問でございますけれども、上牧町では、いじめで先生が困ったことがあれば、すぐに相談できる教育相談体制、いじめが見つかった場合の指導方法、保護者との協力関係の構築等について、職員に

研修を行っております。また、ことしの9月に全国的ないじめアンケート以降は、特に生徒指導部と学年会議の連携を深め、生徒指導部会や学年会議の中で継続して事案として取り上げ、研修を行っているところでございます。

それから、校外研修へも積極的に参加を促しております、いじめ問題に関する新しい情報を取り入れたり、他校の成功事例に学び、教職員一人一人のいじめ指導に関する力量が向上するよう努めているところでございます。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 続きまして、犯罪行為の可能性がある場合、警察への通報についてはどのような見解を持っておられるかという質問でございます。いじめ問題の解決のため、警察との連携が重要であると考えております。犯罪として取り扱うべきと認められるいじめや暴力行為に関して、警察との円滑な連携や情報共有を行うように、各学校に指導しているところでございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 12月3日の奈良新聞なんです、大見出しで「いじめの芽を伸ばすな、県教委解決に注力」、奈良県のいじめの認知件数は全国2位だというふうになっています。この右部分を読ませていただきますけど、「進行化するいじめを受けて、文部科学省が実施した緊急全国調査の結果が発表された。県内はいじめの認知件数、児童、生徒、1,000人当たりが全国で2番目に多い結果となったが、県教育委員会は小さな芽も見逃さない姿勢で認知に努めた結果と積極評価、解消率を追跡調査して、いじめ解消に全力を挙げる方針だ」というふうに、全国2位というのは、小さな芽も見逃さないで数字を上げたというふうにとるんですが、これは、真偽のほどはわかりません。これは、県教育委員会が言っているだけで、小さな芽まで全部カウントに入れたのか、他の市町村と一緒にカウントに入れたかわからんけど、ただ、県教育委員会はそういうふうに言って一定の評価をしておるんです。そういったことでも、毎日のようにいじめの問題がテレビ、また新聞報道されとるんです。この問題は前回、9月議会でも申し上げたと思うんですが、大変、デリケートな問題ですし、これという特効薬がないというのは承知しています。よって、先ほど、ご答弁いただいたとおり、現場の先生方が本当に、子どもを我が子を育てるがごとく、しっかりした目でもって見守っていただく、見つめていただく、ちょっとした児童、生徒の生活、また授業態度等々から、これはいじめ違うんかと。自分の子どもやったら、ちょっとふだんと違う態度やったら、熱あるんちゃうかとか、おまえ、何か悩みごとあるんちゃうとかいうふうなのが普通

の保護者です。しかし、先生方からしたら、その30人、例えば1クラス30人とする、そのクラスは全部自分の子どもと思ったぐらいで、私のときの先生は50人学級でしたけど、そういう目で教育をしていただいたと承知してますし、今でもありがたいなと思っています。だから、今の先生が悪いとか、そういう意味じゃなくして、そういったことまで目配りをされるよう、しっかりと現場に、校長をはじめ、現場に指導を徹底されるように申し上げておきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 今、おっしゃられたとおり、いじめというのは必ず、絶対なくならないということはないんだという逆転の発想で、どこの学校にでも起こり得るという感覚で、いじめが起こった場合は小さい芽のうちから摘み取っていく、1人の先生が抱え込まず、学校の先生全体でこの問題に取り組んでいくというふうに、今後も教育委員会として、各学校に指導していきたいと、このように考えております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） では、次の学校教育法に規定されている児童、生徒への関係、出席停止について、教育委員会はどのような見解でおられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 本町では現在まで出席停止の措置を適用したことはございません。しかし、学校の秩序維持のために必要な場合は、教育委員会の権限と責任において、的確に判断していきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） そこで、少しお尋ねをしたいんですが、ここの学校教育法に書かれておる、私、壇上で申し上げた条文なんですが、26条と40条ですが、ここにおける出席停止というイメージはどのようなものなのか。要は、これは、保護者に命令をするということの内容、学校教育法では保護者に命令するというふうになっておるんですが、どういったイメージなんでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） イメージというのは難しいんですけど、まず、出席停止の措置を適用する要件があると認められる事案が発生した場合、一般的には学校長から性行不良である児童、生徒の出席停止について意見具申があった場合なんですけれども、教育委員会はまず、学校長の意見を聴取することになります。次に、出席停止を命ずる児童、生徒の保護者の意

見を聴取することとなります。出席停止を命ずるに当たって、この2つは必ず行わなければならないと考えております。さらに、必要に応じまして、出席停止命令に係る児童、生徒、問題行動の被害者である児童、生徒、またはその保護者から事情聴取する場合もあると考えます。以上、関係者の事情聴取の結果、出席停止が妥当と判断した場合、保護者に対して出席停止を命ずるものでございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 今、概略、おおむねお聞きをしました。それで、もう1つのイメージというか、具体案として、仮にA君という子が出席停止だということになる、出席停止が妥当だと学校が判断する、で、保護者のところに行く、保護者の了解も要るんでしょうか。それとも、そこら辺のところはどういった交渉ごとというか、になるんでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 保護者の了解は特に必要ないものと考えておりますけれども、問題は、その児童、生徒が置かれている環境、例えば、母子家庭であったり、共稼ぎの家庭であったり、出席停止を命じた場合、その間、保護者が確実に監護できるのかというような状況も勘案する必要があると思います。

保護者の意見を聞くというのは、事情を、学校で起こっている事態を十分説明して、理解を得るために行うもので、保護者の許可を得るというものではございません。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 今、お聞きしとったら、誤りだったら、またご指摘ください。

今、お聞きしているところ、要は学校側等がA君は出席停止に値するというか、出席停止だと。で、保護者に伝える、そこで、保護者は今、何らか出されましたけれども、そのA君を1日見るというか、管理、監督できませんと、保護下に置かれませんかといういろいろな理由があって、働きに出ているとか、何らかの理由があって、保護者がA君を管理監督できないと言った場合、そういった場合は、どういった次の手を打たれるのですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 出席停止というのは、先ほど言いましたように、子どもを家庭にどこめ置くという措置でございまして、その期間中は保護者が監護の責任を負うというものでございます。保護者がその責任を負えない場合は、近くにおじいちゃんおばあちゃんなり、親戚の方がおられないとか、いろいろ探る必要があると思いますけれども、現実に家庭で生徒1人になるのが確実な場合は、出席停止の命令を出すのは難しいと考えております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 今、お聞きしておったら、いわゆる保護者がそれに協力しない場合には、出席停止処分というのはいけませんよね。そういった場合、次の手立てとして、学校謹慎というのはいり得るんでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 当然、そのようなことは、この制度とは別の次元ということになりますけれども、例えば校長室に出席させる、各教室には出席されないけれども、別の校長室なり保健室に登校させるという措置は考えられると考えております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 私は出席停止とか学校謹慎を推奨しておるわけではないんですが、ただ、このいじめ問題というのは、加害者も被害者も、またその周りにおける保護者を含めたみんなも、大変深刻な状況にならざるを得んわけです。だから、9月25日の読売の社説なんです。いじめ問題について大きく書かれています。「悪質な行為には厳しい処置を」、一部読ませていただきます。「学校現場には加害生徒に対する教育的な配慮から、警察との連携に消極的な傾向が残る。だが、いじめは相手の尊厳を無視した違法行為であり、殴ったり、金品をたかたりするなら、暴行罪や恐喝罪に該当する。児童の中で社会のルールを教え、なぜ、いじめが許されないのかを理解させることは肝要だ」というふうに社説はくくってますけれども、私もこのことに対しては全く同感だなと思います。先生が厳しいばかりではだめですが、ときには、今、読ませていただいたような内容もしっかりわきまえるべきであると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） いじめ問題について、警察と相談した事例はないんですけれども、常に警察とは、例えば夏休みの生徒の行動等、警察とは連携をとって、情報共有をしているところでございます。もちろん、年度初めには学校の担当窓口と警察の担当窓口、担当課とのやりとりを必ず行っておりますし、今、学校、5校あるんですけれども、そのうちの2校は年に1回、警察と学校の定例会議を開いて、情報の共有を図っておるところでございます。

それからまず、今、言われました子どもの教育でございますけれども、上牧町は人権教育や道徳教育を通じまして、いじめは人間として絶対に許されないという意識を徹底するとともに、子どもたちにいじめをなくすためにはどうすればいいのか、提案させたり、作文を書かせたりして、児童、生徒の創意工夫を生かし、みんなで知恵を出し合い、協力していじめ

をなくす活動を実践しているところでございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 私も1カ月半ぐらい前に、奈良で人権問題の岐阜県の先生かな、名前、忘れましたが、人権に対して、今、大学の教授か何かなさって、今、あちこちで人権のことについてやられてるんでということで、私、その先生のお話を聞いておったんですが、最もやっぱり醜い行為であるというふうにその先生は、いじめというのは醜い行為であるというようなことをおっしゃったんが印象に残ったんでございまして、しっかり上牧町からそういったいじめの問題が、小学校、中学校から少しでもなくなるように、芽を摘んでいくように強く求めておきたいので、現場の校長、また教員、皆さんには強くそういったことに対しては指導、監督をされるように求めておきたいと思います。

それでは次、お願いします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず1点目の上牧町の入湯税の見解について、お答えいたします。

先ほど、言われたとおり、上牧町の入湯税につきましては、上牧町税条例の142条で課税免除の規定を設けて、入湯税の徴収はしておりません。以前の質問時も、木内議員の方から課税の提案をいただいております。ご承知のとおり、入湯税につきましては目的税であるということで、温泉施設にかかわる環境、衛生、消防といった対象施設、対象地区に限定された施設整備としての税、それと観光の振興等によります費用の使途ということで、鉱泉浴場施設に対する特殊な行政需要にしか使用できないということで、課税免除で条項を現在まで継続しております。

それともう1点、課税免除の理由がございまして、課税する施設の対象がございまして、その同等のまた同施設、同規模の近隣にスーパー銭湯というのがございまして、そのスーパー銭湯との競合によりまして、課税することによって、競争力低下する可能性もある、また、その中で入浴客の動向で苦慮する場合も考えられるということで、課税免除として現在に至っているという状況がございまして。

それともう1点、ご意見いただきました伊丹市と尼崎市につきましては、入湯税に対する目的の考え方、また入湯税に対する使途、それと条例、また解釈について、まだ調査しておりませんので、もし、その中で課税が可能なかどうか、また、対応が可能なのか、また、種々検討いたします。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 部長から今、あったんですが、もう一度、これを議論する前に確認をしておかなければならないんですが、本町内に鉱泉浴場は存在するという前提で、今から議論するわけですが、それはそれでよろしいでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） そのとおりです。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） それでは、鉱泉浴場は存在するということでもありますので、今から議論を深めてまいりたいと思います。

本町の入湯税のやつも、私が随分以前に、今、水道部長が課長だったときにいろいろ論議をして、この入湯税が導入されたかなというふうに思っておるわけですが、本町の入湯税の項目には、要は当時の町長、杉田町長やったと思うんですが、要は今、申し上げている上牧町内にある鉱泉浴場に気を使ってか、だれに気を使ったか知らんが、わざと入湯税を徴収しなくてもいい、いわゆる課税客体にならないというふうな感じで、この条例を書いているわけです。詳しくは申し上げませんが、例規集の3,651ページですけれども、そんなやったら、入湯税、こんな項目、要らん、だれに気を使うて、そのようなこういった内容の入湯税の条例をつくったのか知りませんが、そこでまず、入湯客数はおおむねどんなものなんでしょうか。1日当たりでも、年間でも結構でございます。

○議長（東 充洋） 税務課長。

○税務課長（木村 譲） 先般、私、今の言う、虹の湯の方に確認をとりました。そしたら、女性の従業員の方が電話に出られまして、最近の利用状況はいかがなものかということで尋ねましたら、1日約平均1,000名という答えをいただきました。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 答弁いただいたのは、おおむね1日の来場者、入湯者は1,000人、これは、12歳未満も入れているか、つまり、赤ちゃんから上は100歳、200歳の方まで、全部入れている話ですか。

○議長（東 充洋） 税務課長。

○税務課長（木村 譲） 申しわけないです。そこまで詳しく聞かなかったんですが、今、木内議員、おっしゃいますように、子どもさんから老人の方まで、すべて含めての数字やと認識しております。

○議長（東 充洋） 木内議員。



○6番（木内利雄）　それで、伊丹市も尼崎市も本町もここは一緒なんです、12才未満児に関しては課税をしないというふうにしておるんです。勝手なあれなんです、1,000人に0.8を掛ける、つまり2割が12歳未満と勝手なあれをしました。これに360を掛けて、私の申し上げている伊丹と尼崎のように75円とすると、2,190万円になるんです。課税客体はそこに存在するんです。尼崎も伊丹も取ってるんやから、上牧町で取れないはずはないです。兵庫県はほとんどの市町村が尼崎と伊丹に右にならえです。上牧町は、奈良県内にそういった課税しているところがないからやらないというふうな1つの考え方をされているようで、それは大きな間違い。これ、今、先に部長から、目的税があるからこうなんだと、私が今から読み上げるところ、部長が言ったことをもう一遍復唱します。これは、皆さんも僕も議員に当選して以来、何冊か買いかえた本です。『予算の見方、作り方』という本ですけど、ここには、入湯税について、公衆浴場所在の市町村で環境衛生施設、その他観光施設及び消防活動に必要な施設の整備に要する費用に充てるための目的税であるというふうに明記されているんです。これは、昭和62年版も、これ、たまたま持ってきた平成9年版も変わっていません。そういったところであると、消防活動に必要な施設、これにも使われるのであれば、消防車の代わり、また、駐屯場所、こういったことにも当然、この目的税は使われるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋）　総務部長。

○総務部長（田中一夫）　今、おっしゃったとおりだと思います。私もこの入湯税について、どういうふうな範囲なのかということをしていろいろ調べたんですけども、今、おっしゃったとおり、その地域、温泉施設、観光施設がありまして、その地域の中で消火活動が不備が考えられるという場合は、消火栓の設置、それとまた防火水槽等を設けるという流れの中で、行われているようでございますので、先ほど言われた伊丹市と尼崎市の徴収をしているという、これ、私も興味深いところなので、できるだけ、どういうふうな見解の中で展開をしていけるのかなと。もうちょっと勉強したいなと思っております。ただ、今、おっしゃったとおりで、その解釈っていろんな範囲がございますし、なかなか難しいところがございますので、その辺を超えて、解釈をできるのであれば、十分検討しますし、ただ、もう1点、先ほど言いましたように、奈良県下の中でスーパー銭湯にかかわる課税がされていないという部分は、大きな部分がございますので、この両方をできるだけ広域的に、相関的に検討いたします。

○議長（東 充洋）　木内議員。

○6番（木内利雄） 奈良県の先駆者になるんです。ありがたいわ、上牧町、やってくれたから言うて、平群町も喜ぶますよ。使い道はどうにでもなるんです。だから、しっかりとお勉強していただいて、せっかく課税客体がそこにあるわけですから、今、申し上げたように、年間2,000万を超える課税客体がそこにあるわけですから、指をくわえて放っておく手はないというふうに申し上げておきます。しっかりと研究をなさっていただきたいことを申し上げておきたいと思います。

それでは、次。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 次の県市町村総合事務組合の資金運用というのを、仕組債についてあったのかなかったのかというご質問ですけれども、ご指摘の仕組債売却による損失の事象はございました。それともう1点、経緯と内容、それと上牧町の影響ということでございますが、この報告を正式に受けましたのは、平成24年11月12日開催の事務担当者会議の中で、仕組債の報道に対してということで資料をいただいて、これが正式なものでございます。それとは別に、報道で知ったというのが現状でございます。新聞紙上で知って、実際の組合からはこの資料で初めて報告があったという内容でございます。その内容ですけれども、各市町村からの退職手当の掛金である基金の資金運用目的として活用した仕組債を、団塊の世代の大量退職による退職手当の増加で手元資金が不足となったため、資金財源として取り崩し、売却を行ったことによって今回、損失が出たというふうな説明でございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） まず、基本的なことを聞いておきたいのですが、この仕組債というのは、私もあまりなじみがなかったんですが、先ほど、壇上で申し上げたとおり、報道で知ったわけですけど、そこで、まず、基本的なことをお尋ねします。

1点目は、予算書に款、項、目、節というのがあります。本町は、この職員の退職手当に関して、節の3、職員手当等に費目として計上をされているわけで、負担金であれば節19、負担金補助及び交付金が適当であると思いますが、いかがでしょうか。この本町は3に計上している、19に計上しているのは、王寺町は19に計上しておるんです。3でも19でもどちらでもええんかいなど、そんな財政法というのはあるのかなと思っておりますので、そこを1点、それと、今中町長がこの組合においてどういうポジション、立場にあるんでしょうか。その2点、基本的にお尋ねしておきたい。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 退職手当負担金の予算措置の件でございます。確かに、私もこれ、ぱっと見たときにちょっと疑問を感じたことがございまして、それにつきまして、調査をしております。1つ、今、おっしゃったような事象とほぼ同じような解説書の設問がございまして、読み上げますので、説明いたします。

退職手当組合に係る負担金の支出科目は退職手当等とすべきか、負担金補助及び交付金とすべきかという設問なんですけれども、解説の内容は、退職手当は常勤の職員が退職したときに、過去の勤労に対する報酬たる性質を有するとともに、退職後の生計維持の保障として支給される一時金であり、人件費の一部であると示されていますので、職員手当等に区分されるのが適当であるという解説がございましたので、それとほかの事象も調べたんですけれども、3点ぐらい、それとほぼ近い見解がございましたので、私もどうかなということで調べたら、そういう結果ということでございます。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、木内議員から、私のポジションはどうかという質問でございしますが、私の場合は、その退職手当組合の構成市町村の1人であるという立場でございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 部長の今、答弁いただいた部分で、若干お聞きしておきますが、節の19の負担金補助及び交付金のところに計上するのは過ちではないか、不適當ではないかというように聞こえたんですが、そういうとり方でよろしいでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 設問の解説の中に適當というふうな表現がございまして、今、おっしゃった部分、確かに負担金で考えられる考え方もあるがというふうな表現がありましたので、一番ベストなのが、先ほどの3節ということでございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） ほんだら、どっちやいうたら節の3に計上するのがいいんだということで、それが正解であれば、各市町村、それこそばらばらだったらなと思って、最後に私、何もかも負担金で出しているわけですよ。ここら辺が納得できない。今、申し上げたようなこの組合に負担金として出ている、出している、それを手当に計上すると、ちょっと納得いけないのが、これは私、もう一遍、研究します。王寺町は負担金で計上しておるわけです。

そこで、今、町長からも構成している首長ということで出席しているということなんです。が、これ、本年、7月10日に定例会があったように聞いとるんですが、これは、ご出席なさ

ったのでしょうか。また、ご出席、誰かが代理でご出席なさったんやったら、その方がご答弁いただきたいんですが、その会議の内容等についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、確認をいたしますと、私、その構成のメンバーの中に入っておらないということで、その会議には出席をしておりません。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 町長、もうちょっといってください。

町長、ほんだら、約4年になるわけですが、この組合、年に2回、定例会を持っているらしいんですが、一度も出席なさっていないということなんでしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） その町村会という、町村長ばかりが組織している奈良県町村会というのがあるわけがございます。この中で、それぞれの首長さんが、例えば私、今、国保の理事として入っている、そういうふうに、例えば国保でありますとか、いろんな会にそれぞれが分かれています。その中の今言うてる、木内議員からお尋ねのその部分について、加入、指名されている町村長さんがその会議に出席すると。私の場合は国保の連合会の理事になっておりますので、その理事会には私が出席をしていると、こういう役割分担がされているということでございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 元に戻るかもわかりませんが、本町がこのことによって、本町が被った影響額については答えてもうたんかな、についてどの程度の影響額があったのか、答弁いただきます。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 平成23年度対比で、24年度、5,880万円の増となっております。25年度におきましても、ほぼ、同額の増額が請求されております。26年度からは、今、言いました約5億8,800万の2カ年度分を上乗せした状況の中で推移するということでございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） これは、町長のときにお尋ねするんですが、今、言ったような、本町にとっては多額な額が本町としての負担をしなければならない、この損失を起こしたことによって負担をしなければならないことが発生をしておるんですが、各首長さんとはこういったことに対して、特にお話し合いをなさったのか、また、なさってないのか、また、町長は今

回のこの約5億円の損失をしたことに対しては、どのようにお考えになっておられるのか、お聞かせいただきたい。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） まず、この物事の起こりというのが、実際、我々が町長になる以前から、以前の出来事なので、実際のところ、例えば幾らの金額を、例えばさっき仕組債というような、その仕組債が、例えばどこでどうなったのかというような詳細な説明というのはまだ、実際のところ、正確には、正直、私たちは聞いておりません。ただ、現実にお隣の町長さんに、古くからやっておられる町長さんなので、同じように、「ちょっと、どないなってるの」という話を聞きました。そしたら、そういうなのは、かなり以前から行われていて、かなり運用益を出したと。そういうことで、今まで、本来は日本全国のこういう組合の形から行きますと、もうちょっと奈良県は本来は率を上げなアカんと。それをできるだけそういう負担を少なくしようということで、奈良県は低く抑えて、ずっと今まで来ていたと。そういうものを使いながら運用してきたんだけど、若干、今、おっしゃっているような数字が出てきたと。しかし、十分、今まで運用した部分で補えているんだと。もっと早くから率を引き上げておけば、こういうことにはなっていないと。そやから、今のは、確かに結果としては5億円というふうに報道されておるけれども、現実の中身はそうなんだというお話を私は聞かせていただきました。今、それは、結果としてそういう話なので、事実、運用益は出ておるけれども、実際のところ元本割れがあるということであれば、このことについてどうしていくのかという話になるわけでございますが、現実には職員の退職手当の部分が、やっぱり率を上げていなかったために補えないということであれば、今のこの措置もこれは当然、やむを得ない措置であるのかなというふうには考えております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） まず最初に言うておりますが、この仕組債への投資が始まったのは、報道によると2000年からですから。町長はこの件に関してはシロですから。私、町長に何も責任を負えなんて言うてませんから、大丈夫ですよ。しかしここに、町長の答弁と違うのは、現実にはこの仕組債で5億円、損をしとるんです。だから、各市町村の負担率を上げる、上げないという問題は別の問題、それで、この仕組債で残念にも、若干、申し上げて整理しておきますが、2000年度、平成12年に仕組債の投資を始めた、2010年、2011年、去年、おとし、簿価63億円のやつを42億円で手放した、つまり、約21億円もそこで損失を出している。しかし、2011年度の上がりの運用益が15.8億円、15億8,000万円あったので、その21億マイナス15

億8,000万は約5億ということにして、今回、新聞報道されたという経緯なんです。新聞報道からいろいろ資料等を見ると。そこで、1点確認をしておきたいのですが、この組合のあれみたいなやつは、組合の条例等になって載ってなかったんですが、基金の運用について、この地方自治法の241条に私は当然、この組合も当てはまると思うんですが、地方自治法の241条、基金の運用について、確実かつ効率的に運用しなければならないと定めているんです。これは、少なくとも、元本割れを起こすような運用は、この241条に当たらないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） おっしゃるとおりです。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） そこで、私、岡井さんが悪いとかどうとか言うてるもんじゃないんですけれども、岡井町長がもとの管理者なんです。で、高田の市長に引き継いで、今、管理者が小城さんになってるんです。ほんで、この河合の町長は、この報道が出るまで、仕組債という言葉すら知らなかったと、こう書いてあるんです。「町役場で『奈良の声』の取材に応じた岡井町長は、取材を受けるまで仕組債という言葉すら知らなかった」、管理者がこういう状態なんです。この組合自体のマネジメント、どないなっとんのかなというふうに、首をかしげざるを得ません。

町長、1点、このことは大事なことで、小城さんにお伺いを、聞いておってほしいんですが、先ほど、読み上げさせていただいた、この9月22日の読売新聞で、小城さんが答えたコメントが載っているんです。先ほどここで、挙げさせていただきましたが、もう一度、言います。後でコピーでお渡しします。「小城町長は、「退職金確保のためやむを得ない措置だった」、ここまではよろしい、その次が大事です。「損失は基金全体の収益でカバーできる」というふうに説明されておるんですが、これは、どれを根拠になさっているのか、必ず、首長として責任もあるわけですから、小城さんにこの真意を、どうやってカバーできるんだというのを問いただしていただきたいし、議会への報告も求めたいと思います。

あと、残り1分50秒ほどですが、申し上げておきますが、こんな状態で運用されたらたまったもんやない。上牧町はやらんでよかったなと思いますが、兵庫県の朝来市なんかは、財政調整基金をこれに充てておるんです。こんな提訴しておるわけです。販売会社に、やっとなるわけです。こういったことは、北九州市の市町村でいっぱい起こっておる。今中町長は賢明、健全な方でこういったことはないですけれども、こういった自治体があるんやなと思っ

て、不思議でならないなと思っているところでございます。これで、時間が来ましたので終わらせていただきますが、町長、もう1点だけ申し上げておきます。小城さんの件と、必ずこれから、組合に対して外部監査を入れなさいという提言をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、おっしゃられたことにつきましては、私も確認をいたしますし、そのお話もさせていただきます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 時間がまいりましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。  
以上でございます。

○議長（東 充洋） 以上で6番、木内議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



#### ◎散会の宣告

○議長（東 充洋） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆さん、ご苦労さまでした。

この後、恐れ入りますが、委員会室の方にご参集願いたいと思います。

散会 午後 2時49分

## 平成24年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

### 議事日程（第4号）

平成24年12月12日（水）午前10時開議

- 第 1 総務建設委員長報告について
- 第 2 議第 1 号 上牧町暴力団排除条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議第 6 号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について
- 第 4 議第10号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について
- 第 5 議第11号 米山新町線道路改良工事請負契約の締結について
- 第 6 文教厚生委員長報告について
- 第 7 議第 2 号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 8 議第 3 号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 第 9 議第 4 号 上牧町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 第10 議第 5 号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更について
- 第11 議第 7 号 平成24年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について
- 第12 議第 8 号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について
- 第13 議第 9 号 平成24年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について

### 本日の会議に付した事件

第1から第12まで議事日程に同じ



---

出席議員（12名）

1番	辻 誠 一	2番	長 岡 照 美
3番	堀 内 英 樹	4番	吉 中 隆 昭
5番	石 丸 典 子	6番	木 内 利 雄
7番	康 村 昌 史	8番	富 木 つや子
9番	芳 倉 利 次	10番	吉 川 米 義
11番	服 部 公 英	12番	東 充 洋

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	今 中 富 夫	教 育 長	浅 井 正 溢
総 務 部 長	田 中 一 夫	都 市 環 境 部 長	外 川 武 彦
住 民 福 祉 部 長	塚 尚 起	水 道 部 長	杵 本 和 敏
教 育 部 長	竹 島 正 智	保 健 福 祉 セ ン タ ー 館 長	竹 島 正 貴
土 地 開 発 公 社 常 務 理 事	高 木 雄 一	秘 書 課 長	藤 岡 達 也
総 務 課 長	池 内 利 昭		

---

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 下 間 常 嗣 書 記 山 下 純 司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（東 充洋） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（東 充洋） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎総務建設委員長報告について

○議長（東 充洋） 日程第1、総務建設委員長報告について。  
富木委員長、報告願います。

（総務建設委員会委員長 富木つや子 登壇）

○8番（富木つや子） 総務建設委員会の報告を申し上げます。

12月5日の本会議で当委員会に付託されました議第1号 上牧町暴力団排除条例の一部を改正する条例について、議第6号 平成24年度上牧町道一般会計補正予算（第6回）について、議第10号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、議第11号 米山新町線道路改良工事請負契約の締結について、以上4議案について、12月7日、午前10時から全委員出席により、慎重に審議いたしました結果、全委員、異議なく可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 充洋） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

————— ◇ —————

◎議第1号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第2、議第1号 上牧町暴力団排除条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案をを委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第3、議第6号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

---

◇

◎議第10号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第4、議第10号 平成24年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第2回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

---

◇

◎議第11号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第5、議第11号 米山新町線道路改良工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎文教厚生委員長報告について

○議長(東 充洋) 日程第6、文教厚生委員長報告について。

芳倉委員長、報告願います。

(文教厚生委員会委員長 芳倉利次 登壇)

○9番(芳倉利次) 文教厚生委員会の報告を申し上げます。

12月5日の本会議で当委員会に付託されました議第2号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議第3号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、議第4号 上牧町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、議第5号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更について、議第7号 平成24年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について、議第8号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について、議第9号 平成24年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第2回)について、以上7議案について、

12月6日、午前10時から全委員出席により、慎重に審議いたしました結果、全委員、異議なく可決すべきものと決しました。

以上、報告申しあげます。

○議長（東 充洋） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

---

◇

**◎議第2号の質疑、討論、採決**

○議長（東 充洋） 日程第7、議第2号 上牧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

---

◇

**◎議第3号の質疑、討論、採決**

○議長（東 充洋） 日程第8、議第3号 上牧町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎議第4号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第9、議第4号 上牧町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並

びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第5号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第10、議第5号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更に  
ついて、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第11、議第7号 平成24年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算  
（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）



○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第12、議第8号 平成24年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

---

◇

◎議第9号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第13、議第9号 平成24年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

---

◇

◎閉会の宣告

○議長（東 充洋） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。

◎町長のあいさつ

○議長（東 充洋） 閉会に当たり、招集者のあいさつをお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 全議案、承認、議決をいただきましてありがとうございます。

また、この議会中に皆さん方から質問なり、いろんな提案をしていただきました。これからの上牧町を示す道筋でございますので、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。そして、また何かと今慌しい時期になっております。また寒さも厳しい中でございますので、皆さん方にはどうぞ体を大事にさせていただいて、新しい年をお迎えいただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。



○議長（東 充洋） これをもちまして平成24年第4回上牧町議会定例会を閉会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 東 充 洋

署 名 議 員 富 木 つ や 子

署 名 議 員 芳 倉 利 次